令和７年１１月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会　議　録

長 崎 県 議 会

目　　次

（１１月２６日（委員間討議））
１、開催日時・場所 …… １
２、出　　席　　者 …… １
３、経　　過
≪委員会≫
審査内容等に関する委員間討議（協議） …… １

（第１日目）
１、開催日時・場所 …… ２
２、出　　席　　者 …… ２
３、審　査　事　件 …… ２
４、付　託　事　件 …… ２
５、経　　過
（産業労働部）
≪分科会≫
産業労働部長予算議案等説明 …… ４
新産業推進課長補足説明 …… ４
予算議案等に対する質疑 …… ５
予算議案に対する討論 …… ８
≪委員会≫
産業労働部長総括説明 …… ８
議案に対する質疑 …… １２
議案に対する討論 …… １２
決議に基づく提出資料説明 …… １２
産業政策課長補足説明 …… １２
陳情審査 …… １４
議案外所管事務一般に対する質問 …… １４

（第２日目）
１、開催日時・場所 …… ３４
２、出　　席　　者 …… ３４
３、経　　過
（水　産　部）
≪分科会≫
水産部長予算議案説明 …… ３４
漁港漁場課長補足説明 …… ３５
予算議案に対する質疑 …… ３５
予算議案に対する討論 …… ３５
≪委員会≫
水産部長総括説明 …… ３６
議案に対する質疑 …… ３７
議案に対する討論 …… ３７
決議に基づく提出資料説明 …… ３８
漁政課長補足説明 …… ３８

陳情審査 …… ４０
議案外所管事務一般に対する質問 …… ４０

（第３日目）
１、開催日時・場所 …… ６３
２、出　　席　　者 …… ６３
３、経　　過
（農　林　部）
≪分科会≫
農林部長予算議案説明 …… ６３
農政課長補足説明 …… ６４
予算議案に対する質疑 …… ６４
予算議案に対する討論 …… ６４
≪委員会≫
農林部長総括説明 …… ６５
農政課長補足説明 …… ６８
議案に対する質疑 …… ６９
議案に対する討論 …… ６９
決議に基づく提出資料説明 …… ６９
諫早湾干拓課長補足説明 …… ７０
陳情審査 …… ７１
議案外所管事務一般に対する質問 …… ７１
委員間討議 …… ９５
閉会あいさつ …… ９６

（１２月１９日〔追加上程予算議案審査〕）
１、開催日時・場所 …… ９８
２、出　　席　　者 …… ９８
３、経　　過
（産業労働部・水　産　部・農　林　部）
≪分科会≫
産業労働部長予算議案説明 …… ９９
水産部長予算議案説明 …… ９９
農林部長予算議案説明 …… １００
産業政策課長補足説明 …… １００
新産業推進課長補足説明 …… １０２
経営支援課長補足説明 …… １０２
漁政課長補足説明 …… １０２
水産加工流通課企画監補足説明 …… １０３
漁港漁場課長補足説明 …… １０３
畜産課長補足説明 …… １０４
農村整備課長補足説明 …… １０４
農林部政策監補足説明 …… １０５
林政課長補足説明 …… １０５
森林整備室長補足説明 …… １０６
予算議案に対する質疑 …… １０７

予算議案に対する討論 …… １１３

・審査結果報告書 …… １１４

（配付資料）

・分科会関係議案説明資料　（産業労働部）
・委員会関係議案説明資料　（産業労働部）
・分科会関係議案説明資料　（水産部）
・委員会関係議案説明資料　（水産部）
・委員会関係議案説明資料　（水産部：追加１）
・分科会関係議案説明資料　（農林部）
・委員会関係議案説明資料　（農林部）
・委員会関係議案説明資料　（農林部：追加１）
・分科会関係議案説明資料　（産業労働部：経済対策）
・分科会関係議案説明資料　（水産部：経済対策）
・分科会関係議案説明資料　（農林部：経済対策）

１１月２６日

（委員間討議）

１、開催年月日時刻及び場所

令和７年１１月２６日

自　　午後　１時３０分

至　　午後　１時３３分

於　　委 員 会 室 ４

２、出席委員の氏名

清川　久義	委　　員　　長
白川　鮎美	副　委　員　長
大場　博文	委　　員
宮本　法広	〃
石本　政弘	〃
饗庭　敦子	〃
山下　博史	〃
千住　良治	〃
初手　安幸	〃
大倉　　聡	〃

３、欠席委員の氏名

ごうまなみ　　委　　員

４、委員外出席議員の氏名

な　　し

５、審査の経過次のとおり

― 午後　１時３０分　開会 ―

【清川委員長】ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

なお、ごう委員から欠席する旨の届が出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、初手 委員、宮本 委員のご両人にお願いいたします。

本日の委員会は、令和７年１１月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

― 午後　１時３０分　休憩 ―

― 午後　１時３３分　再開 ―

【清川委員長】委員会を再開します。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようですので、これをもちまして、本日の農水経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

― 午後　１時３３分　散会 ―

第１日目

１、開催年月日時刻及び場所

令和７年１２月９日

自　午前１０時　０分

至　午後　零時１７分

於　委 員 会 室 ４

２、出席委員の氏名

清川　久義	委員長（分科会長）
白川　鮎美	副委員長（副会長）
ごうまなみ	委　　員
大場　博文	〃
宮本　法広	〃
石本　政弘	〃
饗庭　敦子	〃
山下　博史	〃
千住　良治	〃
初手　安幸	〃
大倉　　聡	〃

３、欠席委員の氏名

な　し

４、委員外出席議員の氏名

な　し

５、県側出席者の氏名

宮地　智弘	産 業 労 働 部 長
石田　智久	産業労働部政策監 (産業人材確保・育成担当)
井内　真人	産業労働部次長
野中　一洋	工業技術センター所長
園田　貴子	窯業技術センター所長
福重　武弘	産業政策課長(参事監)
香月　康夫	企 業 振 興 課 長
小宮　総一	企業振興課企画監 (企業誘致推進担当)
原田　啓輔	新産業推進課長
石川　拓朗	新エネルギー推進室長
園田　圭介	経 営 支 援 課 長
松尾　由美	未 来 人 材 課 長
髙見　　誠	未来人材課企画監 （外国人材担当）
黒川恵司郎	雇用労働政策課長

６、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第103号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）（関係分）

第106号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）（関係分）

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

（1）議　案

第131号議案

契約の締結について

第132号議案

契約の締結について

第133号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第134号議案

長崎県総合計画みんなの未来図2030について（関係分）

第135号議案

第4期ながさき農林業・農村活性化計画について

（2）請　願

な　し

（3）陳　情

・要望書（令和8年度森林・林業・木材産業の

施策要望）
・陶磁器産業振興に係る県政要望書
・要望書（本県における農業競争力強化のための農業農村整備事業の強力な推進に向けて）
・要望書（島原半島振興対策協議会ほか）
・令和8年度長崎県農林施策に関する要望書
・国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情
・令和8年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
・中小・小規模事業者支援に関する要望

８、審査の経過次のとおり

― 午前１０時　０分　開会 ―

【清川委員長】 おはようございます。ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第131号議案「契約の締結について」外4件でございます。そのほか、陳情8件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分外1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部ごとに掲載しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限って再度質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより産業労働部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日審査を行う第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分と、委員会付託議案である第133号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、まず、予算議案及び第133号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論、採決を行うことといたします。

そして、委員会再開後、第133号議案について討論、採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、理事者側から試験研究機関の幹部職員の紹介を受けることといたします。

【宮地産業労働部長】 おはようございます。産業労働部の試験研究機関の幹部職員をご紹介いたします。

（各幹部職員紹介）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【清川分科会長】 それでは、分科会による審査

を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より、予算議案及び第133号議案について説明を求めます。

【宮地産業労働部長】産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしましては、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料でございます。

2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

補正予算のうち、産業労働部関係についてご説明いたします。

初めに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は記載のとおり計上しており、その内容は、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、債務負担行為の内容についてご説明いたします。

長崎県東京産業支援センター管理運営負担金は、長崎県東京産業支援センターの管理運営に要する経費について、令和8年度から令和10年度までの債務負担として、4,478万7,000円を措置するものであります。

また、関連する議案であります第133号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、長崎県東京産業支援センターの管理運営を行う指定管理者を公募した結果、株式会社コンベンションリンケージを指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は記載のとおり計上しており、その内容は、職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】 次に、新産業推進課長より、補足説明を求めます。

【原田新産業推進課長】私から長崎県東京産業支援センターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

令和7年11月定例県議会農水経済委員会説明資料、第133号議案「公の施設の指定管理者の指定について」産業労働部となっております横長資料の3ページ目をお開きください。

まず、この施設について補足させていただきますと、本県の中小企業の皆様に対して、首都圏における販路開拓や情報収集等の事業活動のための場として貸事務室を提供するとともに、県内の産業に関する情報の発信拠点として、平成14年4月に東京都の新宿区四谷に設置したものでございます。4階建てで2階から4階が貸事務室となっており、合計38の貸事務室のうち、現在36室にご入居いただいております。

今回提案しております指定管理者は、2に記載しておりますとおり、東京都千代田区が本社の株式会社コンベンションリンケージでございます。

指定期間は、3に記載のとおり、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。

指定管理者が行う業務については、4に記載の

とおり、（1）から（4）までございます。支援センターの使用許可や支援センターの施設等の維持管理及び修繕、支援センターの使用料等に関する業務、その他運営に関して必要となる業務となっております。

4ページ目をご覧ください。

選定結果については、5に記載のとおり、本年8月1日から9月10日の41日間募集を行ったところ、1社から応募がございました。金融機関、創業支援の専門家、中小企業支援機関、学識経験者の外部有識者等で構成いたします選定委員会により、応募内容について審査を実施いたしました。

審査の結果、入居企業への手厚い販路開拓支援が期待できることや、経営の安定性が高いことに加え、支援スタッフを安定して雇用できるよう、十分な給与水準での待遇が想定されていることなどの理由により、選定基準を上回る高い評価となりましたことから、事業計画書に沿って、東京産業支援センターを適切に管理・運営できる能力を有していると判断いたしまして、株式会社コンベンションリンケージを指定管理者の候補者に決定したものでございます。

最後に債務負担額につきましては、指定管理予定期間である3年分4,478万7,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第133号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。第133号議案について、質問をさせていただきます。

今ご説明がありましたこの指定管理者の指定ですけれども、この応募が1社しかないというところを県としてはどのように捉えているのかお伺いします。

【原田新産業推進課長】今回応募者を増やすための工夫といたしまして、都内等で同様の施設の指定管理を行っている企業等に対して、電話等により本件の募集の情報を周知するなど、応募者の確保に努めてまいりましたが、最終的に応募1社となってしまいました。

現地説明会の時点では、4社が参加しましたが、結果的に1社となっております。より多くの応募者から色々な提案をいただいて、よりよい運営がされるというのが大事だと考えております。

ただ、現地説明会に参加した企業から、人手不足の中で人員の配置は困難であるとの話もあったことから、今後あまり人手が要らないように、自動化や、遠隔化、省人化など様々な先端技術によって、あまり人がいなくても管理できるようなものができるように、施設の運営等も考えていきたいと思っております。

今後とも応募者の増加を図るためにしっかり、周知や応募期間の十分な確保などに努めていきたいと思っております。

【饗庭委員】ぜひ多くの人から応募をしていただけることがいいかなと思います。この株式会社コンベンションリンケージさんがずっと関わっておられるようですけれども、全体的に関わってから何年になるかと、先ほどご説明があった中、高得点で認められたとのことですけど、選定基準は500点満点で300点以上のところ、500点満点で388点と記載してあるんですが、これは、どこが高得点なのかというところも含めてご説明いただければと思います。

【原田新産業推進課長】 まず、1点目ですが、この東京産業支援センターに指定管理制度を導

入したのが平成18年4月からでございます。それから今までずっとコンベンションリンケージ様が指定管理者を務められております。

最初の2回、平成18年度、平成23年度については1社応募ではなくて、3社の中から1社を選定したという形があったのですが、それ以降は応募自体も1社が続いている状況でございます。

2点目は、高得点という話でございますが、先ほども補足でご説明いたしましたが、色々なノウハウを持たれているコンベンションリンケージ様は、全国で同様の施設の管理や、指定管理39施設を運営されておりまして、様々なノウハウを持たれていますので非常に高いスキルを持たれております。

そのようなところが外部審査員の方に評価されて、500点満点で388点という評価をいただいたということで、選定基準の6割となる300点は十分に超えているという意味で高い評価をいただいたと考えております。

【饗庭委員】 388点がどう高いかは疑問ですけれども、理解したいと思います。

やはり長年続いてるということですので、ぜひ今後は多くの方に参加しやすい、やはり人材不足も含めた中で考えていくことが必要かと思います。

以上で終わります。

【清川分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。私の方からも、第133号議案についてご質問させていただきます。

先ほども饗庭委員からもありましたけれども、再度、長崎県東京産業支援センターの役割、それと入居者の方々が企業とご説明ありましたが、実績っていう言い方が適当なのかどうか分かりませんけれども、今までどのような活動をされて、どのような企業を輩出されたっていう言い方がいいのかどうか分かりませんが、実績についてもちょっと教えてください。

【原田新産業推進課長】 まず、この東京産業支援センターの役割ですが、本県の中小企業者の皆様、首都圏に営業拠点を持たない中小企業の皆様が首都圏における販路開拓とか、情報収集などを行う事業活動の拠点として使っていただくという意味で、貸事務室を準備しております。また、県内産業に関する情報の発信拠点としても考えているところでございます。

入居企業ですが、貸事務室が今38室ありますが、そのうち36室が入居中で、複数の部屋を借りている方もいらっしゃいますので、企業数が22社になっております。

事業活動ということで、先ほども申し上げましたけれども、首都圏で色々な営業活動をしていただいて、売上げを伸ばしていただくのが一番の成果と思っておりますが、成功例としまして、例えば、島原市に本社を置く紳士服の繊維製品を製造する事業者の方が自社ブランドの紳士服を首都圏の百貨店や、セレクトショップなどに対して営業活動を行われており、これは首都圏での売上げだけで4,500万円に達しまして、会社全体の12％以上を占めるなど、事業拡大につながっております。令和3年6月に入居していただいた企業なので、比較的短い期間である程度の成果が出ていると考えております。

【宮本委員】 ありがとうございました。38室あるうちの36室と、合計22社ということでご説明いただきました。要は東京首都圏における販路拡大のお手伝いをしていただくということで理解しました。

初歩的な質問で大変申し訳ないんですけれども、株式会社コンベンションリンケージが指定

管理者ということですが、これは常駐されてらっしゃるこの方々が、長崎県東京産業支援センターに常駐をして、様々な経営支援、販路拡大をということでしょうけども、何名ぐらい実際にここにいらっしゃるのかをお聞かせください。

【原田新産業推進課長】コンベンションリンケージ様の社員の方に常駐をいただいておりまして、常勤の方1名と短時間勤務1名ということで、2名体制で毎日、土日祝日、年末年始を除いて午前9時から午後6時まで運営をしていただいているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。年中無休ということで、いらっしゃるんですね。

【原田新産業推進課長】 土日祝日、年末年始を除いて、常にいらしています。

【宮本委員】 ありがとうございます。22社に、1名ずつという単位は、体制としては、少ないような気がしますが、4ページにあります債務負担額は3年間で4,478万7,000円なので、年にすると約1,400万から1,500万弱ぐらいですけれども、これは入居している企業からも貸賃料をいただいており、こちらはこういう方々の人件費やほかの活動資金ということでしょうけれども、より具体的に教えていただけますでしょうか。

【原田新産業推進課長】負担金の内訳でございますが、2人分の人件費がございまして、あとは建物の保守ということで、エレベーターの管理や、設備の管理など、そういった保守費用、あと修繕費などもかかりますし、他に様々な通信費や、事務費がありますので、そういったものを合わせて年間約1,400万円から1,500万円程度になっております。

【宮本委員】 ありがとうございます。先ほどご説明ありましたけど、1名体制、1名1名だったですよね。1名ずつ合計2名ということでありましたが、今までと変わりない人材ですか。今までの期間と同じで、応募を3年後にされるという理解でいいのかも教えてください。

【原田新産業推進課長】基本的にコンベンションリンケージ様の方で人材配置がされておりますけれども、今後3年間の計画におきましては、令和8年度から今と同じ方が引き続き担当していただいて、年齢の関係などで令和9年度からは、新しい方を採用する予定と聞いているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。長崎の企業の方々が首都圏において販路拡大するという観点は、非常に大事でありますし、指定期間がありますので、何か指定管理者から、これを3年間新しく取り組みますよと、こういった形でもっと長崎の企業の方々が販路拡大できるような取組をしますというような提示があっているのか、そういったものが必要だと思いますけれども、新しい取組についても教えてください。

【原田新産業推進課長】販路開拓はとても大事ですし、非常に難しい面があると思いますので、まず指定管理者から提案いただいていることについては、入居企業同士の交流を深めて、販路の開拓に一緒に取り組んで行く、あとは専門家を招いてのセミナーを実施するなど、先ほども申し上げましたけれども、コンベンションリンケージ様は、全国各地で、首都圏にもございますけれども、たくさんの施設運営、こういった同様の施設の運営をされていますので、そこで培ったノウハウ、経験などをこの東京産業支援センターでも活かすといったことで、横のつながりとかも含めて対応していただけるという提案をいただいております。

【清川分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって予算議案及び第133号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第106号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【清川委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、産業労働部長より総括説明を求めます。

【宮地産業労働部長】産業労働部関係の議案等についてご説明いたします。

資料といたしましては、農水経済委員会関係議案説明資料当初案でございます。

当初版の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第133号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分であります。

第133号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、先ほど分科会にてご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分につきましては、長崎県行政に係る基本的な計画について、議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱の下、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5か年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、産業労働部関係部分では、基本戦略「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」において、「半導体関連産業の振興」として、地場企業の需要獲得に向けた半導体製造装置を中心とするアンカー企業誘致、産学官連携による人材育成・確保の仕組みづくりを推進するほか、「航空機関連産業の振興」として、県内中核企業の規模拡大支援、中核企業が獲得した受注の波及効果を最大化するための受注体制の構築を推進してまいります。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせ、しっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告しますのは、経済・雇用の動向について、価格転嫁・物価高騰対策について、企業誘致の推進について、造成関連産業の振興について、スタートアップの取引拡大支援について、デザインアワード2025について、浮体式洋上風力発電について、水素関連事業の推進につ

いて、中小・小規模事業者支援について、産業人材の確保について、外国人材の受入れ促進について、高等技術専門校の取組について、事務事業評価の実施について、研究事業評価の実施について、次期ながさき産業振興プラン（仮称）についてであります。このうち、新たな動きについて、主なものをご紹介いたします。

4ページをご覧ください。

価格転嫁・物価高騰対策について。

中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は、構造的な人手不足に加え、物価高や最低賃金の大幅な引上げなどにより、厳しさを増しているものと考えており、県ではこれまでエネルギー価格高騰に対する支援のほか、生産性向上に向けたデジタル化支援など、各種対策を講じているところであります。

具体的には、工業用LPガスの使用量が多い陶磁器や食料品製造企業などに対し、料金高騰分への支援を行い、令和6年度から今年10月末までに延べ214社にご活用いただいております。

また、デジタル化支援については、建設や卸・小売をはじめ製造業や福祉関連などの各分野において、令和5年度から今年10月末までに775の事業者を支援いたしました。

さらに、こうした物価高騰対策を実効性のあるものとし、本県における円滑な賃上げを推進するためには、物価上昇分の適正な価格転嫁を進めることが重要であることから、県では、一昨年、「県内経済団体等と価格転嫁の円滑化に向けた連携協定」を締結し、加えて、昨年度には全国で初めて国が設置する下請取引の適正化に係る相談窓口「下請かけこみ寺」や経営相談窓口「よろず支援拠点」等と「相談・支援の強化に関する連携協定」を締結し、機運醸成を図ってまいりました。

その結果、価格交渉に適切に対応することを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の企業数は、一昨年度の協定締結時から5倍以上増加し、九州で1位の伸び率となるなど、価格転嫁の機運が高まってきております。

また、さらなる機運醸成のため、11月13日に全国で初めて公正取引委員会や消費者庁などの国の機関、さらには経済団体、労働団体と連携して「価格転嫁推進シンポジウム」を開催し、改正下請法や消費者マインドの醸成について講演をいただきました。

今後とも、厳しい経営状況にある県内の中小・小規模事業者を支援するため、国の経済対策等の状況を注視しながら、必要に応じ、追加の支援を検討してまいります。

次に、5ページ下段をご覧ください。

造船関連産業の振興について。

造船業については、国において支援強化の検討が進む中、本県のサプライチェーンを強靭化することにより、今後の日米連携に貢献しつつ、本県造船業のさらなる成長ができる機会と捉え、国と連携しながら取り組んでいるところであります。

このような中、去る10月30日に佐世保市と合同で本県の造船業に対する設備投資や人材確保・育成への支援強化について、国土交通省、経済産業省及び防衛省に対し要望をいたしました。

本県からは、本県の造船サプライチェーンにおいては、商船と防衛の両分野で建造・修繕に取り組むとともに、浮体式洋上風力の分野にも進出するなど、今後の日本の成長に欠かせない取組が進められていることに加え、佐世保市を中心としたサプライチェーンを強靭化することは、日米の連携にも寄与することを説明し、特

段の配慮と支援を要望いたしました。

その結果、11月10日に開催された国の日本成長戦略会議においては、本県が要望した経済安全保障推進法の特定重要物資へ船体を追加する方針が示されるなど、本県の要望内容の一部が早くも実現の方向に動き出しております。

県としては、引き続き、国や関係自治体とも連携しながら、本県造船業のさらなる振興に向け、力を注いでまいります。

次に、6ページ中段をご覧ください。

スタートアップの取引拡大支援について。

県では、スタートアップのさらなる振興を図るため、資金調達ができ、次の段階に向かうスタートアップに対して、売上拡大など成長への支援が重要であると考えております。

このような中、去る11月6日、大手コンサルティング会社による事業計画のブラッシュアップなどを経た有望な県内スタートアップ5社が、東京都大手町において開催された首都圏大企業等との取引マッチングの機会となるイベントに登壇いたしました。

当日は、首都圏大企業の新規事業担当者など254名の参加があり、県内スタートアップは、ＡＩやバイオ技術などを活用した先進的なサービスを積極的にアピールし、発表後も活発な質疑応答が交わされました。イベント後も、大手コンサルティング会社の専属担当者が各社のフォローを行っており、関心を示した企業と個別面談を設定するなど、取引開始に向けた伴走型の支援を継続しております。

引き続き、県内スタートアップの成長に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、7ページ中段をご覧ください。

浮体式洋上風力発電について。

県では、洋上風力発電で2040年に最大45ギガワットという国の目標達成に向け、導入拡大が必要とされている浮体式洋上風力発電については、県内企業が造船業で培った技術や人材を生かせる分野と考え、今後、県内企業のサプライチェーン構築を図っていきたいと考えております。

このような中、県内では住友商事や日揮、大島造船所などの大手企業が連携し、浮体式について世界初の量産サプライチェーン構築を目指す取組が動き出しており、県では、今年度から浮体式に取り組む県内企業の支援を強化しております。

県内企業の市場参入意欲も高まりを見せており、先月には、浮体式の基礎製造に取り組む国内大手企業3社による商談会を開催したところ、54社の県内企業が参加したほか、浮体式の県内サプライチェーンの中核を担う県内企業が浮体構造部材の生産等に対応するため、県などの支援を受け、長崎市内に工場を新設することを発表したところであります。

また、県内では、再エネ海域利用法に基づく促進区域の中で、全国に先駆けて、来年1月に五島市沖が運転開始予定でありますが、これに加え、去る10月には、国から五島市南沖が新たに浮体式洋上風力発電の準備区域に整理され、今後、浮体式の導入に向けた具体的な検討が進むこととなります。

今後とも県では、県内における浮体式に係る世界初の量産サプライチェーンの構築に向け、世界的に成長する浮体式の洋上風力発電市場に県内企業が参入できるよう、積極的に後押ししてまいります。

次に、8ページ中段をご覧ください。

水素関連事業の推進について。

県では、水素については昨年5月、供給・利用

を早期に促進する「水素社会推進法」が成立するなど、今後、関連市場の成長が見込まれると考えております。

そのため、県では、今年度から新たに水素関連市場において、県内企業が造船業等で培った技術や人材が活用でき、水素に関する県内サプライチェーンの構築に資する取組について、支援の認定をしており、ブラザー工業や県内関連企業等が連携しながら、新たなプロジェクトの創出に向けた検討を進めてきたところであります。

このような中、去る8月に認定した県内企業による水素を利用した小型船の開発・事業化を実施するプロジェクトに続き、10月に2例目として、ハウステンボスが水素を含む園内の脱炭素化に向けた新たな計画の策定を行い、その計画に基づき、園内での実証事業等を実施する新たなプロジェクトへの支援について、認定をしたところであります。

今後とも、県では、成長分野である水素市場への参入を目指す県内企業を後押ししてまいります。

次に、10ページをご覧ください。

産業人材の確保について。

成長が期待される半導体・情報関連分野の人材確保については、国の有利な財源を活用し、求職者を対象にした「体験型正規就労促進事業」において、半導体や情報関連分野の就業にチャレンジできる環境づくりに取り組んでおり、11月15日には、第4回のマッチングイベントを開催いたしました。

また、情報関連については、未経験者を対象に、プログラミングなどの基礎知識の習得から、正規職員としての就職に至るまでの一貫した支援を実施する「ながさき　ＩＴ　ＣＡＭＰ」には、71名の求職者に受講いただいており、11月17日には中間発表会及び企業交流会を開催し、企業の人材確保につながるよう努めております。

一方、高校生の県内就職促進については、生徒に県内企業の魅力を周知する取組として、工業科高校の生徒を対象に開催している広域合同企業説明会を、今年度は商業・農業・普通高校の生徒を対象に加え、12月11日と12日の2日間に拡大して実施することとしており、引き続き、本県産業に必要な人材が確保できるよう取り組んでまいります。

次に、13ページ下段をご覧ください。

次期ながさき産業振興プラン（仮称）について。

長崎県総合計画の部門別計画の1つであるながさき産業振興プランが本年度で終期を迎えるため、後期計画として、新たに令和8年度から5年間を計画期間とした「次期ながさき産業振興プラン（仮称）」を策定することとしております。

本プランでは、本県産業を取り巻く現況や時代の潮流、本県産業の課題等を踏まえ、新しい時代において、本県産業が持続可能な発展を遂げるため、県内総生産向上、賃上げ所得向上、良質な雇用創出による好循環により、地域経済の活性化を図ることを目指し、新たな長崎県総合計画に掲げた方向性に基づく施策を着実に実行していくこととしております。

このため、本県産業の振興のための基本指針として、「基幹産業の振興」「中小・小規模事業者の持続的発展」「産業人材の育成・確保」の3つの柱を据え、その下に具体的な振興施策を構築し、効果的な施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

去る10月29日には、民間企業、大学、商工団

体等からなる「次期ながさき産業振興プラン（仮称）」に関する有識者会議を開催し、本プランの素案についてご協議いただいたところであります。

今後、県議会でのご議論やパブリックコメントによる県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を重ね、今後、計画議案として議会にご提案したいと考えております。

その他の項目については記載のとおりでございます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

第133号議案の質疑につきましては、分科会において終了しておりますので、第134号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質疑がないようですので、これをもって終了いたします。

次に、第133号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第133号議案及び第134号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【福重産業政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働関係の状況についてご説明いたします。

資料は、農水経済委員会提出資料産業労働部をご覧ください。

今回ご報告いたしますのは、いずれも令和7年9月から10月におけるものでございます。

まず、2ページにつきましては、補助金内示一覧表でございます。県が貸付けを行って実施する個別事業に関し、市町に対して内示を行った間接補助金を2件掲載しております。

次に、3ページから9ページでございます。

こちらは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。産業労働関係の計2項目について掲載をしております。

最後に10ページから11ページにつきましては、附属機関の会議結果について1件を掲載しております。

以上で私からのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【清川委員長】 次に、産業政策課長より補足説明を求めます。

【福重産業政策課長】 私の方からは、次期ながさき産業振興プランの素案についてご説明申し上げます。

まず、この資料は補足説明資料、次期ながさき産業振興プラン（仮称）の素案として上げておりますのでご覧ください。

前回の委員会におきまして、このプランの骨

子の説明をさせていただきましたが、今回は素案となっております。こちらの方、冒頭7ページから第1章に「長崎の産業を取り巻く現況」として、統計データなどを用いて、県内企業の現状を分析しているところでございます。

続いて、38ページの第2章からは、「産業振興に向けた基本方針と政策の方向性」について記載をしておりまして、さらに、49ページ以降の第3章に「具体的な政策展開と重点推進プロジェクト」について記載をしております。

こちらの冊子は、非常にページ数が多いものでございますので、本日は別にご用意いたしました素案概要を使ってご説明申し上げます。

それでは、次期ながさき産業振興プラン素案概要の2ページ目をご参照ください。

人口減少が進む本県におきまして、地域を維持し、持続的な経済発展を図るためには、半導体や航空機などの成長分野の振興等による県外需要の獲得と併せて、中小・小規模事業者の厳しい経営環境に対しまして、人手不足の中でも成長を可能とするデジタル化等の生産性向上支援や、商工団体などと連携した経営支援の強化が重要と考えております。

そこで、次期産業振興プランの策定に際しては、県内産業の課題に対して、「基幹産業の振興」「中小・小規模事業者の持続的発展」「産業人材の育成・確保」という3つの基本方針を掲げ、具体的な施策を講じていくこととしております。また、これに併せまして、今後5年間で特に重点的に進めてまいりたい取組については、6つの重点推進プロジェクトとして設定をしています。

このプロジェクトの位置づけとしては、目まぐるしく状況が変化する昨今におきましても、今後5年間は県として、予算面や組織面をしっかり手当てをして取り組もうとするものでございます。中でも、基幹産業の振興に掲げる成長分野の取組は、県内企業が造船業で培ってきた高度な技術力と優秀な専門人材が生かせる分野として、これまでも継続的に推進している分野でもあります。

3ページ目をお開きください。

こちらには基幹産業4分野における売上高と雇用者数のこれまでの推移及びプランにおける目標値を記載しております。こちら2ページ目の説明と3ページの図をそれぞれご確認いただきながら、確認いただきたいと思っております。

まず、重点推進プロジェクトの1つ目であります半導体関連につきましては、九州では熊本に次ぐ売上高1兆円を目指し、戦略的に工業団地を整備し、県内企業への大きな波及効果が見込める半導体製造装置関連等のアンカー企業を誘致することや、県内大手企業の規模拡大を支援することで、県内企業のサプライチェーンの拡充を図ってまいります。

2つ目の航空機関連では、市場参入に必要な認証の取得企業数が九州でトップとなるなど、国からも注目される、九州を代表する航空機関連産業集積県となっている現在、今後の売上げの倍増に向けまして、中小企業の技術力向上など、基幹産業化に向けた取組を支援してまいります。

3つ目の造船業につきましては、米国との関税交渉の中で、経済安保の観点などから、現在、国におきまして、造船業全体への支援強化が検討されているところでございまして、防衛関連も含めて、県内企業の技術力の向上や規模拡大などを支援し、本県にとって過去最高の売上高となる5,569億円を目指してまいります。

4つ目の海洋エネルギー関連につきましては、2040年に45ギガワットの導入を目指す国の目標

達成に向けまして、必須となります浮体式洋上風力発電分野において、世界初の量産サプライチェーンの県内構築を目指すなど、国をリードする取組を促進してまいります。

続きまして、4ページ目をお開きください。

重点推進プロジェクトの5つ目、地域経済を支える中小・小規模事業者の支援につきましては、人手不足に加えまして、物価高騰や最低賃金の上昇など経営環境が厳しさを増す中、デジタル化等による生産性向上支援や、今年度20年ぶりに増員する商工会議所、商工会の経営指導員による伴走支援の強化などによりまして、賃上げの原資となる売上げの増加を目指してまいります。

そして、重点プロジェクトの最後、産業人材の育成確保についてですが、県では、県内企業のニーズに沿った人材を育成し、そして確保するために、県内大学生のUIターン就職や、県内大学生・高校生の県内就職の促進に向けまして、県内外の大学や県内企業、関係機関等と連携を強化し、学生生徒と企業を結びつける取組をきめ細かに実施して、県内企業を後押しし、本県産業の発展を推進していくこととしております。

また、多様な人材の労働参加が促進されるよう、柔軟に働くことができる環境を整えながら、求職者の支援に取り組みます。

高等技術専門校では、県内産業に即戦力となる労働者を輩出し、地域産業を支える重要な役割を担っていることから、入校生の確保に努め、技能者、技術者等の人材育成に取り組んでまいります。

さらに、外国人材につきましては、地域産業の担い手として活躍が期待されるものの、国内外で人材獲得競争が激化し、育成就労制度における規制緩和などにより人材の流出が懸念されることから、受入れ促進に係る取組を進めながら、本県が外国人材の方々に選ばれ、定着していただける県となるよう、本県で働く魅力の発信であるとか、環境整備の支援に努めてまいります。

こういった取組を重点推進プロジェクトとして位置づけまして、産学官一体となって地域を支える企業の人材確保に努めてまいります。

最後の5ページ目には、政策全体の体系図を記載しておりますので、併せてご確認いただければと存じます。

以上で次期ながさき産業振興プラン（仮称）の素案に関する説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

サイドブックスに掲載されております陳情書一覧のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、76、87及び92となっております。

陳情書について、何かご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はございませんか。

【饗庭委員】 議案外について、何点か質問をさ

せていただきたいと思います。

最初に部長説明の4ページの中で、全国で初めて設置された下請取引の適正化に係る相談窓口「下請かけこみ寺」や経営相談窓口「よろず支援拠点」等をつくっておられるということですけれども、この相談件数がどれくらいあるのかお伺いします。

【福重産業政策課長】 県では、価格交渉に向けた具体的な行動を促すために、令和6年6月17日、国が設置する相談窓口であるよろず支援拠点や下請かけこみ寺、長崎県中小企業診断士協会と相談支援の強化に関する協定を締結いたしました。

協定締結機関やオブザーバーである公正取引委員会との連携を図りながら、効果的、効率的な価格交渉を後押しし、適切な価格転嫁の促進に努めているところでございます。

そこでお尋ねの相談件数につきましては、昨年度の件数でございますが、よろず支援拠点では1万8,862件、そして下請かけこみ寺では45件、そして長崎県中小企業診断士協会では236件となっております。

【饗庭委員】 ありがとうございました。そういうふうに相談していただいて、ぜひ倒産とか破産申請にならないようにしていただきたいと思ってるんですけれども、やはりこの長崎でも、私の地元でも最近また破産申請とかが行われている状況になっています。この相談窓口に相談していただき、それを事前に止めていただきたいと思うんですが、そういう中で、倒産や破産申請の件数が把握できているのかお伺いします。

【園田経営支援課長】令和7年の1月から11月末までの速報の数字でありますと、倒産件数は44件と、昨年度よりも減少しているという状況でございます。

【饗庭委員】昨年度よりは減少しているということですけれども、44件もあるという状況の中で、より倒産になる前に予防していただきたいんですけれども、この相談窓口をどのように活用していくのか、そのあたりの県の考えをお伺いします。

【園田経営支援課長】相談窓口の設置につきましては、価格転嫁の相談ということで、今、活用が進んでいるところでございます。ただ、それを相談によって、どれだけ倒産が防がれたかというのは数字としては、我々として持ち合わせておりません。

事業者の経営状況につきましては、県の支援だけではなくて、企業の経営判断とか、国や市、あとは民間の支援機関とか、いろんな支援の中でなされている複合的な要因もございますので、県の支援だけでどれだけ止められたかというのがなかなか状況としては把握できていないという状況でございます。

【宮地産業労働部長】ちょっと追加で説明いたします。

価格転嫁の窓口は、基本的には名前のとおり価格転嫁に関してご相談を受けようと。例えば製造業で発注者側がなかなか価格の転嫁について相談に応じてくれないとか、そういうふうな話をいろいろ聞いて、関係機関で後押しをしていこうというところでございます。

もしくは、先日、セミナーを開催しましたけれども、飲食業において戦略的にセットメニューにして少し実は単価を上げているみたいな、そういうふうな価格転嫁の方法についてご相談するというのが価格転嫁の窓口で、今、委員お尋ねの倒産とか資金繰りのところは、これは定期的に金融機関と我々、会議を設けております。現時点、足元の状況を申し上げますと、個別に

はいろいろ企業様の状況があると思いますけれども、全体としては前向きな資金が売れています。多分ご案内のとおり、今、金利が上がってきておりますので、比較的銀行様のプロパーの資金よりは私どもがご提供する制度融資というのは長期で低利な資金が調達できます。

ですので、前向きな事業をやりたいと思われる事業者様は、先にそういう資金をご活用して取り組もうとされているのかなということで、先ほど倒産件数は減っているというご報告も差し上げましたけれども、現時点では、そういうふうな資金環境と我々は見てございます。

【饗庭委員】 ありがとうございました。前向きなことで、金利の低いところで借りてやっておられるというような状況かと思います。

今おっしゃった価格転嫁、中小企業さんに聞くと、非常にやっぱり難しいと。いろんな支援もしていただいているけれども、実際なかなか価格転嫁できていないという状況かと思います。

そういう中で、本会議場で部長の答弁の中に今後は直接支援も考えていこうというような答弁だったかと思いますが、その詳細について、現時点で分かっているというか、国の予算をもらってするんでしょうけれども、そのあたりを教えてください。

【福重産業政策課長】 国におきまして、先日閣議決定されました総合経済対策の中では、地方自治体が活用できる重点支援地方交付金の支援メニューといたしまして、群馬県が実施しております、従業員が賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人当たり5万円を支給するといった賃上げに係る支援が例示されております。

これを受けまして、今後、県では、国からの実際の交付額や他県の取組等も参考にしながら、限られた財源の中で何が効果的であるのか、支援の検討を引き続き進めているところでございます。

なお、国からの交付金活用の推奨事業メニューは示されてはいるものの、本県の配分額はまだ明らかになっておりませんので、引き続き、国の推奨メニュー等も参考にしながら、交付金を活用した具体的な支援策の検討を継続してまいります。

【饗庭委員】 国から示されたら、早めにぜひ進めていただきたいと思います。

次に、8ページの水素関連事業のところでお伺いしたいと思います。

水素関連事業の中で、県内企業による水素を利用した小型船開発・事業化を実施するプロジェクトに続き、10月に2例目として、ハウステンボスが水素を含む園内の脱炭素化に向けた新たな計画の策定を行い、その計画に基づき園内での実証事業等を実施する新たなプロジェクトへの支援について認定したとなっておりますが、すごく期待できるところかと思っております。

このハウステンボスの中でどのようなことが行われるのか、分かってる範囲で教えてください。

【石川新エネルギー推進室長】水素の取組への支援についてのお尋ねでございます。

今年度、県では水素等関連産業進出促進事業補助金を実施しておりまして、今年度2件目としまして、ハウステンボスさんの取組の支援を決定したところでございます。

具体的な中身ということですけれども、今後、ハウステンボスさんが園内の脱炭素化に向け、若干期間としては長めと伺っておりますけれども、ロードマップを策定するという計画でございまして、まず、そのロードマップ策定の取組

自体も支援するということにしております。

そのロードマップの中で、園内で水素を活用するということも想定されておりまして、具体的に、この補助金2年間の支援ですけれども、2年目の後半ぐらいから実証事業もやるという計画になっております。

具体的にどういったところで水素を活用できるかは、今、ハウステンボスさんが社内で検討されているところですので、具体的なことは今後出てくるということになっておるのですけれども､例えばイルミネーションでありますとか、園内でいろんなモビリティが動いておりますので、そういったところで活用できるのではないかという検討をしていると伺っております。

【饗庭委員】これからということではございますけれども、今言っていただいたイルミネーションとか、水素を活用しているというのをより県民の皆さんにも知っていただき、水素を活用することが広がっていくといいかなと思います。

次に、外国人材のところでお尋ねしたいと思います。

最近、報道でもあっているかと思うんですけれども、技能実習生とか特定技能で入ってこられた外国人の方が日本で技術を学び、その後、他国で活かしているという状況で、活かしていただくのはいいのかなと思うんですけれども、企業さんがせっかく育てたのにその後、戦力になろうというときに帰られる、他国に行かれるというような状況があると報道されていましたけれども、長崎県の状況としてはどのようになっているのかお伺いします。

【髙見未来人材課企画監】委員のお話にありました状況につきまして、本県において具体的な話っていうのは寄せられてなく、県内の監理団体で構成します連絡協議会にお尋ねをしたところ、協議会でも具体的な事例っていうのは聞いてないとのことですが、やはり技能実習期間終了後とか、特定技能において、県外や他国に転出するケースもあるのではないかということでした。

また、福岡出入国在留管理局の長崎出張所にも確認をしましたけれども、入管の方は日本に在留する外国人の方を審査するということで、出国先とか、その目的は把握してないということで、やはり具体的な状況というのは分からないのですが、先ほど申し上げたとおり、技能実習期間終了後などにおいて、他国を選択するケースというのはあり得るものと考えております。

【饗庭委員】やはり長崎県も人材不足っていうのもありますので、ぜひ外国人の方に学んだ後も定着していただくことがいいかなと思います。

そういう中で、他国に出ていくっていうのは長崎ではやっぱり賃金が低く、他国と比べると2倍ぐらい違うみたいなお話もあったかと思いますが、そのあたりについての県の見解をお伺いします。

【髙見未来人材課企画監】 まず、令和9年から施行が予定をされております育成就労制度については、送り出し先として、台湾とか韓国が上位に上昇をしておりまして、日本は相対順位が低下傾向にあること、それから韓国の平均月給がもう日本を上回るという状況などを踏まえまして、委員のお話にありますような国際的な人材獲得競争の激化を踏まえまして、外国人が日本で働きながらキャリアアップできる仕組みを構築して、長期的に日本の産業を支える人材を確保することを目指すと、そういうふうな制度設計になっておりますので、県としましては、まずは、この制度趣旨に沿った適切な受入れが進むように、事業者の理解促進に努めてまいり

たいと考えております。

また、県内事業者の賃上げを後押しするという観点では、先ほどからもお話にありましたけれども、適切な価格転嫁を促す取組ですとか、生産性向上への支援を進めるとともに、外国人の方々についても賃金だけではなくて、やはり安心安全な日本や、地方に魅力を感じられる方もいらっしゃいますので、外国人材の方々が本県を選んで定着していただけるように、相互理解を深める取組ですとか、安心して働き暮らせる環境整備、それから生活面での支援、日本語とか､やはりキャリアアップを支援していくと、そういった取組など、賃金以外の面で魅力向上に向けて、引き続き、事業者における取組をしっかりと後押ししていくことが重要かと考えております。

【饗庭委員】 賃金以外も支援しながら、賃金も含めて考えていただければと思います。

そういう人材不足で、今回ながさき産業振興プランの24ページに雇用状況が載っておりまして、この雇用がかなり不足しており、不足が53.8％ということで、もう本当に深刻な人手不足状況が続いているかと思います。

この対策として、県内就職も含めて、県として、この人材が不足しているところにどのようにして支援をしていくのかお伺いします。

【松尾未来人材課長】深刻な人材不足の対策についてでございます。

委員がお話のとおり、次期産業振興プランのアンケートの中でも、雇用の過不足感について尋ねたところ、53.8％の企業が不足していると回答されております。

また、商工団体からも、人手不足に対する支援についての要望がなされておりまして、人材不足への対応につきましては、大変重要であると考えているところでございます。

人材確保を進めるためには、企業の魅力を高めていただくことが重要でありまして、生産性の向上などによる賃上げの促進や、職場環境の改善などにも力を入れて取り組んでおるところでございます。

また、大学や高校、県内企業などと連携を強化しまして、学生・生徒と企業を結びつける取組をきめ細かに実施する必要があると認識しております。

具体的には、県内企業と県内外の大学との交流イベントの開催など、県内企業が自ら大学にアプローチできるよう支援するとともに、高校におきましては、職場見学会や企業説明会、さらには、保護者対象の企業見学などを開催しまして、県内企業の魅力発信や、企業の採用力向上に努めております。

今後とも、関係機関と連携しまして、全国的に人材不足にある中におきましても、県内への就職が促進されますよう、また、県内企業の人材不足の解消にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ人材不足を少しでも減らすようにしていただければと思います。

最後に、同じくその産業振興プランの61ページに、誰もが働きやすい職場環境づくりが掲載されています。その中で、Ｎぴかの認証企業数の目標値が2倍以上ぐらいになっているんですけれども、令和6年度では284社、そして、令和12年度目標では634社となっております。

目標が高いのはいいことかなと思いますけれども、この設定した根拠を教えてください。

【黒川雇用労働政策課長】Ｎぴかの数値目標の設定についてでございます｡9月の次期総合計画の素案にも参考資料としては提出させていただ

いておりますけれども、少し詳細にご説明させていただきます。

平成28年度から令和5年度までの年度当たりの平均が23社という中で、多い年でも年間40件強ほどの増加という状況でございました。

令和6年度は、当部の補助金の要件に加えるですとか、Nぴかのインセンティブを加えた結果、100件を超えるような急激な増加がございまして、そのほかにも企業価値を高めて人材確保につなげるなどの目的を持った取得なども出てきておりました。今年度も昨年同水準になろうということを想定して、100件の増加を目標としているところでございます。

来年度以降は、補助金のこの要件等も一定落ち着くのではないかというところもございまして、ただ一方で、それ以外の要素、例えば職場環境づくりによる人材確保ですとか、法的にも制度改正が行われている育児・介護休業取得、こういったものへの対応、それから社会全般の機運醸成、こういったものも考慮しまして、中小・小規模事業者などを中心に取組をこれまで以上に進める必要があるだろうというところで、これまでの年間平均が直近までででいうと、年間23社から大体平均で41社ほどになる見込みでございます。今後の推計ではそうですが、そこを上回る年50件程度の増加を目指して、令和12年度の目標を634社としているところでございます。

【饗庭委員】働きやすい環境を整えていただくことはすごくいいことだと思いますので、この目標に向かって進めていただければと思います。

そういう中で、働き方改革、私もずっと進めていますけれども、最近、高市総理の「働いて働いて」という言葉で、働きたい改革というのを一方では出しておられまして、その中で働き方改革と逆行するんじゃないかっていうことで過労死遺族などの方からも強い懸念をいただいております。

そして家族の方からもご相談も受けている状況ですけれども、県としては、この働き方改革に逆行することがないように進めていただきたいと思いますが、そのあたりの県の見解をお伺いします。

【黒川雇用労働政策課長】 県としまして、9月に提出しております次期総合計画の素案にもありますように、子ども関連の基本戦略になりますけれども、子ども時間の拡大に向けた職場環境の整備というのを打ち出しているところでございます。

その中で指標としましては、総実労働時間の短縮というものを挙げてございます。現在、本県の労働者1人当たりの平均月間総実労働時間数が164.4時間ということで、全国の平均が162.2時間でございます。これを上回っているということもありまして、令和12年度までには、全国平均が推計値としては161.7時間となるという推定でございますので、こちらに同水準になるよう取り組むこととしてございます。

我々としては、働き方改革が重要と考えておりますので、ワークライフバランスを推進して、雇用環境を整えていくと。そして誰もが働きやすい職場環境づくりが進んで、多様な人材の労働参加を促進されるように取組の後押しを行っていきたいと考えてございます。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山下委員】 お疲れさまでございます。山下博史でございます。私からは、造船、造船、造船ということで、また造船かということでありますが、今、一番力が入っている産業の1つであるんじゃないかなと思いますし、先ほど部長説明

にも、造成関連産業の振興に関して、説明もいただきました。

数点質問をさせていただきたいと思います。

国の方が成長戦略において、造船は戦略分野の1つとして位置づけておりますし、県の方も重点プロジェクト、推進プロジェクトの4本柱の1つということで、せんだってから位置づけをしていただいているところであります。

そこで9月定例会以降の動きについて、数点確認をさせていただきたいと思います。

まず、説明にもありましたとおり、10月30日に長崎県と佐世保市合同で国の方に要望に行かれたということでありますけれども、造船業に関する要望っていうのは過去初めてだということもお聞きしております。まず、今回の要望に至った経緯をお知らせいただきたいと思います。

【香月企業振興課長】造船の振興に関するお尋ねでございます。

まず、これまでの委員会でも造船業の振興を取り上げていただきまして、次期総合計画に掲載ですとか、あと造船に関するプランを作成すべきといった、山下委員からご提案をいただいて、私どもも造船業の振興に向けた取組を進めてきたところでございます。

経緯につきましては、今年の6月に自民党の方で、造船業の再生に向けた緊急提言がなされまして、これを契機に造船業が注目を浴びたという背景の中で、8月に関係市が参加する長崎県産業振興会議という会議体がございまして、ここで造船をテーマに意見交換を実施し、県内企業が抱える課題ですとか、国とも連携を深めながら取り組むべきという方針を関係自治体と確認をしたところでございます。

これを受け、9月3日には、この関係自治体、長崎市長を先頭に、県は産業労働部長が出席しまして、あと佐世保市、西海市、造船業が集積する自治体と合同で国土交通省など関係省庁を訪問しまして、半導体産業のように、国の戦略的産業として認識が広がるよう、国に旗振り役をになっていただくといったことを申し上げたところでございます。

こうした中、日米の造船分野での連携強化の動きを踏まえて、10月30日、佐世保市と合同で要望を行ったところでございます。

【山下委員】 ご説明ありがとうございました。10月31日付の新聞等にも要望をしたということで、記事が載っておりましたけれども、具体的にどういった要望を行ったかをお尋ねさせていただきたいのと、国からその際に、どのようなお話や回答があったのか、そのあたりもまた併せてお知らせをいただきたいと思います。

【香月企業振興課長】まず要望の内容でございます。要望先につきましては、国土交通省、経済産業省、防衛省、こちらに対して、設備投資と人材確保・育成に関して支援強化を要望したところでございます。

まず、設備投資につきましては、企業が投資判断をできるよう、事業の予見性を高めるために、国の方から早期の情報の提供を国にお願いしたところが1点ございます。

あわせて、造船のサプライチェーン全体の強靭化に向け、経済安全保障推進法に基づく特定重要物資、これに船体を追加していただきたいという要望をしています。

あわせて、米海軍の修繕に係る支援制度の創設、こういったものを要望したところでございます。

人材確保については、若い人材に造船業に対して目を向けてもらって、業界を目指す若者を増やしていきたい、増やす必要があるというこ

とから、国における積極的な情報発信、機運醸成をお願いしたほか、設計人材の育成強化、地域の産学官が連携して取り組む人材確保策への支援強化、こういったものを要望しております。

国からは、人材育成については、関係省庁横断的に取り組んでいくというような話があったほか、特定重要物資の船体の追加については、着実に進めていきたいとその場でお話をいただいたところでございました。

その後、11月10日に開催された日本成長戦略会議において、特定重要物資への船体を追加する方針というのが示されておりまして、早速要望内容の一部が早くも実現する方向で動いていると認識をしております。

【山下委員】 ありがとうございました。私も委員会で日頃、この間からも取り上げさせていただいている人材確保・育成の部分についても、国に取り組んでいっていただく方向性が見えてくれば、非常にありがたい話だと思いますし、何よりも、これも日経新聞の記事ですけれども、11月11日に投資促進へ税制創設という記事に、造船が指定をされる方向性だと載っています。

今お話の中でありました経済安全保障推進法に基づく特定重要物資に船体が指定されるということは、本県にとってどういう、いい影響があるのか、効果があるのか、このあたりを教えていただければと思います。

【香月企業振興課長】 特定重要物資、こちらに指定されますと、その物資の安定供給に係る設備投資に対する国の支援が受けられるというふうなところになります。

現在、造船関連については船舶の部品が特定重要物資に指定をされておりまして、これは国の方で、国土交通省のホームページで公表されております。そこを確認しますと、県内では佐世保重工がクランクシャフトの計画認定を受けて、生産設備の更新や自動化設備の導入ついて国から4億円の支援を受ける予定がされているところでございます。

特定重要物資に船体が追加されることによって、今度はクレーンなどの大型の大規模な投資などが支援対象となりまして、県では手が届かない数十億単位の支援が国から受けられることとなります。支援の範囲も商船全体に広がるため、本県造船業全体にとって、これは大きな後押しになるものと考えております。

【山下委員】 ありがとうございました。この船体が指定されると、そういうような効果も出てくるということで、本当に数十億単位の国の支援等も考えられるということなんで、非常にプラスに働いてるのかなと思いますし、ぜひともこれが確実に決まっていくように見守っていきたいなと思っております。

また、来年度の予算の編成中だと思いますけれども、造船分野において、今現在、そういう支援、県からの支援等々、考えられている最中だと思いますけれども、今日お答えできる範囲で、どういう方向性で造船業をまた支援していくのか、県の今のお考えを、方向性だけでも教えていただければと思います。

【香月企業振興課長】来年度の方向性というところでございまして、これまで国の経済補正予算を活用して、我々県と佐世保市と連携して、国の支援の対象とならない、艦艇の修繕に関する附帯設備の支援を行ったところ、地域のサプライチェーンに、5年間で数十億の波及効果があることが分かりました。

そのことから、設備投資については国の支援策を最大限活用しながら、我々県としては、国の支援の対象とならない部分ですとか、あとサ

プライチェーン全体に大きな効果をもたらす取組、こういったものも後押しを進めて、効果的な取組となるよう、どういった支援の在り方がいいかというのを検討しているところでございます。

また、事業拡大を図っていくためには、それを支える人材の確保、これが重要でありますので、人材確保の取組については、今年の6月に長崎県造船振興連絡会議という大学・企業・関係自治体、産学官が連携して人材育成への確保に取り組むための枠組みがございます。

こちらをベースにして、産学官が連携して、県外の大学から学生を呼び込むための取組ですとか、中小・小規模の事業者の人材確保に関しましては、職場環境の改善ですとか、賃上げに必要な人材確保に向け、賃上げが必要というようなことで、こういった環境改善に向けた設備投資の支援、こういったものも必要じゃないかというところで、支援の在り方を検討しているところでございます。

大まかに申しますと、以上でございます。

【山下委員】 ありがとうございました。本当に半導体そして航空機、造船、海洋エネルギー産業等々、長崎県で力を入れていくプロジェクトも多々あると思いますが、造船についても、先ほど課長に答弁いただきました人材の確保、育成のところとか、あとどうしても国の支援対象でないところ、国の手が届かないといいましょうか、行き届かないところの支援を、ぜひともそういった細かいところのフォローアップを今後もしていただければなと思いますし、来年度に向けて、新しい施策とか、効果的な取組が出てきますように、引き続き、我々も議会として、後押しをさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、9月議会の部長のお話で、千載一遇のチャンスという表現をされて思いを述べられたわけでありますけれども、今後の、来年度に向けても含めて、部長から造船業の振興に向けた思いをお聞かせいただければと思います。

【宮地産業労働部長】 山下委員、今、造船業の関係でご質問をいただきましたけれども、先ほどの饗庭委員からの外国人がほかの地域に行ってしまうと等々を考えて、今、実はこれ本会議でもご答弁申し上げているんですが、一番我々が気にしているのは、やっぱり中小・小規模事業者の皆様の維持・発展をいかに図っていくかと、ここに一番思いがあります。

というのは、イコール長崎県の地域の存続・発展になるんだろうということで、中小・小規模事業者の皆さんにいかに、ストレートに申し上げますと、待遇改善、賃金を上げていただくような後押しをできるのかっていうのを軸に考えておりまして、経済対策の中ではデジタル化なんかも、これまで775事業者の皆様をご支援して、成果も出ているというお話も頂戴しております。

その中で造船といえば、これは関連企業、県内に県南・県北問わず150社程度あります。一番我々長崎県の基幹産業でございますので、ここに、先ほど課長がご答弁申し上げましたように、国の大きな支援が入るというのが見えてきましたので、今度はそれをしっかり取り込んで、それをいかに中小・小規模事業者の皆様にもきちんとお仕事が行き渡るか、それに我々目を配らないといけないと思いますし、あとは各企業様、これは造船に限らないですが、お話を聞くと、やっぱり人材の確保。人材が確保できれば、規模拡大するという話を非常に聞きます。

造船については、要望の中でも国に対して、

ご要望申し上げました。なかなか1自治体では難しいので、例えばイメージとしては半導体。半導体についても10年前は、私も産業労働部におりましたけれども、非常に人材確保にご苦労されてるという話を聞きましたが、今、若い方々、半導体に行きたいという方々も増えてございます。

そういう中で、造船も将来夢が持てると、しっかりお仕事ができるということを国においてしっかりＰＲしていただいて、私どもについても、県としても人材確保・育成についてはできることを一生懸命地道に着実にやっていきたいと思ってございます。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【大倉委員】 私からは、今日は質問というよりは、提案をしたいと思っています。企業誘致に関する提案をしたいと思いますので、ぜひ1つ、前向きな答弁をいただければなと思っているところでございます。

近い将来、これからの時代は間違いなくＡＩですね。ＡＩが広まっていきます。必要不可欠な時代というのは近い将来見えてきてます。ＡＩが世の中であふれるわけですよ。

先般、政府はこのＡＩを国家戦略と位置づける方向というような報道もなされたわけでございます。それを見ますと、国民のＡＩ利用率、今は25％程度ということですが、これを8割程度にまで引き上げていく方向だということが分かったということですね。

このＡＩが普及していくということを考えれば、間違いなくデータセンターというものが必要になります。しかも大規模なデータセンターが必要になってくると私は考えるわけです。

そこで、提案というのが、この国家戦略級のバックアップデータセンター、こういったものを本県に誘致できないかということを提案したいと、今日は考えているところでございまして、まずご質問ですけれども、この国内でのデータセンターの需要について、県としては、どのように認識しているか、そのあたりを伺いたいと思います。

【香月企業振興課長】データ処理が急増する現在のデジタル社会において、まず、データセンターは必要なインフラでございまして、民間の調査会社の結果を見ると、国内市場は、2023年現状で、約2.7兆円となっておりまして、5年後、2028年には、これが2倍、約5.1兆円まで拡大する見通しと予測がされております。

国内での需要が増えていくという認識を持っております。

【大倉委員】まさに国内でも需要は高まっているわけで、今後も高まっていくということを今、答弁していただいたわけでございます。

そういう中、現状は東京・大阪のデータ一極集中になっているわけですね。今後、南海トラフ地震、そういったものも懸念される中でそういうことが起きると、同時に被災してしまうというリスクがあるわけですね。まさしく昨夜ですけれども、震度6強、青森県など、岩手、北海道でも地震・津波が発生して、これは本当に心痛むところですけれども、やっぱり我が国というのは、常に地震・津波のリスクというものを抱えているわけです。

そういった中で、やっぱり長崎県というのは、圧倒的にそういった災害リスク、地震・津波の災害リスクが低いわけです。それもそうですし、それだけじゃなくて、まさに洋上風力発電、この先進地でもあるわけですね、本県は。

ですから、それを考えると、地産地消の再エネ電力によって100％使用電力を賄えるデータ

センターというものを立地できる素地が本県にあると考えているわけです。つまり災害に強い立地プラス、脱炭素社会という世界的なニーズを両方とも賄える唯一無二の候補地であると考えるわけです。

まさにそういった意味で、本県が今後、東京・大阪に次ぐ第三局としての役割を果たすことができる場所だと思うんですけれども、どうでしょうか。このデータセンター誘致について、本県の考え方を伺いたいと思います。

【香月企業振興課長】データセンターにつきましては、大規模なものであっても我々がお聞きしたところ、雇用は30人程度というお話を伺っておりまして、こうした雇用効果、雇用の創出効果が低い状況であり、誘致に積極的な都道府県というのは現時点で少ないという認識でございます。

加えて、データセンター、これ24時間365日止まらず稼働し続けるところになりますので、莫大な電力を消費いたします。

本県において、五島市沖、現在計画中の西海市江ノ島沖、こちらで発電される洋上風力のエネルギー、これ合わせて約440メガワットとなっておりまして、大規模なデータセンターになりますと、その7割ぐらいに当たる300メガワットといった電力が必要となります。

データセンターと本県の半導体関連企業の比較をした場合、半導体関連企業の使用する電力、こちらは、データセンターに対して5分の1以下という状況でありまして、一方で雇用は100倍を超える規模の創出が実現をしておりますので、こうした雇用創出の面で工場の誘致、こちらの方が効果的であると考えているところでございます。

【大倉委員】 前向きとはほど遠い、後ろ向きのような回答だったところがちょっと残念ではあるんですけれども、やはり本県としては、誘致のターゲットとするには厳しいというような回答だったと思います。

しかし、やはり私は国家戦略級のデータセンターの拠点の誘致、これを前向きに考えていただきたいわけです。今、様々に課題を指摘されたわけですけれども、まず何より雇用創出効果が低いということもおっしゃいました。確かにそれは半導体関連企業と比べれば、雲泥の差だということもよく理解できました。

ただ、この大規模なデータセンターの誘致によって、雇用面でいえば、30人とおっしゃいましたけれども、それだけじゃなくて、インフラの技術者であるとか、警備とか、メンテナンスとか、そういったもので地元の雇用の創出につながっていく可能性は十分あると思うわけです。それだけじゃなくて、関連のＩＴ企業のサテライトオフィス、そういったものも誘致できるという期待もあると思います。

それから、データセンターは莫大な電力を消費するということも答弁いただきましたが、その側面も確かに理解できます。できるんですけれども、本県が推進している洋上風力発電を核としたＧＸとも合致する話だと思うわけです。

ですから、このデータセンターっていうものを単なる企業誘致として捉えるのではなくて、ぜひ再生可能エネルギーの事業化として位置づけてもらいたいと思うわけです。もっといえば、戦略的投資と捉えてもらいたいなと思うところですが、どうでしょう、まさしくＡＩの進展は間違いないわけで、データセンターの市場は拡大していくわけです、今後も。

国においても、地方分散の働きかけをしている中で、全く取り組まないっていうのは、私は

本県としてもったいないと思うんですけれども、産業労働部の見解として、部長にご見解をいただけたらと思います。

【宮地産業労働部長】 今、大倉委員からデータセンターについてのお話がございました。今、委員おっしゃったとおり、ＡＩは多分我々の予想を超えて進展すると、市場も拡大すると思います。

国においても、地方への進出を後押しするような話もございますし、環境としては、一面そろっているようでございますけれども、一方で、なかなかその電力使用量に対して雇用の創出数が少なくて、各県企業誘致という点においては、メインターゲットにしてないっていうのは事実でございます。

我々も委員からお話がありまして、私もちょっと気になっておりましたのが、先日、九州電力が鹿児島県の薩摩川内市にある廃止されている火力発電所の跡地に国内最大級のデータセンターを誘致するという構想が報道されました。これについては、我々もいろいろ気になっているところでございまして、報道を読みますと、電力は川内原発、これは脱炭素電源になりますが、川内原発の活用を見込んでおり、また、発電所の跡地でございますので、送電線の設備などのインフラが一定整備されていることから、投資コストも少なくて済むということでこの話が持ち上がっているようでございます。

この視点で考えた場合に、我々長崎県として、もし取り組むのであれば、県内の火力発電所近郊にデータセンターを誘致すれば、データセンターの雇用自体は少なくても、県内の火力発電所の維持・存続に寄与するのではないかという仮説を今立ててございます。

具体的には、今から実際発電事業者の方にお話をして、いや、それは無理だよと言われるかもしれませんが、石本委員に非常にお力添えをいただいておりますけれども、松浦市、西海市の火力発電所は、非常に経済効果が大きくて、メンテナンスを含めますと優に1，000名を超えるときもございます。松浦市のビジネスホテルに宿泊すると、保守点検に来られている皆さんも宿泊されておりますし、西海市の松島の本土側には、ビジネスホテルも海岸沿いに建っています。あれも多分発電所のお仕事をされる皆さんがお客さんだろうと思います。

発電所は今後とも県内で維持・存続できるのであれば、言葉は乱暴ですが、ちょっと話は違うということで。

一方では、その火力発電所は今、国の取組でＣＣＳ、カーボンを取ってしまうという事業を促進されております。これは我々も政府要望で県内の火力発電所の高効率化の促進をするよう国に申し上げております。その後押しになるかもしれないということで、具体的には、今後県内に発電所を設けてらっしゃる九州電力とＪ－ＰＯＷＥＲにお話をお持ちしたいと思っています。

いろいろと検討する中で、当然課題は見えてくると思いますけれども、我が県内で取り組むとすれば、そういう切り口が考えられるのではと思っているところでございます。

【大倉委員】 ありがとうございます。非常に具体的かつ前向きな答弁をいただいたと思います。火力発電所いいじゃないですかね。脱炭素化でも今いける世の中になっていますから、火力発電所だって。非常にこれは楽しみな答弁をいただいたと思います。

やっぱり地域経済の発展に、データセンターは確実に私はつながると思うわけですね。例え

ば、建設投資だけでも数百億円規模にもなると言われています。それから固定資産税、これによって税収も増えます。それだけではなく、人材育成の観点からも、大学とか高専とかとの連携も期待できるわけですから、それこそ夢のある話として考えれば、ＩＴ人材育成のハブ化ということも期待できると思うんですよ、このデータセンターで。ぜひ具体的な動きにつなげてもらいたいと思います。

ぜひグリーンデジタル化の先進県として、本県はブランド化できる絶好のチャンスだと思いますので、今後も前向きにどうぞ検討をよろしくお願いいたします。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】 それでは、議案外について質問をさせていただきます。

まず、自動車整備士をはじめとする自動車業界の人材確保についてお尋ねをいたします。

産業労働部の所管になろうかと思いますので、確認をいたしますが、今、町の自動車整備工場を訪問しますと自動車整備士の不足、そして跡継ぎがいないという話をよく聞きます。ちまたでは、もう戸を閉めてしまった自動車整備工場もあるという話もよく聞きますね。

人材不足はどこの業種でも顕著で、バス・トラック・タクシーをはじめとしたいろんなところで不足はしているかと思います。ただ、あえて自動車整備に関わる企業の方々、工場と言ってもいいかと思うんですが、その方々における、その分野における人材不足について、県の認識をまずは確認をさせていただきます。

【黒川雇用労働政策課長】自動車整備士の不足の現状というところでございますけれども、確かに報道等では、2004年度の時点で全国における整備士が7万人を超える数がいたかと思うんですが、それが2024年度に、昨年度、既に半減して3万5,500人というような数になっておりまして、かなり業界でも人材が不足しているというような報道もあってございます。

こちらにつきましては、我々としても人材確保が必要ということで、県の高等技術専門校でも整備士関連の学科を設けて対応しているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。今おっしゃっていただきましたけれども、高技専、高等技術専門校に自動車整備科っていうのがあります。この部長説明資料の11ページにも高技専のことがありますけれども、自動車整備科についてはありません。しかし、あえてお聞きをさせていただきますけれども、高技専の県内就職率はほぼほぼ100％であるとお聞きしております。

しかし、工場に行きますとディーラーに行く方が多くて、町の工場の方にはなかなか来ないんですよという話も聞くんですけれども、高技専の中の自動車整備科における進路、卒業後の進路、ほとんど県内だとは思うんですけれども、大まかでも結構なので、分かれば教えていただければと思います。

【黒川雇用労働政策課長】自動車整備科につきましては、長崎、佐世保ともほぼ100％県内に就職してございます。おっしゃいますように確かにディーラーですとか、大手の自動車の整備工場関係、県内にも多数ございますけれども、そういった関連ですとか、それ以外にも、県内のいわゆる個人といいますか、小規模な自動車整備工場などにも就職はしております。

ただ、実態としては数が足りていないのではないかなというところは、おっしゃるとおりかと思います。

【宮本委員】 ありがとうございます。ぜひこう

いった専門校があり、そしてまた、自動車整備科というのも附属しておりますので、引き続き意見交換していただきたいと思います。

1つそこで、佐世保実業高校です。

ここは県内唯一の国土交通大臣指定校の整備士を育成する学校です。3級が取れる学校です。3年間勉強して、その後、今まではさらに2年間あったんですが、これが廃止になりまして、その後、高技専といろんな連携を取って、実業高校で3年間勉強した学生さんが、自動車工学科で勉強された方が2年間、もう一歩勉強して、さらに上の級を取るという流れを組まれています。

さらには、令和8年度からは、佐世保実業高校は自動車エンジニアリング学科ということで、学科の名称を変えて新たなスタートを切る。ここで高技専と連携を取って、今後、自動車整備士をはじめとする県内の自動車産業の人材を育成しようという流れが今後出てくるようなイメージがあるのですけれども、ここにもしっかり産業労働部の方も入っていただいて、どういった形で町の工場ないし県内全体の自動車整備士の育成・人材確保に資するかについていろいろ意見交換をしていただきたいと思います。そこで、こういった動きについてのご意見をお聞かせいただければと思います。

【黒川雇用労働政策課長】自動車整備士の人材確保につきましては、佐世保実業さんの状況でいいますと、令和4年度まで、高技専と同じ2級整備士の資格が取れる専門課程というのが卒業後2年ございましたけれども、そちらが廃止されております。3年生の課程ですね、3年生が3級ということで、そちらは令和6年度に募集を停止されておりました。

ただ、昨今の人材不足などもございまして、また、陸運局の方でも自動車整備人材確保育成連絡会というのを平成27年から立ち上げておりまして、こちらに実業高校や我々高技専のメンバー、それから自動車業界の方々が入って、情報共有をさせていただいてございます。今年も6月にその会が開かれて、また意見交換もされておりまして、令和8年度からは実業高校の方でも、3年生の方の3級の方の募集を再開するとお聞きしております。

当然この2級の廃止後、それから今度の3級の再開後もそうなんですけれども、3級の資格を取っても、2級整備士に上がるまでには実務経験が3年ほど必要となります。

ただ、高技専に入りますと2年の課程でしっかり実技などを行いますので、高卒の方であれば、卒業後に実技試験免除で直接2級の学科試験のみで、合格すればそこでもう2級が取れるという状況でございます。

やはり2級が整備士ほとんど必要な状況で、1級が車検とか、そういったところで必要な資格になりますけれども、2級が取れればほとんどの整備ができるということで、我々、受皿として高技専も構えたいと思っておりますので、そこは連携してやっていきたいと思ってございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。ぜひとも連携を取っていただいて、業界と、そして教育の現場と、行政をという形で、人材確保に取り組んでいただきたいと考えております。

よく言われるのが、整備士は機械ではできない。やっぱり人間の手でないと難しいのですよっていうお話も聞きます。どうしても地方は車が欠かせないところでありますし、機械化になってきておりまして、非常に複雑であるというお話もお聞きしております。そういったところからすると、必要な人材確保対策であろうと考えますので、お願いしたいと思います。

最後もう1点確認ですけれども、高技専が11ページのいろいろなＳＮＳや公式ホームページ、インスタグラムによく出てくるのを私も見ておりますして、非常に積極的に取り組まれているかと思います。

オープンキャンパスの模様も描いておりますが、自動車整備科の募集率が近年どうなっているか、ちょっと確認をさせていただきます。

【黒川雇用労働政策課長】自動車整備科につきましては、全体の入校率が6割とかっていう状況になっている中で、ここ数年、自動車整備科はほぼ入校率を落とさずに20人、長崎、佐世保とも20人の定員に対し、年によって16とか18とかっていうのがありますけれども、基本的な入校生はほぼ定員に近い形で確保できてございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。引き続き、高技専全体のアピールというか、底上げにもなろうかと思いますので、どうか積極的な周知広報、あと募集をしていただいて、自動車整備士の確保にも努めていただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

もう一点、お尋ねいたします。スタートアップについてお尋ねをいたします。

部長説明資料の6ページになりますが、ここで確認を踏まえて質問いたします。11月の6日と書いてありますが、これは当初予算で計上されたＭｏｒｎｉｎｇ　Ｐｉｔｃｈであろうと思います。そうでなければ教えていただければと思いますが、Ｍｏｒｎｉｎｇ　Ｐｉｔｃｈの件だと考えます。5社が挑戦したと、登壇したということで、イベント後も関心を示した企業と個別面談を設定するということがありますが、この5社については、現状うまくいってるのか、感触がいいのか、今後期待できるものなのかどうか、今後をちょっと確認させてください。

【原田新産業推進課長】 11月6日に東京大手町でＭｏｒｎｉｎｇ　Ｐｉｔｃｈを開催いたしました。県内のスタートアップ5社に登壇していただきまして、ピッチを大企業など大体250社ぐらいの前でしていただいて、質疑が終わった後についても、個別の相談ブースを設けて対応していただきまして、かなり多くの具体的な相談がなされておりました。

中には、10社以上から個別相談の希望を受けた企業もありまして、引き続き、トーマツ様が運営されておりますので、担当コンサルタントにお願いして、個別相談のフォローも含めて、しっかり取引実績につながるように、今対応を進めてきているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。事業成功という認識でよろしいのかと思います。このような形で県内のスタートアップの皆様が大手企業との取引を経て、さらに長崎発の企業として来年度も取組が推進できるように期待が持てるところです。非常にこの取組、すばらしいと考えます。来年度に向けても、やはりこういったものを1回のみならず数回行っていきながら、取引拡大につなげていただきたいと考えておりますが、現状なかなか難しいかもしれません。

来年度に向けて、スタートアップの取組、そしてＭｏｒｎｉｎｇ　Ｐｉｔｃｈができるのかどうか、ちょっと希望観測も踏まえて、来年度の取組についてお尋ねをさせてください。

【原田新産業推進課長】スタートアップの支援につきましては、従来の交流拠点であるＣＯ－ＤＥＪＩＭＡでのいろんな相談対応とかも含めまして、創出を進めてきましたが、今年度から首都圏の渋谷ＱＷＳをはじめとする交流拠点との連携を強化して、首都圏からの呼び込みなども強化しておりますし、先ほど出ましたＭｏｒ

ｎｉｎｇ Ｐｉｔｃｈということで、資金調達を達成された企業様などが具体的な大企業との取引を始めるための売上拡大支援も行っておりますので、引き続き入り口である創出、誘致から出口として実際に売上げにつながって成長が図られるような一連の取組、その真ん中には「ミライ企業Ｎａｇａｓａｋｉ」という、令和4年度から継続しているマッチングイベントもございますので、一連の取組をしっかり続けていきたいと今のところ考えているところでございます。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【石本委員】 一、二点ご質問させていただきますが、その前に、先ほど大倉委員の質問の中で、松浦の火力発電所に関連して、データセンターの設置、鹿児島に九電が設置をするような情報がございました。棚からぼた餅というか、私が質問する以上に、松浦の火力発電所の存在について、今いろんな対応が取り沙汰されている状況にあります。今後しっかりと産業労働部とも協議しながら、できたらそういう方向に向かって進められたらいいなと期待しておりますので、これについては、今後じっくりと協議させていただきたいと思います。

本日は、先ほども、これまでの一般質問や委員会でも成長分野に対するサプライチェーンの拡大について質問してきたところでございます。今回、次期ながさき産業振興プランの中で、成長4分野が基幹産業と、今後の成長産業分野として出されておりますけれども、その中でも、私の方からは半導体関連産業振興についてご質問をしたいと思います。

半導体産業の振興については、もうこれは我が国というよりも世界的にも今後一番の成長分野であるというようなことは間違いないと思います。本県についても、これまでこの半導体産業の振興に対して、県内の大手半導体メーカー出身者をアドバイザーとして活用しているという取組が報告されておりますけども、これについてご質問したいと思います。

まず、この半導体アドバイザーの具体的な活動状況、実績等があればお伺いしたいと思います。

【香月企業振興課長】半導体アドバイザーに関しまして、本年の7月末にアドバイザーを認定しており、先ほど委員のご質問にもありましたような大手半導体メーカーの出身者ですとか、大学の半導体に精通した先生方、こうした方を認定しておりまして、12月8日時点で、これまでの訪問実績は36件ございます。

訪問地区についても、時津、長与を含めた長崎地区、佐世保、松浦、県北地区、諫早、大村の県央地区、あと島原市、雲仙市など島原半島地区と、県内広く企業を訪問していただいている状況でございます。

【石本委員】 それでは、もう少し具体的に確認したいと思います。県内にこういった半導体に関する、いわゆるサプライチェーンを広げていくためには、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、県内の中小・小規模事業者を含めた全県的な、全体的な、広域的な活動が大事だと思います。こうした取組について、県として、なかなかすぐに具体的な効果とか、結果が出るということではないと思いますけれども、今後、この成長産業化に向けた具体的な取組について、どのような効果を期待しているのか、具体的にあればお伺いしたい。

【香月企業振興課長】アドバイザーを活用する意図は、やはり専門的な知識、ネットワーク、こういったものを県内の企業の成長に生かしたいということで、アドバイザーと連携して成長

を後押ししているといったところでございまして、先ほど申しました大手半導体メーカーの出身ということで、まず業界の動向ですとか、大手企業自身のニーズに非常に精通されておりまして、我々がサプライチェーンをつくっていくためのターゲットとしている製造大手の製造装置メーカーなど、こういったところとも非常に強固な人脈を持っております。

こうしたことを生かして、県内企業の取引拡大に関する今サポートを行っておりまして、実際にアドバイザーが県内企業を訪問しまして、その県内企業の現場で実際の金属加工の技術を把握して、その技術を応用して、新たな展開につながるような提案を行って、ビジネスマッチングを支援しているところでございまして、新たな分野での具体的な商談につながるような事例も出てきております。

このように、今後もアドバイザーの知見とかネットワークを生かして、県内企業の持つ技術の新たな展開などを後押しすることで、サプライチェーンの強化につながっていくことを期待しているところでございます。

【石本委員】 いずれにしても、これも一般質問で問うたことでもありますけれども、こういったサプライチェーンを築く場合に、やはり基幹となる企業、大企業は当然必要なわけでございます。現在、長崎県では諫早、大村、今後、東彼杵にそういった半導体関連の企業の誘致というのが進んでおりますけれども、今見ますと、どちらかというと県央が中心でございます。これを県下全体、先ほどお話があった中小・小規模事業者を含めて、サプライチェーンを組み立てるためには、そういったアドバイザーを介して、いい技術を持っていてもなかなか単独では困難な企業と大企業とがサプライチェーンを組む。このように、県下全体が、長崎県全体が今後、半導体関連のいわゆるサプライチェーンをしっかり構築することによって、産業全体の振興をし、県下の産業全体の所得を上げていき、それが経済の波及効果、各地域の活性化につながると思います。

こういったことからも、しっかりと一過性の取組じゃなくて、引き続き、県下全体の底上げをするようなサプライチェーンの取組について、しっかりと対応をお願いしたいと思いますが、改めてお考えを聞きたいと思います。

【香月企業振興課長】 今、委員からお話がありましたように、やはり産業を通してさらに成長していくために、県下、県内に広げていって、各地域にその核となるような企業をつくって、サプライチェーンをつくっていくことが大事と認識をしておりまして、今そのアドバイザーの活動の中で、実際訪問を受けた県内の中小企業とちょっと話をすると、やはりこうした大手メーカーから、そこで活躍された方から、培った経験などに基づいたアドバイスを受けるっていうのは、なかなかこれまでなかったところで、自社として今後成長していくに当たって、何をまず改善すべきか。こういったアドバイスもいただいて、次の展開が明確になっているというお話もいただいているところでございます。

また、アドバイザーからは、県内企業の技術の高さを評価されておりまして、企業にとっても、非常に次の展開が見える。アドバイザーにとっても新たな県内企業の高い技術力という新たな気づきがあるということで、やはり現場を回っていただいて、直接県内の企業とつなぐことが大事という思いがありますので、引き続き、アドバイザーの活用なども行いながら、サプライチェーンの強化を図っていきたいと考えてお

ります。

【石本委員】 ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、そういった関連企業を対象とした説明会や商談会をぜひ開催していただきたいと思います。

それから、最後にちょっと部長に、先ほど、データセンターの誘致について、松浦の火力発電所の跡地利用と、活用という話は出ましたけれども、松浦の火力発電所の存続に向けた取組について、先ほどのデータセンターの誘致に合わせて、今後どういう取組をやろうかと、その考えをお伺いしたい。

【宮地産業労働部長】 今、石本委員からご質問がございました、松浦、西海市、県内の火力発電所の存続に向けた私どもの考えでございますが、これは政府要望でも申し上げておりますけれども、しっかり国において高効率化を後押ししてほしいと。現在の我々、洋上風力で再生エネルギー、全国でもトップを走っていると自負してございますが、現在の世界的なエネルギーの状況を見ますと、少し揺り戻しが起こっております。その中で足元の電力需要は、先ほどの大倉委員のお話もありましたようなＡＩの進展でどんどん増しているということで、発電事業者の方々とお話をすると、少し3年、4年ぐらい前とはちょっと感じが変わってきてございます。しっかり現在あるインフラである県内の火力発電所もしっかり使っていきたいと。その中ではやっぱり市場側の要求、使う側の要求としては、脱炭素電源の方がそれは望ましいので、やっぱりＣＣＳの事業は非常に重要だろうと思ってございます。

その中で我々県としての役割は、今もそういうふうに意識をしてございますが、まず国としっかり情報共有、情報交換ができるような関係を築くこと、また、市と一緒に、松浦市、西海市と一緒に発電事業者の経営層の皆さんともしっかりコミュニケーションを取って、我々の思いをきちんとお伝えするような機会を持つこと、そういうところを念頭に置きながら、火力発電所の存続に向けては、我々としてはあらゆる手段を講じて、国等に訴えかけていきたいと思ってございます。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【白川副委員長】 すみません、私からは1点、高技専についてお尋ねをしたいと思います。

私自身、この農水経済委員会に2年連続所属をさせていただきまして、昨年度からこの高技専については、現場からの入校生不足や、学科編成に関する先生方からの不安の声をいただきまして、2年間取組をさせていただきました。

そういった中で、今回の計画の中に高技専の目標・指標等が掲載をされております。高技専の目標数値に関しましては、県内就職率97.7％という基準値に対して目標値も同じく97.7％ということで、現状維持といいますか、この数値に関しましては、なかなか100％にすることは難しいと思います。高技専という学校は、県内のものづくり産業を支える人材育成をしていることから、県内就職をそもそも目標に入っておられる方が多い中で、この高い数字を維持していることは理解をしております。しかし、10名中10名が県内就職しても100％、100人中100人でも100％となる中で、やはり入校数というのが非常に重要だと私は思っておりますし、これが表に出てないということも、少し弱く感じるといいますか、ちょっと攻めの姿勢が見たかったなというところもあす。そこで、入校数の目標について、お尋ねしたいと思います。

【黒川雇用労働政策課長】高技専の入校者数に

関する数字としましては、ここに県内就職率の目標値ということで設定しておりますけれども、個別の事業の中で、我々では高技専の運営事業費の中で、成果指標としてこの県内就職率というのを設定しているんですが、まずそのための入校生の確保が必要ということで、活動指標として、入校率を設定させていただいているところでございます。

現在、その数字は毎年入校率91％という高い目標を設定してございますけれども、令和5年度が72.1％、令和6年度60.7％、令和7年度57.2％という状況でございまして、先日の予算決算委員会の中でも資料の中にこの数字が出ておりましたけれども、このあたりをクリアできるように取り組んでいるところでございます。

令和8年度以降についてですが、こちらもやはり高技専の運営事業の中でしっかりと入校に関する数値目標も設定しまして取り組む予定としてございます。今年度実施しておりますホームページなどの情報発信などにもしっかりと取り組んでいくことで、次年度以降の成果を高めていきたいと考えてございます。

【白川副委員長】 ありがとうございます。91％という高い目標を持って取り組んでいただけるということでございました。女性の生徒さんも増えるようにということで、トイレの改修をしていただいたりとか、今回ホームページを新設していただいたりというふうに、入校生を募集する体制が整ってきているかと思います。

そういった中で、ホームページの開設から2か月ほどたっているかと思いますけれども、今の情報、数値等ありましたら教えてください。

【黒川雇用労働政策課長】ホームページの設置についてでございますが、7月に契約を行いまして、10月7日に先行リリースいたしました。10月末には、全てのコンテンツをリリースしてございます。ホームページ制作だけでなくて、ホームページに対する広告誘導ですとか、ＳＮＳによる情報発信なども実施してございます。動画作成のほか、検索エンジン対策なども行っている状況でございます。

また、今回、事業者が行っているＳＮＳ配信などの手法も含めまして、マニュアル化して、職員向けの研修も今月末に実施する予定としてございます。これは県のデジタルコーディネーターですとか、外部専門家の意見も伺いながら、随時改善して対応してございます。

事例としましては、オンライン広告についてですけれども、ＴｉｋＴｏｋやＹｏｕＴｕｂｅ、インスタグラム、それからＬＩＮＥ、こういったもので実施しておりまして、例えば誘導効果がインスタとか、ＬＩＮＥは弱いというところで見直しまして、現在ＴｉｋＴｏｋとＹｏｕＴｕｂｅに注力するなどの見直しをしてございます。またそれ以外にも、オフライン広告でバスターミナルやバス等の広告のほか、商業施設でのＰＲなどを実施しているところでございます。

ＳＮＳにつきましては、インスタグラムが8月末から12月まで毎週投稿しているところでございますけれども、フォロワーが長崎、佐世保ともこの短期間で3割ほど伸びております。長崎は743人から1,000人に、佐世保は675件から864件に増えてございます。この増加が35歳から55歳までの保護者世代が多いという分析結果が出ております。こういった内容も、今後若年層に訴求力のあるような内容へ転換していこうかというような検討も行っているところでございます。

引き続き、就職情報と必要な情報をしっかり伝えていきまして、入校生確保につなげたいと考えてございます。

【白川副委員長】詳細にありがとうございました。ホームページ開設と合わせてＳＮＳも力を入れていただいているということで、有料広告も、どのＳＮＳが有効なのかという分析もしっかり行われていることを承知いたしました。

あとオフライン広告も併せて行っていただいているということで、より多くの方にこの情報が届いて、高技専の入校生がしっかりと目標に向かって増えていくことを今後も注視していきたいと思います。ありがとうございます。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査の結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午後　零時１６分　休憩 ―

― 午後　零時１６分　再開 ―

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

― 午後　零時１７分　散会 ―

第２日目

１、開催年月日時刻及び場所

令和７年１２月１０日

自　午前　９時５８分

至　午前１１時５８分

於　委員会室４

２、出席委員の氏名

清川　久義	委員長（分科会長）
白川　鮎美	副委員長（副会長）
ごうまなみ	委員
大場　博文	〃
宮本　法広	〃
石本　政弘	〃
饗庭　敦子	〃
山下　博史	〃
千住　良治	〃
初手　安幸	〃
大倉　聡	〃

３、欠席委員の氏名

なし

４、委員外出席議員の氏名

なし

５、県側出席者の氏名

吉田　誠	水産部長
峰松美津子	水産部次長
中尾　直	水産部次長
晝間　信児	水産部参事監（政策調整担当）
不動　雅之	水産部参事監（漁港漁場計画・漁場環境担当）
小川　昭博	漁政課長
伊藤　純一	漁業振興課長
村瀬　慎司	漁業振興課企画監（資源管理推進担当）
太田　聡	漁業取締室長
松尾　隆男	水産経営課長
鈴木　正昭	水産加工流通課長
門村　和志	水産加工流通課企画監（輸出拡大・養殖振興担当）
城戸　学	漁港漁場課長
岩永　俊介	漁港漁場課企画監（漁場環境担当）
森川　晃	総合水産試験場長

６、審査の経過次のとおり

― 午前　９時５８分　開議 ―

【清川委員長】 おはようございます。委員会及び分科会を再開いたします。

これより水産部関係の審査を行います。

【清川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、予算議案の説明を求めます。

【吉田水産部長】 おはようございます。

水産部関係の議案につきまして、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

初めに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、国庫支出金277万5,000円の増、合計277万5,000円の増、歳出予算は、水産業費1,516万4,000円の減、合計1,516万4,000円の減

となっております。

歳入予算の内容について、ご説明いたします。

国庫支出金について。

水産業改良普及事業交付金の増のため、国庫補助金277万5,000円の増を計上いたしております。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

職員給与費について。

水産部職員の給与費について、関係規定予算の過不足の調整により、水産業総務費1,516万4,000円の減を計上いたしております。

繰越明許費については記載のとおりであります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分について、ご説明いたします。

3ページをお開きください。

歳出予算は、企画費24万1,000円の増、水産業費8,121万円の増、合計8,145万1,000円の増となっております。

これは、職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【清川分科会長】 次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【城戸漁港漁場課長】漁港漁場課所管の繰越しについて、補足してご説明いたします。

資料1、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の2ページ、繰越事業理由別調書をご覧ください。

こちらは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、7ページ及び8ページに掲載されております農林水産業費の関係部分を理由別に整理したものです。

今回、令和7年度から令和8年度への繰越明許費として、新たに13億7,100万円を追加し、9月議会までに承認された6億5,404万3,000円と合わせて、20億2,504万3,000円を計上しております。

これは、入札差金を活用して追加発注するもの、周辺利用者などとの施工時期の調整に不測の日数を要したものなど、今年度内に適正工期が確保できないため、今回、11月議会で、あらかじめ繰越しの承認をいただき、翌年度にまたがる適正工期を確保した上で工事を発注するものです。

3ページ目をご覧ください。

事業ごとの施工箇所、主な工事概要等を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち、関係部分及び第106号議案のうち、関係部分は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【清川委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、水産部長より総括説明を求めます。

【吉田水産部長】 水産部関係の議案について、ご説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料は、農水経済委員会関係議案説明資料と同資料の追加1がございます。

説明資料の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち、関係部分であります。

基本戦略のうち水産部関係部分では、基本戦略「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」において、「力強く稼ぎ持続的に成長する水産業づくり」として、水産資源の維持・増大のための適切な資源管理の推進と漁場づくりや収益性の高い新時代の漁業経営体の育成等に取り組んでいくこととしております。

また、基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」では、「地域の魅力を生かした農山漁村の賑わいづくり」として、海の魅力を活用した人を呼び込む仕組みづくりを推進していくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案以外の報告事項について、ご説明いたします。

説明資料の3ページをご覧ください。

和解及び損害賠償の額の決定について。

本案件は、令和7年4月29日、県が管理する舘浦漁港の臨港道路において、相手方が所有する軽乗用車がグレーチングを通過した際、グレーチングが跳ね上がったことにより、当該車両に損害を与えた事案について、和解が成立し、損害賠償金1万5,840円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

次に、水産部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、次期「長崎県水産業振興基本計画」（素案）について、日韓水産関係交流について、1経営体当たりの平均漁業所得額について、水産物の海外プロモーションについて、さかなまつりについて、第63回長崎県水産製品品評会について、研究事業評価の実施について、事務事業評価の実施についてであります。

このうち、主な事項について、ご説明いたします。

説明資料の追加1の2ページをご覧ください。

次期「長崎県水産業振興基本計画」（素案）について。

本県水産業の振興方針を定めた「長崎県水産業振興基本計画」が令和7年度に終期を迎えることから、令和8年度から5か年間の本県水産業の目指す姿と方向性を示す計画として、次期計画の策定に向け検討を進めております。

去る9月定例県議会農水経済委員会においてご審議をいただいた計画骨子案を基に、漁業者、加工流通業者、漁業関係団体、学識経験者、公募委員から成る検討委員会でいただいたご意見やご提案を反映し計画案を作成いたしました。

次期計画においては、「力強く稼ぎ、持続的に成長する水産業と漁村の賑わいづくり」を基本理念とし、「持続可能で収益性の高い経営体

づくり」、「国内外に美味しさを届けるネットワークづくり」、「水産業を未来につなぐ人づくり」、「海とさかなの魅力を活用した浜の賑わいづくり」、「漁業者と浜を支える漁協づくり」の5つを基本目標とする施策の方向性や取組方針などを取りまとめたところです。

今後は、県議会をはじめ、パブリックコメントなど県民の皆様のご意見をお聞きしながら、今年度中の策定に向けて検討を進めてまいります。

1経営体当たりの平均漁業所得額について。

浜の活力再生プランに参加する漁業者の令和6年度における1経営体当たりの平均漁業所得額を取りまとめた結果、まき網などの一部の漁業種類において水揚げが増加したものの、沿岸の多くの漁業収入において漁獲量が減少し、魚価の低下もあったことから、1経営体当たりの平均漁業所得額は427万1,000円と、令和5年から8%減少しております。また、燃油や飼料資材等の価格は高止まりが継続しており、漁業経営に影響を及ぼしている状況であるため、引き続き、スマート水産業の推進による生産活動の効率化や省力化、漁業の多角化、海業や6次産業化による収益性の高い経営体の育成などに取り組み、さらなる漁業所得の向上を図ってまいります。

資料戻りまして、説明資料の4ページをご覧ください。

水産物の海外プロモーションについて。

人口減少等により国内市場が縮小する中、拡大している海外市場を獲得していくことは非常に重要であり、そのためには、海外のニーズを把握して生産体制を整備するとともに、現地における本県水産物の認知度を向上させることが必要となります。

去る10月20日、タイのバンコクにおいて、知事のトップセールスによる「長崎鮮魚フェア」を実施いたしました。

タイでは日本食が人気ですし店も多く、クロマグロも好まれていることから、本県産養殖クロマグロの解体ショーの様子について現地インフルエンサーによる配信を行い、広くＰＲすることができました。

また、11月8日には中国上海において、輸入再開後のシェア回復を図るため、知事のトップセールスによる「長崎鮮魚」プロモーションを行いました。

今後も海外販路の拡大につながるよう効果的なプロモーション活動を行い、本県産水産物の輸出拡大を図ってまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】 以上で、説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第134号議案のうち、関係部分は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第134号議案のうち関係部分は、原案

のとおり可決すべきものと決定されました。

次に提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【小川漁政課長】 おはようございます。

政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出いたしました水産部関係の資料につきまして、ご説明いたします。着座にて失礼いたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料をご覧ください。

まず補助金内示一覧表につきまして、令和7年9月から令和7年10月までの直接補助金の実績は、2ページに記載のとおり高級魚クエ資源増大支援事業費補助金など計14件となっております。

また、間接補助金の実績は、3ページに記載のとおり、漁業と漁村を支える人づくり事業の計3件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきましては、令和7年9月から令和7年10月までにおける建設工事に関する契約を4ページから62ページに記載しており、計31件となっております。

また、建設工事に係る委託に関する契約は、63ページから64ページに記載のとおり、計5件、建設工事以外の契約を65ページから66ページに記載しており、計3件となっております。

次に、令和7年9月から令和7年10月の間における知事及び部局長に対する陳情要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情要望が行われたものは、要望書（長崎市及び長崎県採石事業協同組合）の２件であり、その対応状況を67ページから74ページに記載しております。

最後に、附属機関等会議結果報告につきましては、令和7年9月から令和7年10月までの開催実績は、75ページから77ページに記載のとおり、2件となっております。

【清川委員長】 次に、漁政課長より補足説明を求めます

【小川漁政課長】 私から、次期長崎県水産業振興基本計画の素案について、補足説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

次期計画につきましては、前回9月の本委員会において説明させていただきました骨子案を基に、今回素案を作成いたしました。

計画素案につきましては、次期長崎県水産業振興基本計画（素案）の全体ファイルをお配りしておりますけれども、本日は補足説明資料にて、計画素案の概要について、ご説明をさせていただきたいと考えております。

資料2、農水経済委員会補足説明資料（水産部）の3ページをご覧ください。

本計画につきましては、本県水産行政の基本方針を、施策の方向性を示すとともに、各海区で重点的に取り組む課題を明らかにするものであり、令和8年度から令和12年度までの5か年間を計画期間として考えております。

4ページをご覧ください。

次期計画につきましては、現行計画の実績を踏まえた上で、気候変動やコスト上昇など、環境や情勢の変化への対応などの視点から、資料右側にお示しをしております、収益性向上や担い手の確保・定着など5項目を、今後、次期計画において注力すべき課題や取組の方向性として、挙げております。

5ページをご覧ください。

次期長崎県水産業振興基本計画の体系（案）ですが、「力強く稼ぎ持続的に成長する水産業と漁村の賑わいづくり」を基本理念とし、収益性の高い経営体づくり、ネットワークづくり、

人づくり、浜の賑わいづくり、漁協づくりの5つの基本目標を掲げ、基本理念の実現に向けた取組を展開してまいりたいと考えており、これらは、次期総合計画の施策内容とも連動したものとなっております。

また、それぞれの基本目標において、それらを推進する事業群を設定するとともに、県内8つの海区別取組方針、試験研究の取組方針などを加え、全体の計画体系を構成していきたいと考えております。

6ページをご覧ください。

ここからは、各基本目標の目指す姿や構成する事業群の概要をお示しするとともに、基本目標や事業群の指標についても記載をしております。

本計画における指標につきましては、大半が次期総合計画にて設定をいたしました指標と同じものとなっております。

まず、基本目標1、持続可能で収益性の高い経営体づくりでは、適切な資源管理と水産資源の底上げを図る漁場づくりによる資源の維持・増大や、先端技術などの活用によるスマート水産業の促進、新規漁法の導入や経営の多角化による経営力向上、さらには、産学官連携による技術開発や生産性向上、規模拡大などによる養殖業の成長産業化に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、6ページ右側になります。

基本目標2、国内外に美味しさを届けるネットワークづくりですが、水産物の集出荷機能の強化や、衛生管理の高度化による選ばれる産地魚市場づくり、マーケットニーズに対応した産地の競争力を高めるバリューチェーンの強化、さらには、多様な国への販路拡大による輸出促進に取り組んでまいりたいと考えております。

基本目標1及び2の指標につきましては、共通のものとして、海面漁業・養殖業産出額を想定しており、各事業群の指標につきましては、記載のとおりとなっております。

資料7ページをご覧ください。

基本目標3、水産業を未来につなぐ人づくりでは、情報発信の強化や切れ目のない支援などによる新規就業者の確保と定着の促進、多様な人材の活躍を支える働きやすく暮らしやすい漁村の環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

指標としまして、新規漁業就業者の5年後の定着率を想定をしております。

次に資料右側に記載の基本目標4、海とさかなの魅力を活用した浜の賑わいづくりとなります。

ここでは、海や漁村の地域資源の価値や魅力、漁港等の活用や多様な主体の参画による促進によります海業のさらなる展開などに取り組んでまいりたいと考えております。

同ページ下部に記載の基本目標5、漁業者と浜を支える漁協づくりですが、今後、水産振興を図っていく上で、漁村の中核組織として必要不可欠な漁協について、合併や事業連携などによる機能強化や、経営改善などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上の取組を積極的に展開していくことで、基本理念を実現し、本県水産業のさらなる発展を目指してまいりたいと考えております。

最後に、8ページをご覧ください。

海区別の取組方針でございます。

本県は広大な海域を有しており、各海区で特徴的な漁業が営まれておりますので、各海区の実情に応じ、地域で注力する取組の方向性について、整理して記載をしております。

後ほどこの部分につきましては、ご確認をい

ただければと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

サイドブックスに掲載しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は、陳情番号79及び87となっております。

陳情について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【石本委員】先ほど部長の説明でありましたプロモーションの関係について、さっきもちょっと言いましたけど、これまで中国への水産物の輸出が禁止されており、それがやっと解けたかなと思った矢先に、今回、また再度、中国向けの輸出が止まったという状況であります。

これを考えますと、今後も、中国の情勢等を見れば、そう簡単に収まらないというような感じでありますので、これまでもそういう取組をされてきたと思いますけども、やはり中国以外の国に向けた輸出というのに、この際しっかりと力を入れて、県だけでどうこうという話じゃありませんけれども、長崎県としても、そういった販路拡大に向けた、東南アジア、ヨーロッパ、アメリカ向けのプロモーションなり、バリューチェーンの構築にしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、水産部の見解をお聞かせいただければと思います。

【門村水産加工流通課企画監】中国以外の国への販路拡大の取組ですけれども、やはり、国内からも言われる話です。国内市場がだんだん小さくなっていく中で、やはり、水産物の需要が高まっている海外、ここの市場をしっかり取りに行くということは、経営安定と水産業振興していくために、大変重要なことだろうと認識しております。

中国への輸出が止まって以降、特に、東アジア、それから東南アジア、日本産の水産物の需要が高いと言われている地域に対しての取組を、今、既に開始しておりまして、戦略と言えるものとしましては、本県の強みを生かした売込みをかけていく必要があるだろうということで、具体的には、すしなどで人気が高い養殖クロマグロ、本県が生産量1位でございますので、品質の高いものを安定供給できるという点、それから、海域が多様で、非常に魚種のバリエーションが豊富である。それから、東南アジア、東アジアについては、地理的に非常に近いので、鮮度よいまま届けることができると、そういったところを強みとしてＰＲしながら、販路開拓に、既に取り組んでいるところですけれども、中国はちょっと再開が不透明になったというところですので、より一層、そこは考慮をしながら取り組んでいきたいと考えております。

【石本委員】漁協、漁業者の皆様も、やっと中国への輸出に対応できるかなと、いい機会が来たなと思った矢先のことで、多分がっかりされ

ていると思うんですけども、そこは、今言いましたように、しっかりと中国じゃなくても、経営が安定するような、対応をしっかりしていただきたいと思います。加えまして、これも前回も申しましたけど、例えば、松浦魚市場についても、しっかりとヨーロッパ向けＨＡＣＣＰを取得した数少ない市場でありますので、こういったとこもしっかりと有効活用、効率的な運用ができるように、改めて、力を入れていただければと思いますのでよろしくお願いします。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。私も何点か質問させていただきたいと思います。

今、石本委員からありましたが、私も、知事がトップセールスということで、上海に行かれたということですので、その効果があったと思います。しかしながら、中国への高市総裁の発言により影響があるのかと思いますけれども、その効果をどうにか長崎としては生かしていくことが必要ではないかと思います。その辺りを教えてください。

【門村水産加工流通課企画監】トップセールスの効果を今後に生かしていくというところでのご質問です。

先ほど部長の説明で報告しましたとおり、11月頭に、知事からのトップセールスということで、これまで長崎鮮魚として輸出を拡大してきたパートナー企業のトップと、輸出再開を見越して、販路拡大引き続きよろしくお願いしますという話で、認識の共有を図って、その後、これまでの20年、中国国内で、長崎鮮魚を取り扱いいただいていた飲食店関係者、それから流通関係者の皆様を招いて、輸出再開が見えてきておりますので、引き続きよろしくお願いしますということで、ＰＲのイベントを開催したところです。

先方の反応としましては、日本産が入らないので、例えば、養殖マグロは、地中海スペイン産等を入れているけれども、私がお話しできた飲食店の経営者の方によると、やはり日本産の品質がいいので、再開を心待ちにしていますというお声をいただいたところです。

そういった中で、その直後に、輸入が再停止されてしまったという中ではございますけれども、実感として、先方のニーズが非常に高くて、国同士の情勢の中で、ものが動いていない状況ですけれども、ニーズとしては非常に強いものがあるということは、直接感じて帰ってきたところです。

ですので、国同士の話なので、県として、そこを直接的に突破できる取組というのは難しいですけれども、引き続き、そのパートナー企業との関係は維持しながら、再開に向けて、国に対しては、再開できるような取組を引き続き働きかけていただくよう要望しながら、県としてはできるところ、パートナーとの関係維持だとか、そういったところは続けていきたいと考えております。

【饗庭委員】相手の方との関係はずっと続けていきながらということかと思います。

そういう中で、やはり国に要望していただくということが重要かと思います。

なので再開のめどというのは、やっぱり分からないという状況ですよね。そこだけちょっと確認させてください。

【門村水産加工流通課企画監】 私たちも、そこは当然気になっているところですけれども、現時点では再開のめどというのは、申し上げることはできないという状況と承知しております。

【饗庭委員】 一日も早く、再開できることを願

います。

次に、大村湾のナマコ漁について、ちょっとお伺いしたいと思います。

ナマコがちょっと不漁だったんですけれども、稚ナマコとかを放流して、今年はということで、11月から解禁されたかと思うんですけれども、解禁された後の状況を教えてください。

【伊藤漁業振興課長】大村湾におけるナマコの、今期の漁獲量というご質問かと思います。

ただいまは、本格的な漁が始まる前の試験操業というものを各地区の漁協さんが行っている状況でございまして、今把握している状況を少しお知らせしたいと思います。

大村湾北部の西彼町漁協では、桁曳きと、それから、ほこ突きという漁法で、数キロ程度の漁獲があったと、それから、大村湾漁協川棚支所では12月1日、7隻ほどの船で、桁曳きの操業をしまして、1隻平均約2キログラムの漁獲があった。同じく、大村湾漁協時津支部では、12月5日に一隻桁曳きで出漁されまして、青ナマコ2個の漁獲、それから同じく、長与支部では、桁曳きの操業で、ナマコ1個の漁獲があったと聞いております。

このように、各地区、状況としてはちょっとばらばらという状況でございまして、なかなか昨年の大不漁の翌年ということで、日頃の聞き取りをしても、ナマコ漁以外の混獲ですとか、目撃というのは、やはり少ない状況で、なかなか今年度漁期も厳しい状況になるんではないかなとは考えております。

ただ、これから年末にかけて、本格的な操業に入ってまいりますので、引き続き、漁協ですとか、市町と情報共有を密にしまして、状況を注視してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】少しずつ回復してきているのかと思います。

そういう中で、やはり稚ナマコを放流した効果が、どれぐらい表れているというのは、把握できているのか、お伺いします。

【森川総合水産試験場長】水産試験場の方では、稚ナマコは放流してすぐに死ぬことが多いので、初期の生残を高めるという試験をしております。

また、放流した稚ナマコが、漁獲にされるのは、大体2歳から3歳になりますので、今年放流したものは、今年度の漁期には入ってこないということが、まずあります。

今年の放流試験の結果をちょっとご紹介いたしますと、放流方法を若干変えようということで、コンクリートの土台にカキ殻を詰めた樹脂製のかごを取り付けた小型魚礁というものがありまして、そこにナマコを入れて放流する方法であるとか、あと、海底にじかにまいて放流するという方法であるとか、幾つかの放流の方法を試しております。

放流して3か月後に、調査した結果、礫帯に設置した小型魚礁に放流した稚ナマコが、放流した数の大体3割ぐらいが、生き残って、そこに生息していることが確認されております。

それで、じかに海底にまいたようなものは、なかなかそこでは確認できていないという結果になっております。

今年の調査を見ていて、小型魚礁が、放流後の初期の生残を高めるのに有効だということが、分かってきましたので、このような方法を広く活用していただくように、私どもも周知してまいりたいと思っております。

【饗庭委員】 その結果を踏まえて、また支援もしていただければと思います。

次に、次期長崎県水産業振興計画の7ページの基本目標の海と魚の魅力を活用した浜の賑わい

づくりについて、お伺いしたいと思います。

海業ということで、先日私たちの委員会で視察に行ったところですけれども、この取組件数が、今はゼロ件なんだけれども、30件にとしてあります。これは、どのようにして、30件に増やしていこうと思っておられるのか、お伺いします。

【小川漁政課長】 今ご質問いただきました7ページに記載しております、海業の新たな取組ということで、次期の計画の中で、30件を令和12年度に達成していきたいという設定をしております。

この分につきましては、今現在も県内各地域で、やはり釣り体験ですとか、直売所ですとか遊覧船など様々な海業の取組が展開をされているという状況でございます。

今後やはり、様々な漁業者の減少ですとか、水産資源の変動などの中で、安定的な収入を確保していくということで、やはり海業の取組というのは、非常に重要だと考えております。

その中で、今回、指標として設定しておりますが、新たな取組ということで、今取組されている中でも、また新たなメニューですとか、地域として新たなところ、今いろいろ検討されていらっしゃるところもありますので、そういったところを想定をいたしまして、5年間で、年約6件ずつ、5年間に約30件を創出をするということで、目指していきたいということで、設定をさせていただいた状況でございます。

【饗庭委員】 分かりました。

その中で、県内に浜がどれくらいあるのか、ちょっと私は把握できてないので、どれくらいあって、どの方面から進めようと思っておられるのか、教えてください。

【小川漁政課長】 今回、地域的なところなんですけども、やはりこの地域自体が、全般的な、やはり地域が偏りがないようにということで、今やはり海業自体の取組がまだまだ進んでいないところ、大村の北部の地域とかがございます。

そういったところでも、少しずつ、やはり新たな海業の取組を展開して、県内全域で、それぞれいろんな地域で、海業を楽しんでいただけるようにということで、それぞれの地域の中で、島原の方ですとか、県北の方ですとか、各離島地域、それぞれの地域の中で、特徴的な賑わいを創出していくような形の中で、取組を進めていきたいと考えております。

【饗庭委員】 ありがとうございます。

浜の数はどれくらいあるか分かれば、教えていただきたいです。

【城戸漁港漁場課長】 県内の漁港数が226漁港となっておりますので、漁村もそれと同様の漁村数があるというふうに認識しているところです。

【饗庭委員】 ありがとうございます。

226漁港があるのであれば、30という目標は、それからすると、少ないのかなと思わなくもないですけれども、これから取り組むということでしょうから、積極的にしていただいて、ぜひ賑わいのある浜にしていただければと思います。

最後に、長崎県水産業振興基本計画の素案の方の77ページの第７章試験研究取組方針というところで、ずっと書いてあるんですけれども、この最後の課題のところで、この研究したものを広報紙や研修会で周知するとともに、先端技術を活用できる人材育成を図ることが、引き続き重要な課題ですと書いてあるんですけれども、やはり研究結果を、多く周知していただき、それを活用することが必要かと思いますが、その辺りを教えてください。

【森川総合水産試験場長】水産試験場の研究の成果は、冊子に取りまとめたりとか、ホームページで情報発信したりとか、あと出前水試と言って、各地域の地区を回って、こういう研究をやってますみたいな話を、できるだけ広めてやっていきたいと考えているところでございます。

そうすることによって、開発した技術を皆さんに知っていただいて、ぜひ活用していただければと考えております。

【饗庭委員】それが課題と書いてあるので、周知が至ってないのかなと考えるんですけれども、そこをやはりもっと積極的にして、せっかくした研究なので、活用していただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

【森川総合水産試験場長】 なかなか私どもも、一生懸命やっているつもりですけども、まだ周知が足らないところもあるのかなという認識もありますから、できるだけやっぱり広く、常にそういう気持ちを持って、取り組んでいかなきゃいけないと思っております。

【清川委員長】 ほかに質問ありませんか。

【千住委員】 失礼します。

私の方から大きく2点ご質問させていただきます。

先ほどから、中国への輸出の件で、お話がありました。私も、先日、中国総領事館の40周年の訪問団の一員として、参加をさせていただきました。

また、長崎鮮魚の取引20周年の記念の祝賀会といいますか、にも参加をさせていただきました。

そこで、私も向こうで、長崎鮮魚を取り扱っておられる中国の方と同じテーブルで、一人私、長崎県議員だったんですけども、非常に緊張する中お話をしてると、やはり中国で、長崎鮮魚というのは、非常に求められているというのをすごく感じました。熱望されているなというのをすごく感じたんですよね。

お店が長崎鮮魚を取り扱えない状態なので、お店の味が落ちて売上げが落ちていると、どうしてくれるんだみたいな、そのぐらいのお話をされておられました。

実際、今まで中国への輸出ゼロから、水産部の方々が、これまで本当、相当苦労されて、また中国の流通の関係者も、本当苦労されて、ここまでこられたんだなというのをすごく感じました。今までの取組に敬意を表したいなと思っています。

そういった中、本当、いよいよかなというところで、非常に残念ではあるんですが、それだけ一般のところも熱望されているというところで、海外にも、ほかの国へも力を入れられていると思うんですが、解禁となった場合に、恐らく契約でいうと年間とか、何クールかの単位だとは思うんですけども、その量を確保、今できるのか、その対策について、ちょっとお聞きしたいと思います。

【門村水産加工流通課企画監】中国輸出が再開したときに、ニーズに応じた十分な供給量、対応できるのか、そこら辺の対策ということかと思います。

中国輸出が停止をして、今2年たつんですけれども、停止前、中国は長崎産の水産物の輸出先として、一番大きな取引国でありました。

数字で言いますと、令和4年度水産物全体で71億円、その中の約25億円が中国向けでした。

これが、県が数字を持っています一番近いところ、令和6年度でいきますと、中国はゼロですけれども、全体としては70億円、要は中国以外の国の輸出が伸びたことで、中国停止前と変わ

らないぐらいのところには戻っているという状況です。

で、中国が再開しますと、この25億円の部分が、輸出増として期待できるわけですけれども、今現状、その中国が止まった中で輸出が伸びた部分というのは、ほとんどが韓国向け、それからアメリカ向けの養殖ブリでございます。

その中国向けの25億円というところは、養殖マグロであったり、それから長崎産の天然の鮮魚というところが主な品目でございましたので、今現在、中国が停止して以降に輸出が増えた部分から、またそれを中国に振り替えるということ必要ありませんので、中国輸出を再開すれば、直ちに元どおりになるというのは難しいかとは考えておりますけれども、供給面で、どこかを削って回すというようなことにはならないかと考えております。

【千住委員】 ご説明ありがとうございました。

先日、新聞の記事で、県産のマグロを韓国に売ろうということで、峰松次長のコメントも載っておりましたけども、今のご説明でいくと、ブリ等が増えてるということで、マグロでいけば、例えば、韓国に今後売っていこうといったところかなと思うんですけども、実際、韓国との取引の、今後の見込みについて、ここまでもっていきたいというのがあれば、教えていただけたらと思います。

【門村水産加工流通課企画監】韓国向けの見込みということですけれども、実は韓国、これまで、実績としては養殖ブリの活魚がほとんどで、それ以外の鮮魚とかいうのは、ほぼ実績がございません。

なので、まさに、中国でやったときのように、鮮魚の市場についてはゼロから作っていくような必要があるという状況でございます。

そういった中で、先日、養殖クロマグロを持っていって、それはマグロの専門店でございましたけれども、長崎産養殖マグロの解体ショーをしながら、試食もしていただいて、非常に高評価を得たと認識しておりますので、引き続き、そこは、今回できたパイプを生かしながら、実際のその商流につなげていけるように、引き続き努力をしていきたいと考えております。

ただ、最初申しましたとおり、ゼロから鮮魚市場を開拓していくということになりますので、なかなか一気にそう数字が伸びるのは難しいかと思っておりますけれども、ここは、中国以外の多様な販路を確保しておくという意味でも、大事な取引先だと思いますので、引き続き、丁寧に関係構築を進めていきたいと考えております。

【千住委員】 ありがとうございます。

中国で、長崎鮮魚の祝賀会があったときに、知事からの感謝状と記念品をもらわれたときの現地の方の表情がすごくよくて、喜ばれておられました。お店に飾られて、長崎鮮魚というブランドで扱っていますよという証明だというお話もお聞きしましたが、そういった関係構築も、非常にやっぱり重要だなと本当に感じましたので、民間の方にそういった感謝の意を伝えるというのも、一つ大きな手だと思いますので、今後も、引き続きお願いしたいなと思っております。

日本の鮮魚が韓国経由で中国に入るというようなケースもあると書いてありましたので、今後も期待できるかなと思っております。

もう一点、別なんですが、今年、広島、岡山、香川のカキの養殖が非常に大きなダメージを受けているということが、最近よくニュースにも上がっております。

原因は、海水温が上がっているためじゃないかということで、話が載っていました。実際、長崎県でも、カキの養殖が非常にいろんな方面であってるわけですが、その辺の対策といいますか、例えば、今回、広島の方では9月の海水温が非常に高くて、それが影響しているんじゃないかということが載っておったんですが、今後、それが長崎でも考えられるということで、それを未然に防ぐ取組があれば教えていただけたらと思います。

【門村水産加工流通課企画監】養殖カキの大量へい死について、瀬戸内で過去にないぐらいの大きな被害が出ているという報道があったところでございます。

地域によっては9割ぐらいと、非常に大きな被害が出ているということですけれども、現時点で、そのへい死の原因というのが特定された状況にはなくて、原因としまして、高水温、それから高塩分、あとは貧酸素とか、餌不足とか、様々な要因が挙げられているところでございます。

ですので、原因が分からない中で、こういう対策を取れば、長崎としては大丈夫だろうということは、まだ、確定したものはないんですけれども、当然、長崎県としましても、昨年も地域によってはカキの生産が悪いというような状況がございましたので、対策は考えているところでございます。

具体的に申しますと、三倍体という技術がございます。通常のカキだと、染色体は二組持つんですけれども、操作、圧力であったりを加えて、それを3セットにすることで、成熟をしないカキというのを作ることができます。

これはもう一般に使われている、広島海域で使われている技術で、その三倍体の技術を長崎県に導入しようという試験的な試みは進んでおります。

三倍体にすることで、高水温期に成熟・産卵ということをしなくなります。成熟・産卵というのは、エネルギーをすごく使いますので、高水温期に何度も産卵することで、だんだん体力が落ちて死んでしまうと、そういったことを三倍体のカキは防ぐことができるということで、使われているもので、今現在、県内で行われているものの聞き取りによりますと、今のところは、三倍体、非常にうまくいっていると聞いておりますので、そういった技術を対策の一つとして、成果をしっかり実証して確認しながら、成果を見込めるということであれば、普及も進めていきたいと考えております。

【千住委員】 ご説明ありがとうございました。

カキ等含めて、それぞれ各地域とも連携しながら、ぜひ影響が少ないような形を、今後、取り入れていただきたいなと思っております。

小長井のカキも、非常に、毎年波があるみたいですので、その辺をちょっと協力して、防げればと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【清川委員長】 ほかに。

【山下委員】 皆さんお疲れさまでございます。山下博史でございます。

私の方から、小型するめいか釣り漁業の停止命令について、数点、確認とお尋ねをさせていただきたいと思います。

10月31日以降、いろんな動き、特に水産部中心に知事先頭に、国の方に要望活動もすぐやっていただき、対応していただいてることに関しましては、これから感謝を申し上げる次第でございます。

特に、壱岐、対馬を中心とする漁業者にとっ

ては、非常に大きな影響が出てくるものだと。

特に、1、2月、3月が盛漁期ということでございますので、影響が大きいのかなと感じているところであります。

その中で、ちょっと、誠に私、残念なことがありまして、本会議では、知事からの説明もありましたけれども、今日こちらに来まして、部長説明にも盛り込まれてない。課長の補足説明もない。長崎県の漁業にとっては、非常に死活問題の大事な事案について、きちっとやっぱり我々委員会にも、説明をしていただきたかったというのが、一点、まず冒頭申し上げさせていただきたいと思います。

そこで、改めて確認をあえてさせていただきたいと思いますが、10月31日以降の国の動き、県の動き、どういう対応をなされてきたかということを、改めてこの場でご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【畫間水産部参事監】スルメイカの採捕停止命令が出てからの県の動きについてのご質問、お答えさせていただきます。

冒頭にございました委員会への説明が欲しかったというご意見は、しっかり受け止めて、今後、対応に生かしていきたいと思っております。

委員からご発言ございましたとおり、10月31日付で、国の方が、小型するめいか釣り漁業を対象にしまして、スルメイカの採捕停止命令というのを発出をいたしました。

この小型するめいか釣り漁業というのは、北は北海道から西は長崎まで、広く分布をしているんですけれども、国の方で、一つのグループとして扱って、そこにＴＡＣ配分をして、資源管理をするという仕組みになっておりますが、その小型するめいか釣り漁業の漁獲が、今年は予想以上に積み上がりが早くて、採捕停止命令が出る事態になったという状況でございます。

この件、長崎県内は、小型するめいか釣り漁業が届出ベースで575隻、昨年の実稼働数ベースで384隻おりますので、これは長崎県内の漁業者にとって死活問題であるというお声を早速いただきましたので、先ほど委員からも触れていただきましたとおり、大石知事が、県漁連の髙平会長と一緒に、すぐさま上京して、操業の継続再開、これを要望したということでございます。

また、併せまして、県内で影響を受ける不安を抱える漁業者さん向けに、融資の相談窓口、これを設けるとともに、利子補給のある制度資金、これを措置したというのが、これ初動でやった部分でございます。

その後の状況ですけれども、その後、国から、その小型するめいか釣り漁業に、県も要望していたようなＴＡＣの追加配分というのはなされたんですけれども、実際、小型するめいか釣り漁業の漁業者、特に北の方ですね、たくさん取ってあった漁業者の方で、報告遅れで、後から数字がどんどん積み上がった部分もございまして、残念ながら現時点でまだ約2,000トン、ＴＡＣを漁獲実績が超過しておりまして、今週月曜日にあった農林水産大臣の会見の中でも、大臣から、操業再開、採捕停止命令解除の見通しが立たないというような見解も示されているような状況でございます。

一方で、水産庁の方から、提案というか助言がございまして、その長崎県の小型するめいか釣り漁業の操業を実質的に再開するようなスキームとして、長崎県が持っている漁獲可能量、ＴＡＣの数字、これを一部切り分けて、資源調査を目的とした小型するめいか釣り漁業の用船をして操業するような、そういった形も対応が可能だという見解がありましたので、長崎県と

しても、それを実施する方向で考えておりまして、今週12月8日に開催されました国の水産政策審議会で、そのスキーム実施を前提に、長崎県に503トンのＴＡＣの追加配分を行うということが了承されたという状況でございます。

県といたしましては、この資源調査目的での操業というのを、実施できるように、詳細を検討しているところでございます。

【山下委員】 ありがとうございました。くわしく経緯をご説明をいただきまして、理解が深まったと思います。今ほど数字が出てきました503トンというのが、いわゆる北海道方式と言われている部分だと思いますが、今までの枠と比べてどうなのか、この503トンというところが。その辺りをちょっとお知らせいただきたいと思います。

【畫間水産部参事監】 追加の配分の503トンについて、今までの配分と比べて、どのぐらいの数字になるのかというお尋ねでございました。

従来、長崎県が、長崎県としてＴＡＣの配分を受けているのは、ちょっとＴＡＣの仕組みが2種類ございまして、現行水準という配分を受けております。

現行水準というのは、全国的に見て、比較的漁獲が少ないので、これまでと同じぐらいの漁獲をしてくださいという意味で、現行水準という呼び方をしておりまして、ただ何も数字がないわけではなくて、目安として550トン、これが守れるように、今までと同じような操業をしてくださいというＴＡＣ配分を受けてございました。

今回、先ほど委員が北海道方式と呼ばれた資源調査目的での、試験のための操業というのをやるに当たっては、現行水準のままではできなくて、明確に数字での配分、数量明示という言葉で呼ばれるんですけれども、その持っている数字を漁獲の上限として、数量明示に切り替えをして、そうすると、長崎県として持っているのは550トンの数字ということになるんですけども、その中でしっかり管理をしなきゃいけない。そこに対して、今回、国の方から水産政策審議会で了承を得た追加配分が503トンということでございます。

ですので、県内の今後のイカ釣りの操業の状況、イカ釣りに加えて、定置とか、5トン未満のイカ釣りも含めて、県内全体の漁業を管理していく中での追加の503トンを受けて、しっかりその中で管理をしていかなければいけないという状況で、何とも、多いとも少ないとも申し上げられるものではないと思うんですけども、まずは、今回受けた追加配分を踏まえて、その小型するめいか釣り漁業の調査目的での操業を、どういったやり方で、どういった枠の切り分けでやっていくのがいいかというのを、今、検討しているところでございます。

【山下委員】 ありがとうございました。

目安の数字から、数量明示ということに切り替わっていくということでありますが、今まで既存の定置網とか、そういう漁業者の方々にもご理解をいただいた上で、そういう形になってくるんだと思います。今まで既存の方法で頑張ってこられてる方々に迷惑かからないような形で、もちろん考えていらっしゃるとは思うんですけれども、この503トンの枠が来た段階で、どのぐらいの助けになるのかがポイントだと思うんです。

1、2、3月、さっき言いましたとおり、盛漁期を迎えるわけでありまして、そんな中で、助けになっていく、どのぐらいの方々がと言ったら、数字的には分からないでしょうけど、ある程度、

そこで満たされるといいましょうか、ご希望に添える形になるのか、今の時点でどのような見通しを持っていらっしゃるんでしょうか。

【畫間水産部参事監】 ありがとうございます。

まずちょっと、今、503トンという配分が、今週の12月8日にようやく明らかになったところでございますので、それをどうやって利用して、どうやって切り分けてやっていくかというのは、まだ検討中の段階でございますので、なかなか、具体的に、申し上げるところは難しいんですけれども、ただ、委員ご指摘のとおり、従来、現行水準という中で、定置網とか5トン未満の漁業者の方々は、割と制約が緩い中で操業してきておりまして、そういった方々が、今回、その試験的な操業のために、仕組みを変えることで、不安も持たれている部分もございますし、今後、漁獲が積み上がったときに、窮屈になるような状況も可能性としてはございますので、なかなか今回目指している小型するめいか釣り漁業の方々に、自由に、思う存分、漁獲をしてもらうような形で、最初から実施するのはなかなか難しい面もあるのかなという見通しを持っております。

小型するめいか釣り漁業の中でも、いろんな操業形態で、イカを釣る方がいらっしゃいますので、なるべくメリットを感じていただけるようなやり方で、最初動かしていくと、また、併せて、漁期が進む中で、各漁業で、漁獲の積み上がりというのも見えてくる部分がございますので、そういった漁獲の積み上がりにも目を配りながら、関係の業者の方々ともよく意見交換をしながら、少しでも長崎の漁業にとってプラスになるような形で、実施していきたいと考えております。

【山下委員】 ぜひ、そのように、漁業者の皆さんとも話をしながら、一番ベストな形になるように、引き続き、対応をお願いしたいと思います。

最後に、そもそも論なんですけど、このＴＡＣ枠の制度自体を、これを契機に、1回見直すことも必要なんじゃないかなと、私個人は思うわけであります。海水温が上昇していて、地球温暖化の影響もありますから、そういった中で、今までのこの制度の枠組みで、今後どうなのかなというところを1回立ち止まるいい機会にもなっているのかなと思います。そこ辺りは、国ともよく話していただきながら、要するに、長崎県内の漁業者のきちっと業が、なりわいが、続けていける、継続していけるような枠組みを、ぜひとも、今後考えていただき、対応をしていただきたいと思っておりますが、最後、水産部長、その辺も含めて、思いをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

【吉田水産部長】 ＴＡＣの取組自体は、漁業を持続的に続けていくためには、やはり資源を管理して増やしていく、これは必要な取組であると、私は思っております。

ただ一方で、今、そういう資源の評価の方ですね。今回も、これぐらいしか来ないだろうと思っていたら、たくさん来遊があって、結果として枠を超えてしまう。多分、国の方も言われてますけど、やはり評価がタイムリーに、できるだけタイムリーに、その漁獲が反映できるような形で評価がされて、ＴＡＣが設定される。

これがやはり一番重要で、漁業者さんの肌感覚とも多分一致してくるんだろうと思っております。

これにつきましては、私どもの政策要望で、国の方に要望しておりますので、そういった点をしっかりと伝えていきたいと思っております。

【清川委員長】 ほかに質問ありませんか。

【大倉委員】 私からは、養殖技術ブレイクスルー促進事業に関して、その進捗について伺いたいと、まずは思っています。

今年度は、民間のアイデア2件採択して、そして、技術開発であったりとか、実証試験等々に取り組んでいるということだと思うんですけれども、特に、赤潮被害対策に関して、どのような今状況で実施されているのか、その進捗状況についてお尋ねいたします。

【門村水産加工流通課企画監】養殖技術ブレイクスルー促進事業の進捗ということですけれども、令和7年度、この事業で採択をして委託をしましたのは、2テーマ、そのうち１つが、今、委員から触れられた赤潮対策をテーマにしたものでございます。

今年度の赤潮対策としましては、赤潮が漁場に来てしまったときでも、魚を殺さないで済むような、非常に濃度の高い酸素水を使った実証事業ということで取り組んでおります。

海域的には、橘湾の中で取り組まれておりまして、一応現場、養殖生けすを使った実証試験というのを複数回行って、これから、機械を室内に移しまして、室内で予備的なデータ取りを行うというところまで、今現在報告を受けております。

【大倉委員】 今日は、私質問というよりも、ぜひ、エールを送りたくて、応援したくて、いろいろとお話をさせてもらおうと思っています。

特に、この赤潮被害対策に関してです。

今、答弁いただきました橘湾の牧島地区の養殖生けすで実証試験を行っているわけなんですけれども、先日、実は中間報告会が行われまして、私もそれに出席をしてまいりました。

非常に、印象としては、この赤潮被害対策に関して、希望が持てるといいますか、未来があるなというような印象を持ちました。

具体的に言いますと、この赤潮による酸素欠乏から魚を守っていくというような取組だったわけなんですね。

この事業名が、まさにブレイクスルーということで、それにぴったりな、突破していくというような印象を受けた報告でした。

その報告会について、せっかくですので、ここでちょっとご紹介をしようと思います。

そのとき、県からの出席者の方がいらっしゃらなかったということもあるので、私からちょっと報告をさせてもらいます。

ちょっと専門的な言葉も多分にあるんですけれども、酸素分子水の名前がモルトロン酸素分子水というもので、要するに、高濃度の酸素、溶存酸素というものなんですが、その酸素分子水を使うわけです。養殖生けすにそれを注入します。溶存酸素というのは、つまり水中に溶け込んでいる酸素のことだそうです。

この酸素分子水を養殖生けすに注入することで、様々な発見が見えてきました。

例えば、1つ目が、生けす内の酸素、これを高濃度で維持することができると。それから、漁場で飼育されている全ての魚種、マダイであるとか、あとトラフグとか、マアジとか、マサバ、こういった全ての魚種が、全く疲弊もしなかったし、異常行動ということも観察されなかった。

それどころか、餌を食べた後のシマアジが、酸素濃度が高い部分に、吐き出し口のところから、酸素を出すんですけど、そこに自ら向かっていくと、向かって行って集まってくると、そういう習性も確認できたということです。

つまり餌を食べた後の魚というのは、体内の酸素を消費しますから、酸素要求量が高くなる

わけなんですね。酸素を欲するわけです、魚が。その魚が、酸素が濃いところに行動していくというパターンが見られたということで、これは、その報告会によれば、これまで知られていなかった行動パターンを確認できたというような中間報告の結論でありました。

ただ、これ冷静に見ていかなければいけない側面として、今回の実証試験は、赤潮の下で試験をしたわけではないんですよ。

ですから、実際に赤潮が起きたときには、どこまで効果があるかは未知数というところはあります。

それから、実際に海水の潮の流れの中で、この高濃度の酸素を維持できるかどうか、これも未知数というところはあります。

そこは冷静に見ていかなければいけないし、課題はまだまだ残されているとは思うんですけれども、全体的に聞いていて、この中間報告、やはり大変将来性があるということを私は感じたわけです。

ぜひ、この取組、県としてもしっかりと後押しをしていただきたいと思うわけなんですけれども、ご見解がありましたらお願いします。

【門村水産加工流通課企画監】ありがとうございます。

県もまさにブレイクスルー、赤潮対策で、これまで我々が使ってきた対策では太刀打ちできないような赤潮の発生の仕方によって、大きな被害が出ているという状況の中で、何とか被害を最小限に抑えるための技術が欲しいということで取り組んでいるものでございます。

今、委員の方からご説明いただいたとおり、非常に可能性のある技術として、今回、データが取れたというところはありますけれども、それが直ちに赤潮が出たときに被害を防ぐのに有効かどうかというところが、まだ、現時点では押さえられておりませんので、そこはメーカー、それから国の研究機関にもアドバイザーとして加わっていただいておりますので、そういったところと連携しながら、しっかり現場で使える技術になるように、引き続きフォローしていきたいと考えております。

【大倉委員】 ありがとうございます。

この実証試験に参画していらっしゃる偉い先生がいるんです。

水産技術研究所の松山幸彦先生という方、海洋研究の権威と言われている方なんですが、この松山先生が、実は最初は、この実証試験の結果を見るまでは、実は懐疑的にこの取組をご覧になっていたそうなんですよ。

しかしながら、魚が実際に酸素を求めるというこの行動をご自分の目で見たときに、ちょっと驚きを隠せなかったとおっしゃってるということなんです。

だから、この事実こそが最も大切なことだとおっしゃっています。やっぱり肝心なポイントは、赤潮が本当に発生したときの効果なんです。そのときも同じように魚は行動パターンを示すかどうかというとこなんですけど、中間報告によりますと、例えば、赤潮が発生して、魚のエラが損傷するとします。そうすると、自然と魚の体内の酸素濃度、これが急激に下がっていくわけです。

でも、しかしながら、今回の実証実験で、魚の命を救える、この酸素濃度、これが一定生けす内で観測できたということですから、たとえ、エラの損傷があったとしても、魚が自ら高濃度の酸素がある場所へ移動して、結果的に生存につながる、そういった行動を取ることが予想されるというように結論づけていました。

私は非常に画期的なことだと思うんです。つまり、生けすの内部に、赤潮が侵入したとしても、魚が死なないエリア、これを作り出すことができたと言えるんです。

ですから、これは、結果的に持続可能な養殖業の発展に資するということだと私は思っています。

最後には、ちょっとご見解があればで結構なんですけれども、海洋研究の権威でもある松山先生の意見が180度変わったんです。

変わったということは、この実証試験での成果は、1つの裏づけと言えると、私は思います。

ぜひ、この赤潮対策に将来性が見えるものですから、松山先生のこの気持ちの変わり方も含めて、何かご見解がありましたらお願いいたします。

【門村水産加工流通課企画監】今委員ご説明いただいたとおり、赤潮が出ても、魚が酸素濃度の高いところに集まってくることで、これまでであれば死んだものを救うことができるというところが、今回委託の中で目指すゴールでございます。

ただ、先ほどちょっと申しませんでしたけれども、装置1台で、例えばいかだ1台、それも一部を救えるという状況ですと、救えることは事実だとしても、対策として、費用対効果のところでどうかというところも出てきますので、技術としてはこういったことを積み重ねながら、より低コストで、より簡易な装置でというところを目指して、引き続き、県として、これは実用化に向けてフォローできるところをしっかりやっていきたいと考えております。

【大倉委員】赤潮被害が、今年は本当になくて、それはほっとしてるとこなんですけれども、去年一昨年と2年連続で被害があったわけでございますよね。2024年は、橘湾では82万匹の高級魚がへい死した。11億円の漁業被害ということになったわけです。

やっぱりそういった赤潮被害を根本的に解決する技術が求められているわけでして、残念ながら今の段階ではそれがまだ確立していないという状況です。これは、一筋の光が差し込んできたような開発だと思いますので、ぜひ今後とも、県として、バックアップよろしくお願いしたいと思います、ということを申し上げて終わります。

【清川委員長】 ほかに。

【宮本委員】 おはようございます。

私の方からも、議案外の質問をさせていただきます。

まず、次期長崎県水産業振興基本計画から幾つか質問をいたします。

概要版の方、見させていただきまして、本編の方も素案の方も見させていただきました。

注力すべき課題と取組の方向性、確認をさせていただいて、現状と成果ということからも、今回の次期基本計画は、私の感じでは、攻めの基本計画になっているんじゃないかなと感じました。

その中で、幾つかの質問です。

まず、基本目標の1、持続可能で収益性の高い経営体づくりについて、目指す姿と書いてありまして、先ほども饗庭委員からもありましたけれども、ゼロから今回新しく目標を定めている部分が、何か所かあります。

そういった意味でも、攻めの計画ではないかと感じているんですけど、まず、6ページのところの4の水産物の生産、流通の拠点となる漁港等の整備ですけど、拠点漁港の整備数ゼロから15漁港となっています。

先ほど226漁港ありますよと答弁でありまして、そのうちの15なのかということと、今までも拠点漁港というのは、なかったんですか、あったかと思うんですが、その点も踏まえて、15漁港についてもっとくわしく教えてください。

【城戸漁港漁場課長】 今回、整備の目標としております15漁港につきましては、新しく漁港を指定するというわけではなくて、既存の漁港において、収益性の高い漁業の実現に向けて整備する拠点となる漁港という新たな指標を設けた整備目標に対する漁港数ということになっております。

【宮本委員】 ありがとうございました。

要は、15漁港を拠点漁港として整備をして、より高い収益性を確保するということですね。確認をいたしました。

具体的にもう恐らく決まっているのかと思いますけれども、今の拠点、現行の漁港226分の15で、226漁港あるうちの中から拠点漁港とするということでいいのか、もう一度確認をさせてください。

【城戸漁港漁場課長】 226漁港のうち、流通拠点漁港ですとか、生産拠点漁港として位置づけているものが70ございます。その中から15の漁港において整備をしていくと。整備は、数はまだやるんですが、30数港でやるようになってるんですけども、そのうち、今回の計画期間内に、15港の完成を目指すということにしております。

【宮本委員】 ありがとうございました。

5年間で15漁港だから、年にすると、3漁港という、ちょっと大体のイメージをつけさせていただきました。ありがとうございます。

拠点漁港を整備することによって、収益性が高い漁港にしていくという目標で、非常にすばらしいと思いますので、15漁港整備できるように、取組をしていただきたいということを改めて要望させていただきます。

次に、基本目標2です。

国内外に美味しさを届けるネットワークづくりです。

この中で、②の県産水産物の国内バリューチェーンの強化、これも新たに継続取引につながった水産加工品の売上額がゼロから10億円という目標です。非常に高いんではないかと感じておるんですが、この10億円に向けてどう展開していくのか、少し具体的に教えていただければと思います。

【鈴木水産加工流通課長】 基本目標2の②番、県産水産物の国内バリューチェーンの強化でございますが、具体的な取組の中身としましては、素案の54ページに少し取組の具体を記載させていただいております。

こちらにございますとおり、このバリューチェーン強化の取組としては、まず1ポツ目にありますとおり、生産者から加工流通販売業者までひっくるめたバリューチェーン、高品質な水産物を末端まで届けるバリューチェーンを強化することによって、効率性を高めた流通のチェーンを強化していくという取組に加えまして、2ポツ目以降にありますとおり、販売店の求める一次加工、フィレ等の一次加工、あるいは近年需要の高まってます簡便性の高い高次加工、こういった加工を今以上に推進していくと、こういう方向性で取り組むこととしております。

今回の目標の10億円でございますが、今申し上げましたような加工化の取組のまず１つのパターンとして、今、例えば冷凍、あるいは鮮魚の丸体のまま本県から県外に出されている魚のうち、例えば、簡易な一次加工といいますか、フィレといったような簡単な加工も少しずつし

ながら、丸体よりも、より付加価値を高めた状態で県外へ運ぶ割合を今以上に高めていこう、こういったことで、主に大量漁獲される水産物、ブリとかレンコダイ、こういったのを少しずつ一次加工、商品化する体制を整えていこうということで、大量漁獲物による一次加工品が、およそ5年間で4億円程度の商品の定着を目指すとしております。

また併せて、今度そういった先ほど申し上げた簡便化志向に合わせたようなニーズの高まる高次加工ですね。刺身でそのまま食べられるといったような高次加工品の商品アイテムをさらに増やしていこうということで、これでおよそ5年後には6億円程度のアイテムを定着させるということで、合計10億円の商品アイテムの定着を目指して、取り組んでいこうということでございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。

具体的にご説明いただきました。以前、県内視察で、委員長の地元の五島へ行ったときにも、いろんな加工されてる現場を確認させていただきました。イメージとしては、ああいうものをもっともっと強くしていくということで、非常に消費者にとってみると、やはりより食べやすく、先ほどおっしゃったように、簡便になってくると、そういったものを長崎県から県外にするということを確認をさせていただきました。

ぜひとも、これも全力を挙げて推進していただきたいと考えております。ありがとうございます。

次に、基本目標3です。

水産業を未来につなぐ人づくりですけれども、新規漁業就業者数1年間に今まで199人が、1年間で210名増やしますよという目標を掲げられています。

その一方で、この概要版の4ページには今の新規漁業就業者が令和6年度は221名という成果が出ているんです。221名、令和6年は出ているけれども、目標は210名ということで、220名でもいいんじゃないかなと単純に感じます。私の考えが間違いでなければ、令和6年は221名の新規漁業就業者がいるものの、次期計画では、210名、毎年増やしますという目標の相関はどう考えたらいいのか。230名増やしてもいいんじゃないかなという思いはあるんですが、これついて、ちょっとより具体的に教えていただけませんか。

【松尾水産経営課長】 お答えいたします。

ご指摘のとおり、221名の成果を得ているところです。設定は、210名と少ないのではないかということで、まず、指標の設定の仕方は、199名は、令和2年から令和6年の新規就業者の確保数の平均を取っています。

ということで、最近は伸びてきていますが、平均を見ると199人ということで設定しています。

それから、10名ほど引き上げようということで、人口減少・高齢化で、だんだんだんだん就業の対象者も減っていく中で、210名を達成していきたいという目標になっています。

ちょっと質問とはずれますけれども、実はもう一つの課題が、定着率の方です。就業後3割の方が辞められるという現状です。

きちんと210名を確保しながら、この定着率を目標にもありますように、70％から77％へ7ポイント上げる。この仕組みで、毎年210名の新規就業者を確保していけば、令和12年度にも生産を維持できるようになっています。

当然、210名以上入っていただいた方が、非常にいいですので、私たちも210名に甘んじることなく上を目指していきたいと考えてますのでよ

ろしくご理解ください。

【宮本委員】 ありがとうございました。

目標の設定の考え方、理解いたしました。確かに、今までの計画を見ると定着率というのをやっぱりより具体的に書かれていまして、今回の計画でも出ております。ただ単に新規漁業就業者を増やすだけではなくて、より定着率を上げていくという考えも確認をいたしましたので、ありがとうございます。

それともう1点ですけども、基本目標5、漁業者と浜を支える漁協づくりです。

漁協に踏み込んだ目標というのは、多分今までの計画でなかったんじゃないかなと思います。私の認識不足であれば、ちょっとご指摘いただければと思います。

一般質問でも漁協について、いろいろ議論があってたみたいですが、ちょっと再度確認いたします。

令和12年、活動組織数で、累計が8となっているんですが、この考え方、県内では62漁協あると伺っているんですけど、この活動組織数の8、これについてよりくわしく教えてください。

【小川漁政課長】 まず、基本目標5は、漁業者と浜を支える漁協づくりということで、今回基本目標として新たに立てさせていただいた状況でございます。

この分につきましては、現行計画につきましては、基本目標としては、明確には、記載はあったんですけども、柱として、今回新たに立てさせていただいたという状況でございます。

その中で、今ご質問がありました事業群の指標であります、検討行った活動組織数8ということでございます。

この分につきましては、まずもって、こういう漁協が、この漁村の中核組織として、しっかりと活躍していただくためには、漁協自体の体質というか、構造をしっかりとやっていただくというところで、基本目標のまずは指標としまして、漁業者の所得向上を支える漁協の機能強化の取組ということで、まず設定をさせていただいております。

これが、令和12年度までで11件ということで設定をしておりまして、そのベースとなるところが、事業群としまして、合併ですとか、事業連携に向けて、具体的に検討を行った活動組織数ということで8ということで設定をさせていただいている状況でございます。

この8につきましては、現在、先ほど申しましたとおり、やはり合併ですとか、事業連携ですとか、経営改善の取組等々について、それぞれ取組を進めていきたい、いただきたいという状況の中で、現在、既に検討が行われている以外のところの地域について、8地域を想定をしておりまして、その地域の中で、まずは一つ、検討組織ということは考えていただくということで、8というのを設定しておりまして、具体的な組織につきましては、複数の漁協さんですとか、漁協を主体としましたいろいろ検討委員会ですとか、勉強会などを想定しているという状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。

漁協に対する新しい指標ということで確認をさせていただきました。

県としては、漁協数についてどのように考えているのか、改めてちょっとお伺いいたしますが、62漁協あるうちの先ほどありましたとおり、漁協の機能強化であったり、合併とかということも踏まえて、これを集約して、令和12年度までに、基本指標では11件と書いてありますが、これは、取組件数なので、ちょっと違うかと思

いますが、最終幾つの漁協に集約しようと考えていらっしゃるのか、それも今現行分かれば教えてください。

【小川漁政課長】県内には62の漁協が各地域の中で漁業者の生産活動を支えていただいているという状況でございます。

しかしながら、やはり漁業者の減少ですとか、また、水産資源の減少、また、漁協職員の方々の高齢化ということで、漁協を取り巻く環境というのは非常に厳しい状況になってきているというところがございます。

そういった中で、しっかりと漁協の経営基盤をしっかり確立していくという中で、明確に最終的に、幾つの漁協というところは、まだ定量的な設定はできておりませんけれども、まずもっては、今検討していただいているところについては、合併ですから、事業連携が達成できるように、支援をしていきたいと考えておりますし、また、現在まだ検討が進んでいない状況のところにつきましても、その取り巻く状況などを、しっかりとご説明をしながら、そういった検討に一歩踏み出していただけるような意識醸成も併せて進めていきたいと考えております。

【宮本委員】 分かりました。

漁業者と浜を支える漁協づくりということで、一歩も二歩も踏み込んだ目標であると思いますし、漁協は、書いてあるとおり、漁村の中核組織ですが、近年のいろんな社会情勢等々も踏まえて、合併、そして、体質改善というのは非常に重要であろうと考えておりますので、県の方も、しっかり漁協の皆様方と意見交換をして、この活動組織数や取組件数にあるように、より具体的に、進めていただければと思います。ありがとうございます。

最後に一点だけ確認をいたします。

部長説明資料の5ページになります。さかな祭りについて、最後にお尋ねをいたします。

前回の委員会でも、予算についてお聞きをいたしました。

私も佐世保魚市場のお魚まつり、参加をいたしました。これ毎年大盛況です。大渋滞です。

やっぱり、非常に盛り上がっているなというのを感じます。

3魚市場の状況等も記載されておりますが、予算について、松浦・長崎・佐世保のそれぞれの予算と対前年比について、ちょっとお聞きかせください。

【鈴木水産加工流通課長】 県内3市場のおさかな祭りに関する予算の状況でございますが、昨年度と今年と同額でございまして、県費で申し上げますと、長崎魚市のさかな祭りが320万円、佐世保魚市が150万円、それから松浦魚市が165万円となっております。

このうち、長崎魚市につきましては、県費とあと市の補助が50万円、一方、佐世保と松浦につきましては、開設者がそれぞれ市でございますので、県と同額を市が負担して、補助をしているという状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。

松浦と佐世保は、市の負担もあるということですね。長崎は、県の管理なので、プラスで同額じゃないけども、市の負担もあるということ。そして、また、対前年比は同額であるということも確認をいたしました。

どうか、引き続き、来年度継続して行われると思います。書いてあるとおり大盛況です。しかしながら、地域では渋滞等々も発生したり、いろんな問題課題もあろうかと思いますので、どうか、水産県長崎県といたしましては、もっともっと盛り上げていただくための予算の増額

も、来年度に向けて要望させていただきます。

最後、部長も魚まつり、参加されていらっしゃいますか。もし参加されていらっしゃったら感想もお聞かせいただいて、来年度に向けて、決意をお聞かせください。

【吉田水産部長】今年度、私、さかな祭りの方、長崎のさかな祭りに出席をいたしました。

通常、市場と申しますのは、入場を制限して、安全安心な水産物を仲買さんとか、流通関係者を通して、消費者の皆様にお届けする。それが、さかな祭りは、年に一度、いつも買ってくださる消費者の方に市場を開放して、そこで水揚げされたお魚を直接、消費者の方が購入されたり、そこで遊んだり、いろんな模擬競りとか、そういうのをしながら、魚に触れ合っていただき、しっかりと魚の美味しさを、家族団らんの中で魚の話題などしていただきながら、魚食普及、消費拡大を図る趣旨で実施しているものでございます。

こういった取組は、やはり、魚の消費量が少しずつ、残念ながら右肩下がりで落ちる中、また、輸入品が、スーパーなどで陳列棚のウエートをだんだん高める中、やっぱり地元産の魚のよさをしっかり知ってもらうというのは大切だと思いますので、引き続き、取組についてはしっかりやっていきたいと思っております。

【清川委員長】 ほかに質問ありませんか。

【初手委員】 それでは、初手でございますが、質問をさせていただきます。

私は、ナマコの関係と、それと密漁の関係について、関連をいたしますので、質問させていただきたいと思います。

まず、ナマコの水揚げにつきましては、先ほど饗庭委員の方からご質問があって、数字的な面は把握をさせていただきました。ただ、私の地元の川棚の方は、かけナマコと言って、1匹ずつかけて獲る漁法があるんですけども、これについては、やはりまだ、海水が濁っていて、やっぱりナマコが見えないということで、その辺については全く量としては揚がってないと。

これは、温度が下がってくると、海の透明度が澄んできますので、年末に向けて、今から漁獲が増えてくるのかなとは思いますけども、今の段階ではなかなか思ったような漁獲量が出ていないというのが現実であります。

そこで、ナマコ漁が、今から年末に向けて、水揚げも増えてくると思うんですけども、今回資料を拝見させていただくと、令和7年度の事務事業評価というのが、出されておりまして、この7ページに、漁業取締費と密漁防止連携啓発事業費がありまして、今の取組と、そしてまた、今後の課題についてちょっと説明がございました。

ナマコ漁につきましては、毎年密漁の関係がいつも話に出てきますし、漁業者においては、大村湾海域漁場監視連絡協議会の方で、毎年11月から自主的に密漁対策というか、見張りというか、そういったものをされているとは思うんですけども、今回、ここにあります漁業取締費に関連した県の取組状況、それと関連することがあれば、密漁防止の連携啓発事業との関連も含めて、どのような取組を行っているのか、少し具体的な取組状況について、教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【太田漁業取締室長】大村湾の密漁に関する取組ですが、全体的な話なんですが、まず、うちの取締室は、地上員6名と取締船の職員39名、45名で取り組んでおります。

高速の取締船5隻と、場合によっては航空機とかを使いまして、長崎県海域全体の取締りを行

っております。

大村湾の取締りにつきましては、大体11月から2月については、ナマコの漁期ですので、この時期を中心として、重点的に取締船を配備させ、夜間の取締りとかを行っております。

また、大村湾の先ほど申しました連絡協議会、や、海保、県警とも連携を取りまして、漁場の監視を行って、密漁の防止に努めております。

また、先ほどの連絡協議会につきましては、県の県単事業を活用していただきまして、その県費補助という形でも、県として助成をいたしております。

今後も引き続き、大村湾の密漁の監視に取り組んでいきたいと考えております。

【初手委員】再質問させていただきたいと思います。県の警備船といいますか、県の船と海上保安庁は連携しながら、多分見張りといいますか、そういうのをされていると思うんですけども、海上保安庁等との連携といいますか、効率よく回るためのつながりとかというのは、どのように協調しながらやっておられるのでしょうか。

【太田漁業取締室長】保安部と県警とかにつきましては、年2回、取締り機関が集まる会議を行いまして、情報交換を行い、連携を取っております。

当然、大村湾のナマコの時期は、例えば、県警に連絡を取って共に取り組んでいるような状況でございます。

【初手委員】 なぜお尋ねしたかというと、ナマコの期間中は、やはり密漁が頻繁とまで言いませんけども、あるということなんですが、漁業者にしてみれば、大村湾に県の取締船か、あるいは海上保安庁の船が入ってくること自体で密漁ができないといいますか、しにくくなる。

密漁関係者は船が入ってくるという情報を多分持っているんですよね。

ですから、やはり回数、数多く船が入ってくることによって、おのずと密漁対策につながるんだという捉え方もされております。そういった意味では、広い海ですので、あちこち行かれるとは思うんですけども、できればナマコの期間中は、特に連携を取りながら、大村湾の中に船を入れていただくということが、まずもっての密漁対策であるという漁業者のお話もあっておりますので、その点については、ぜひ要望として、お願いをしたいと思っております。

それから、漁業取締費の関係で、いろいろここに書いてありますけども、近年、密漁自体は、減ってはきているんでしょうか。その辺について県はどういうご見解をお持ちになりますか。

【太田漁業取締室長】検挙の件数につきましては、昨年度は10件、その前年は大体4件ですが、取締りの情報についても、やっぱり減ってきているというのは事実です。

なぜ減ってきてるのかと言いますと、取締船は、非常に高速化しておりますので、密漁が広域化したり、真夜中にするとか、非常に分かりにくいような状況で行われるようになり、密漁者そのものが減っているという状況ではないと考えます。

【初手委員】今ご答弁の中にもありましたように、夜間の密漁がほとんどだと思います。以前は、ボンベをつけて潜って、夜にライトをつけて獲っていくということがかなりあったかと思うんですけど、それを取り締まるというのは、なかなか難しい面があると思います。しかし、やはり、漁業者は、かけナマコとこぎナマコで獲られるわけで、密漁のボンベで潜って獲るというのは、もう一網打尽にやってしまうという

ことなんで、その辺についても、ぜひいろんな方法を考えながら、対応していただければと思っております。

それから、この事務事業評価の改善点の中で、違反情報等に基づいて複数の取締船をより効果的に配置できるように、年間計画等を検討していくという表現をしてございますけども、ナマコについては、一定期間11月から2月ぐらいまでということなんですけども、その周期的なものも含めて、今後検討は、具体的にされていくという理解でよろしいんでしょうか。

【太田漁業取締室長】大村湾のナマコというのは、11月から2月ぐらいまでが盛期ですので、そのときに、5隻取締船がおりますので、できるだけ、船を多く向けられるような行動計画を立てるように努力しております。

【初手委員】 ありがとうございます。

要は、先ほど申しましたように、ナマコは大村湾の特産品、県の特産品でもありますし、漁業者にとっても、この期間が一番の年間の稼ぎ時になるわけですので、そういった意味では、そういう現状も踏まえて、自然との対応になりますけども、できるだけ船を入れていただいて、密漁が少しでも減って、漁民の方の水揚げが上がるような対応を重ねてお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。終わります。

【清川委員長】 ほかに質問ありませんか。

【石本委員】 2点ほど確認でございます。

1点は、先ほど宮本委員からもお話ありましたけども、次期基本計画の基本目標の5です。漁業者と浜を支える漁協づくりについて、先ほども質問がありました。私もかねがね漁協の規模感といいますか、先ほど62漁協が、今現在であるということで、この数が多いのか少ないのかという問題がありますけども、私も以前農協におりまして、農協と比較したときに、農協も40年ぐらい前は100近くあったんですけど、今7農協になっています。

漁協についても、当初100を超える数から、今62になっているという状況ですけども、規模感を見たり、農協と比較したりして、生産額、販売額等を見たときに、よく漁協も潰れないなというのが実感でございます。

ある漁協で、漁協は魚の生産、販売をしてる限り潰れないんだという話も聞いて、あまり納得はいかなかったんですけども、先ほどもあったように、合併事業連携等について、目標が8ということですけども、数が幾らじゃなくて、海区別の取組方針が出ていますが、今後、県として、漁協をどういうふうに、どういう方向に持っていこうとしているのか、大きな流れで結構ですので、考えがあったらちょっとお伺いしたいと思います。

【小川漁政課長】 今回、この計画の中で想定しておりますのは、合併ですとか、事業の連携ですとか、様々な取組で、漁協自体の経営基盤をしっかりと効率化して確固たるものにしていきたいということが大きな目標でございます。

その中で、漁協の収支につきましても、やはり近年の資源の減少等も踏まえまして、やっぱ厳しいとこもございますので、まずもっては、各漁協さんとよく話をしながら、その内容をお聞きして、どういう方向が一番ベストなのかというところをお話をするということですとか、あと系統団体、県漁連等々もしっかりと連携をしながら、県全体としての漁協の在り方について、どうやっていくかというところをしっかりと議論していきたいと思っていますし、また、そのほか、やはり合併事業連携に向けた意識醸

成につきましても、しっかりと県内各地の漁協さんに向けて、情報発信などもしていきたいということで考えております。

【石本委員】一概に合併といってもなかなか漁協の方は困難な面があると思っています。

その中でもやっぱり適正な事業規模というか、その海域ごとに、それぞれ魚種も違うし、漁業の方法も違うと思いますので、そこそこに合った適正規模なり、経営状況も、やっぱりしっかり漁連あたりとも連携しながら、指導していただきたいと考えております。

それからもう1点、この基本計画の69ページにありますけども、その4の中で、水揚げ産地の強みを活かした地域活性化の推進というのが挙げられています。

先月末に、ちょうど県北地区、佐世保、平戸、松浦について、国会議員の漁村整備促進議員連盟の方が視察に見えたんですけども、松浦で言えば、松浦魚市の現状等について、意見交換がありました。これまで出てますとおり、やはり、荷さばき現場の効率化、人員不足について、全国的な問題と思っていますし、国の方でも、そういった流れが出てきているということも聞いています。

それからまた、併せて、松浦もやっぱり冷蔵施設が、まだまだ不足しているという話もあっておりました。

そういったことについて、例えば、松浦あたりからや、魚市あたりから要望等が具体的に出てきているのかどうか分かりませんけども、そういった取組について、今後、県として、どのように考えているのかお伺いできればと思います。

【鈴木水産加工流通課長】松浦地区をはじめとした県北地区の産地の強みを生かした地域活性化の中で、今ご指摘いただきました魚市場におけます人員不足につきましては、松浦魚市に限らず、3市場とも非常に大きな課題ということで、以前、委員会でも何度かご紹介しましたが、その1つの手段としまして、外国人の就労の制度化を目指した動きを、今、国の方が中心になって進めているところでございまして、本県で言えば、この3市場と我々も含めて、情報共有と検討に協力をさせていただいてるという状況でございます。

また、外国人だけではなくて、3市場それぞれやはり大変苦労されていまして、職員の募集なんかも、ハローワークだけではなくて、いろいろ人材派遣会社を活用するとか、そういった努力もされていると伺ってますし、また、当然、省力化機器の導入なんかも、やはり進めていかなきゃいけないということで、まだまだ実用段階ではないんですが、ＡＩを使った自動選別機であったり、そういったものの開発にも大学等と連携して取り組まれていると伺っております。

我々も、大変大きな課題と捉えておりますので、引き続き、皆さんの声を聞きながら、協力できるところをしていきたいと考えています。

それから、もう1点、冷蔵庫の不足の問題につきましても、これも大変大きな問題で、魚はいて獲れるのに、水揚げ、人がいないのと、あとは貯蔵する冷蔵庫が満杯、水揚げできないといったような声も伺っております。

特に松浦地区につきましては、エンマキさんが中心になって、今、松浦地区のそういった活性化も含めて検討を進められておりまして、我々もそのメンバーとして、一緒になって、今検討を進めさせていただいているところでございますので、引き続き、まずそういった方向性の検討から具体的な施策、事業等も含めて、協

力してまいりたいと考えております。

【石本委員】 ぜひ、現場としっかり協議いただいて、対応していただきたいと思います。

それともう一つ、荷さばきの人員不足の件について、話を聞くところによりますとというか、これまでも、今早朝3時、4時からの水揚げについては、なかなか人が集まらないということで、もうその時間を、早朝じゃなくて、6時とか、要するにもう少し遅い時間ですれば、人が集まるんではないかという話も聞いております。時間のシフトというか、ずらして、水揚げをするというような対応もどうかという話も聞いておりますけども、そういったところはどんなでしょうか。

【鈴木水産加工流通課長】 以前から、先ほど申し上げましたとおり、3市場で、特に早朝の作業になります荷さばき作業の人員が、年々集まりにくくなっていると。そういった雇用条件の見直しの一つとして、勤務時間であったり、あるいは給与体系、そういった見直しを、それぞれ市場の方で検討はされていると伺っております。

そうは言っても、なかなか限界もあるでしょうし、それだけではなくて、やはり省力化機器の導入であったり、そういったところも含めて、我々も引き続き、皆さんの意見を聞きながら、できる協力はしてまいりたいと考えております。

【石本委員】 荷さばきについて、ＡＩの活用という話も、当然していかなければならないんですけども、この前の話でも、やはりＡＩよりも魚種が多い市場については、まだ人力の方がさばけるという話もありました。

そのバランスを取って、働きやすい環境を作れば、もう少し人員も集まってくるだろうし、今、高齢者ではもう80歳過ぎた方もおられるという話もありました。

やっぱり若い方でも、就職できるような職場環境を、今後は市場についても作っていく必要があると思いますし、それが市場の活性化にもつながると思いますので、ぜひそこら辺は知恵を出していただきながら、しっかりと、今後対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【清川委員長】 ほかに質問ありませんか。

【城戸漁港漁場課長】先ほど饗庭委員の海業に関連した集落数の質問に対しまして、漁港数と同様の226とお答えさせていただきましたけれども、背後に複数の集落を持つところもありまして、水産庁が毎年実施する漁港の背後集落調査における令和7年の集落数は453となっております。

海業に関してですけども、主体になるのは、漁協さんが主体になるということが多くありまして、先ほどからも、漁協数の話が出ておりますけども、漁協数につきましては、令和7年4月1日時点で62漁港ということになっておりまして、運用の取組の目標数が30件ということですけども、そういったところから考えますと、決して少ない取組数ではないと考えているところです。以上でございます。訂正させていただきます。失礼しました。

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について、整理したいと思います。しばらく休憩といたします。

― 午前１１時５８分　休憩 ―

― 午前１１時５８分　再開 ―

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10

時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

― 午前１１時５８分　散会 ―

第３日目

１、開催年月日時刻及び場所

令和７年１２月１１日

自　　午前　９時５８分

至　　午後　２時３３分

於　　委　員　会　室４

２、出席委員の氏名

清川　久義	委員長（分科会長）
白川　鮎美	副委員長（副会長）
ごうまなみ	委　　員
大場　博文	〃
宮本　法広	〃
石本　政弘	〃
饗庭　敦子	〃
山下　博史	〃
千住　良治	〃
初手　安幸	〃
大倉　　聡	〃

３、欠席委員の氏名

な　　し

４、委員外出席議員の氏名

な　　し

５、県側出席者の氏名

渋谷　隆秀	農　林　部　長
髙石　洋行	農林部政策監（農村整備事業・諫早湾干拓担当）
苑田　弘継	農林部次長
原田　幸勝	農林部次長
峰松　妙佳	農　政　課　長
清水　一也	農業イノベーション推進室長
髙橋　　哲	団体検査指導室長
三溝　孝司	農山村振興課長
村上慎一郎	農業経営課長
山下　裕樹	農産園芸課長
坪内　良平	農産加工流通課長
森　　修蔵	畜　産　課　長
吉田　好広	農村整備課長
安達　有生	諫早湾干拓課長
松尾　尚洋	林　政　課　長
松尾　哲也	森林整備室長
長門　　潤	農林技術開発センター所長
宮地　智弘	産業労働部長
吉田　　誠	水　産　部　長

６、審査の経過次のとおり

― 午前　９時５８分　開議 ―

【清川委員長】　委員会を再開いたします。

これより農林部関係の審査を行います。

【清川分科会長】　まず、分科会による審査を行います。予算議案を議題といたします。

農林部長より予算議案の説明を求めます。

【渋谷農林部長】　おはようございます。

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

それでは、まず、第103号議案「令和7年度長

崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は合計で638万2,000円の減、歳出予算は合計で1億7,849万4,000円の減となっております。

これは農林部職員の給与費について既定予算の過不足を調整するものです。

繰越明許費について。

繰越明許費については、調査が必要な箇所が発生し、その計画、設計に時間を要していること等により、年度内に適切な工期が確保できないことから、土地改良費3,000万円、農地防災費1,600万円、治山費1億7,625万円、合計2億2,225万円を設定しようとするものであります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は合計で2億558万5,000円の増となっております。これは職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】 次に、農政課長より補足説明を求めます。

【峰松農政課長】 おはようございます。

農林部関係の繰越明許費についてご説明をいたします。

予算決算委員会の農水経済分科会補足説明資料、繰越事業理由別調書の2ページをご覧ください。

今回、計上しておりますのは、表下段の計の欄に記載しております農林部合計で件数5件、繰越額は2億2,225万円となっております。

繰越理由といたしましては、1件が3、地元との調整に日時を要したもの、4件がその他の理由によるものでございます。

その他の理由といたしましては、ため池等整備費及び予防治山費において入札不調が発生したこと、また、県営自然災害防止費において追加調査が必要な箇所が発生し、その計画、設計に時間を要していることから、年度内に適正な工期が確保できないため、繰越しを行うものでございます。

3ページから4ページに事業別内訳といたしまして、繰越箇所、事業概要を記載しております。

今後は残る事業の早期完成に向けまして、最大限努力してまいりたいと存じます。

以上でございます。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第106号の議案のうち関係部分は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【清川委員長】 次に、委員会による審査を行い

ます。

議案を議題といたします。

まず、農林部長より総括説明を求めます。

【渋谷農林部長】農林部関係の議案等についてご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料農林部の2ページ目をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第131号議案「契約の締結について」、第132号議案「契約の締結について」、第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分、第135号議案「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画について」であります。

初めに、事件議案についてご説明いたします。

第131号議案及び第132号議案「契約の締結について」は、長崎県農林技術開発センター・農業大学校施設整備に係る新築工事等の請負契約を締結しようとするものであります。

次に、計画議案についてご説明いたします。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

それでは、座って説明させていただきます。

これは、県議会をはじめ県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画として名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略を掲げる令和8年度から5か年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本計画のうち農林部関係部分では、基本戦略「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」において、「力強く稼ぎ持続的に成長する農林業づくり」として、農地・集出荷施設等の生産基盤整備やスマート技術等の導入などを推進するとともに「次代を担う意欲あふれる担い手の確保・育成」では、県内外からの人材の呼び込みと受入れ体制の充実などを推進してまいります。

また、基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」においては、「長崎の食の賑わいの創出」として、県民や観光客など誰もが本県の食を体験し、味わうことができる食のにぎわいの場の創出に向けた試行や実証に取り組むほか、「地域の魅力を生かした農山漁村の賑わいづくり」では、農山村における地域資源の価値や魅力を活かした農泊や直売所などの、アグリビジネスを推進してまいります。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせてしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

第135号議案「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました農林行政の新たな計画として名称を「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」とし、令和8年度からの本県農林業・農山村の目指す姿と方向性を示した5か年計画として策定しようとするものであります。

本計画においては、「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村の実現」を基本理念とし、「意欲あふれる経営力の高い担い手の確

保・育成」を一層推進するとともに、気候変動及び社会情勢等の環境変化に対応した「生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成」、地域の魅力を活かした「賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくり」を3つの柱として施策を展開していくこととし、本県農林業が将来にわたって維持・発展していくよう取り組んでまいります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料農林部及び農水経済委員会関係説明資料農林部追加1を併せてご覧ください。

今回、ご報告しますのは、県内における「ミカンコミバエ」の防除対策の実施について、鳥インフルエンザ対策について、タイにおけるトップセールスについて、長崎みかん（早生温州）初売りイベントについて、長崎四季畑の認証商品の決定について、長崎・食の賑わい創出プロジェクトの進捗について、長崎県和牛共進会について、全日本ホルスタイン共進会について、「諫早湾干拓農地の賃貸借に関する基本方針」の見直しについて、事務事業評価の実施について、研究事業評価についてであります。

そのうち、主な事項についてご報告いたします。

まず、農水経済委員会関係説明資料追加1の2ページ目をご覧ください。

県内における「ミカンコミバエ」の防除対策の実施についてでございます。

ミカンコミバエについては、11月25日時点で県内10市町において過去最大であった令和3年度を大きく上回る1,282頭が捕獲されているほか、幼虫が侵入している寄生果実が民家近くの落下果実等で確認されております。

そのため、9月12日から18日にかけて有人ヘリを用いて、雄の成虫を誘殺するテックス板を約6万枚散布する航空防除を実施したほか、国や市町、関係団体と連携の上、11月末時点で延べ1,287名を動員してテックス板を約15万枚設置したところです。

また、寄生果実が確認された地域では、住民や生産者の皆様のご協力を得ながら、柿などの不要果実の処分を行い、まん延防止対策に最大限取り組んできたところです。

これらの対策に加えて、ミカンコミバエは気温13度以下では発育できないとされていることから、今後、気温の低下に伴い、捕獲頭数は減少し、収束していくものと考えておりますが、引き続き住民や生産者に対し不要果実等の適切な除去について周知徹底を図るとともに、万が一越冬し捕獲された場合に備え、来年2月から3月にかけてテックス板を再度設置するなど国の指導に沿って県内の果樹や野菜の生産、販売に影響を及ぼすことがないよう監視と防除対策に万全を期してまいります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料の5ページ目下段をご覧ください。

タイにおけるトップセールスについてでございます。

去る10月18日から21日まで、本県農産物等のさらなる輸出拡大を図るため、大石知事をはじめ、外間県議会議長、農業団体の皆様とともにタイ・バンコクを訪問しました。

今回の訪問では、長崎和牛のさらなる輸出拡大に向け、新たに長崎和牛指定店として現地日本食レストランなど5店舗を認定したほか、長崎和牛やいちごを取り扱う現地商社を訪問し、タイにおける本県農産物の販路や需要拡大など今後の輸出促進に向けての意見交換を行いました。

また、現地流通関係者や在タイ日本国大使館、ジェトロ・バンコク事務所など関係機関等を招いたレセプションを開催し、知事による長崎和牛やいちご、水産物、加工品等の食と観光についてのプレゼンテーションを行うなど、本県の多彩な魅力を発信したところです。

このほか、現地のＪＷマリオットホテル・バンコクにおいて11月から12月にかけて実施される「長崎県フェア」のメディア向けプレイベントを開催しました。

今回のプレイベントでは、現地メディア25社32名の参加の下、フェアで使用する長崎和牛や鮮魚、カステラ、県産酒など本県食材の魅力について知事と現地インフルエンサーによるトークセッションで紹介したほか、生産者による長崎和牛のＰＲや料理試食会を実施し、現地のテレビ局や新聞のウェブニュースなど様々なメディアに取り上げられ、フェアの集客につながるものと期待しております。

今回のトップセールスでは、県と県議会、農業団体が一体となって取り組んだことにより現地商社との信頼関係を深める機会になるとともに、県内外の流通関係者や県内の産地等に対して本県の輸出促進に向けた取組をアピールできたものと考えております。

県としては、今回の訪問で得られた関係性を活かしながら、農産物の輸出拡大に取り組み、農業者の所得向上につなげてまいります。

最後に、8ページ目をご覧ください。

長崎県和牛共進会についてでございます。

去る11月6日、雲仙市の県南家畜市場において、外間県議会議長及び地元選出県議会議員の皆様をはじめ、関係団体の代表者をお迎えして、公益社団法人全国和牛登録協会長崎県支部、農協等関係団体及び県で構成する「全国和牛能力共進会『長崎和牛』推進協議会」の主催による「令和7年度長崎県和牛共進会」が開催されました。

本大会は、全国和牛能力共進会の開催予定年の2年前に開催することで長崎和牛の改良の成果を確認・検証し、併せて関係者一同が全共に向けた取組意欲の高揚を図る重要な共進会であり、県内の主要な肉用牛産地から選抜された代表牛44頭に加え、農業高校及び農業大学校から代表牛5頭を集めて厳正な審査が行われました。

審査の結果、第1区（若雌の1）では松浦市の市山浩司氏、第2区（若雌の2）では平戸市の前川常太郎氏、第3区（繁殖雌牛）では佐世保市の鳥山幸喜氏、第4区（高等登録群）では平戸市の株式会社石井牧場様の出品牛が優等賞を受賞し、このうち第3区の鳥山氏の出品牛が栄えある最優秀賞に輝きました。

また、今回の審査について、全国和牛登録協会の工藤事務局長からは、「中躯（肋骨部分）の張りがもう少し欲しい牛や蹄の手入れ、後肢の強さが惜しまれる牛が散見された。また、雌牛らしく見せるためには角の矯正も必要。今後、そのような点の完成度を高めてもらいたい」との講評をいただきました。

今回の結果を踏まえ、今後とも生産者の意欲高揚を図りながら、令和9年8月に開催予定の「第13回全国和牛能力共進会北海道大会」での日本一奪還へ向けて、推進協議会を中心に生産関係者一丸となって出品対策に取り組んでまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】 次に、農政課長より補足説明を求めます。

【峰松農政課長】第132号議案及び第133号議案の「契約の締結について」補足説明をさせていただきます。

横長の農水経済委員会説明資料農林部の3ページをご覧ください。

表の上段の工事名、長崎県農林技術開発センター･農業大学校施設整備事業の本館新築工事、金額17億586万9,000円、下段の本館電気工事、金額5億930万円について、工事請負契約の締結に係る議案でございます。

各工事内容や契約相手などについては一覧のとおりでありますが、この契約の事業概要について説明をさせていただきます。

農水経済委員会補足説明資料､農林部の2ページをご覧ください。

この事業は(1)施設の概要ですが､諫早市貝津町の農技センターの現在地に記載の規模で農技センター及び農業大学校を集約して整備することとしております。

(2)の供用開始までのスケジュールにつきましては、議決後、本契約が締結された後に、来年1月の着工､令和9年4月からの供用開始を目指しておるところです。

3ページをご覧ください。

施設の完成イメージを掲載しております。

施設内部につきましては、動線をコンパクトで交錯のない利用しやすい配置とし､1階に研究職員や学生、企業など交流できる協働エリアと専門分野の研究交流が促進される実験エリア。2階には、1階にある管理部門を除いた執務室と農業大学校を配置し、耐久性と耐震性を考慮した構造での整備を計画しております。

以上が、契約の締結に係る議案の補足説明でございます。

続きまして、第135号議案「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画について」補足して説明させていただきます。

着座で説明させていただきます。

本計画案は第4期ながさき農林業･農山村活性化計画として議案書のフォルダーに掲載をしておりますけれども､本日は9月の農水経済委員会において計画の素案をご審議いただいた後に実施しましたパブリックコメントの結果及び計画素案からの主な変更点について説明をさせていただきます。

農水経済委員会補足説明資料､農林部の4ページをご覧ください。

これまでご説明してきました本計画の概要を載せております。

資料上段「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村の実現」を基本理念といたしまして、担い手の確保・育成、産地の形成、集落づくりの3つを基本目標に赤字の施策を新しい取組として展開していくこととしております。

5ページをお願いいたします。

パブリックコメント等における意見とその対応でございます。

意見の募集期間は9月30日から10月23日まで、県のホームページや振興局などで公表を行い、全部で37件、13の個人及び組織からご意見をいただきました。

(3)の表､対応の区分に示しておりますようにＡ、素案に修正を加え、反映させたものが4件、Ｂ、ご意見内容が素案に既に盛り込まれているものなどが24件、Ｅのその他、国の施策に関するご意見として承るものなどが9件といった対応を行っております。

2､パブリックコメント及び策定委員会での主な意見ですが、新規就農者には儲かる姿をしっかり見せること、また、基盤整備を推進し、快

適な生産環境を構築すべき。あるいは気候変動への対応は不可欠。また、人手不足が慢性化しているため、農作業のアウトソーシング化に賛同する。振興方策を実行・実現することが重要なので頑張ってもらいたいなど、全般的に計画素案に対し賛同のご意見をいただいております。

6ページをお願いいたします。

これらのご意見を受けまして計画素案からの主な変更点について、該当ページと項目ごとに計画案として右側の素案の段階から変更した部分に下線を引いてまとめております。

まず、１つ目ですが、普及指導員や農業指導員の育成に係る取組につきましては、計画素案において農業経営体からの経営相談に対応できると経営面のみの表現になっていましたので、技術面の文言を追加しております。

また、3番目、4番目もご意見を踏まえて具体的な内容を追記しております。

続きまして、2番目ですが、天災などで収入減となった場合の農家支援が必要とのご意見をいただき、気象災害や豊凶・需要の変化等による農産物価格の変動、気候変動の影響による収量、品質の低下に伴う収入減少等のリスクに対応するため、農業経営収入保険など、農業保険への加入を推進しますという1文を追加しております。

最後に5番目ですが、しいたけなど特用林産物のＫＰＩが必要ではないかとのご意見がありまして、取組の展開方向としては原木しいたけの試産地である対馬地域の地域別振興方策、林業の振興に原木しいたけに係るＫＰＩを設定しております。

主な変更点につきましては以上となりますが、現行計画同様、第4期計画につきましても実施年度ごとの実績につきまして、翌年度、外部有識者による推進委員会を開催し、取組の効果検証や意見交換を実施しながら施策や活動に反映してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いいたします。

【清川委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑･討論が終了しましたので、採決を行います。

第131号議案、第132号議案、第134号議案のうち関係部分及び第135号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【峰松農政課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料についてご説明いたします。

農水経済委員会提出資料、農林部の2ページをご覧ください。

補助金内示一覧表につきまして、令和7年9月から10月までの実績について記載をしております。

まず、直接補助金につきましては、2ページから4ページに記載しております長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業費補助金など25件でございます。

また、間接補助金は、5ページから7ページに記載をしておりますながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金など29件であり、直接補助金と間接補助金の合計は54件でございます。

次に、資料8ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和7年9月から10月までの実績を記載しております。

まず、公共事業以外の委託につきましては、8ページ記載のユーゲサイドD（テックス板）の購入など4件であり、一般競争入札の結果につきましては、10ページに添付をしております。

また、公共事業に係る委託につきましては、9ページに記載の11件であり、それらの委託に関する入札結果一覧表を11ページから21ページに添付をしております。

次に、22ページをご覧ください。

公共事業に係る工事につきましては、22ページから23ページに記載の25件であり、その入札結果一覧表を24ページから62ページまで添付をしております。

続きまして、資料63ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、令和7年9月から10月までの間に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに関しまして、63ページから76ページに県の対応を記載しております。

最後に、資料77ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきまして、令和7年9月から10月までの実績は3件であり、その内容につきましては、77ページから80ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【清川委員長】 次に、諫早湾干拓課長より補足説明を求めます。

【安達諫早湾干拓課長】「諫早湾干拓農地の賃貸借に関する基本方針」の見直しにつきまして補足説明をさせていただきます。

農水経済委員会補足説明資料、農林部の説明事項、「諫早湾干拓農地の賃貸借に係る基本方針」の見直しについてをご覧ください。

2ページ目をご覧ください。

1の概要でございますが、諫早湾干拓農地では平成20年4月の営農開始以来、農業経営基盤強化促進法、いわゆる基盤強化法に基づく賃貸借が行われてきましたが、同法の改正により今年度から農地法による賃貸借に移行いたします。

これに伴い、貸手である長崎県農業振興公社と借手である営農者との賃貸借の条件等を見直す必要が生じ、外部有識者による諫早湾干拓農地の貸付け等に関する検討委員会を設置して検討をいただきました。

その報告書を踏まえ、11月に県と長崎県農業振興公社において「諫早湾干拓農地の賃貸借に係る基本方針」を改正いたしました。

2の今回の見直しの趣旨ですが、貸付期間、公社による審査の在り方、契約に付す条件の整理でございます。

3の検討委員会の構成及び報告書提出の経緯ですが、検討委員会は長崎県立大学の教授を委員長に、農業者代表、弁護士、税理士など8名で構成し、3回の検討を経て、10月31日に県及び長崎県農業振興公社に報告書が提出されたところ

でございます。

次に、3ページ目をご覧ください。

4の基本方針の主な改正内容ですが、(1)契約年数ですが、ここが従来と異なっております。

これまで、諫早湾干拓農地の賃貸借契約は、基盤強化法により行ってまいりました。この制度では、契約期間が満了になると契約が終了します。そこで更新時に営農者のリース料の支払い能力を審査して更新するかどうかを決めていました。この審査の間隔が5年間が妥当ということでこれまで契約期間を5年としておりました。

今回、農地法による契約に移行することになりましたが、この制度では契約期間満了後は更新が基本とされており、これまでのように審査をして更新の可否を決めることができるのは10年以上の契約の場合とされております。こうした取扱いを踏まえ、今般、契約期間を5年から10年に変更することとして従来同様の審査を可能にしようとしたものでございます。

また、中途解約があった場合にその圃場に入植した営農者につきましても、前の営農者の10年契約の残りの期間ではなく、新たに10年以上の契約とすることとしております。

次に、(2)中間評価委員会の設置ですが、契約期間を10年以上とすることに伴い、中間年次に経営状況を確認するため、中間経営評価委員会を設置することとしております。中間経営評価委員会は、必要に応じ指導や合意解約の申入れをすることを公社に報告することとしております。

次に、(3)貸付条件ですが、①同意書は、入植時や更新時に環境保全型農業に取り組むこと、更新時の申請時点でリース料の滞納があった場合は更新不可、を記載した同意書の公社への提出について、従来どおり義務づけることとしております。

②連帯保証人または保証金の徴求は、連帯保証人契約または1年分のリース料相当額の保証金の納付を原則義務づけております。

今回の見直しは、農地法への移行に対応しつつ、営農者の営農継続の期待と公社のリスク管理との両立を図ろうとするものでございます。

今後も適切な運用を通じ、干拓営農の持続的利用を図ってまいります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

サイドブックスに掲載されております陳情書一覧表のとおり、陳情者の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、69、78、79、80、81及び87となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。

政策等決定過程の中の10ページの入札結果一覧表についてお伺いします。

豚熱の生ワクチンについて、落札したところが最低制限価格はなしとなってるんですけれども、同額になっているのはどう捉えたらいいのかお伺いします。

【森畜産課長】委員ご質問があった豚熱の生ワクチンということですけども、この豚熱生ワク

チンというものは一般のワクチンと違いまして簡単に獣医師が購入できるものじゃなくて、国が使用量等については厳格に管理しているワクチンになりますけども、令和5年8月に佐賀県で九州で初めて豚熱が発生したことによって同年9月に長崎県もワクチンの接種推奨地域になりました。

その接種推奨地域にならないとワクチン購入、接種というのはできないんですけども、そのワクチンを購入するに当たっては厳格に管理されているものですので、県が一旦購入して、農家の方に配布するというようなことになっておりますけれども、そのワクチンも県が一括して購入する中で入札を行った中で起こったものでございますけども、3者応札があった中で結果として2者が同額だったということで、その結果については結果として同額だったということでその積み上げ、積算については業者の方で多分やられた結果だと思っておりますので、なぜ同額だったのかということについてはちょっと判断はできないかなと思っております。

【饗庭委員】1円単位までの同額というところで、何か話合い、談合とは言いませんけれども、何かされたのではないかとちょっと危惧するところですけれども、その辺りは県としてどのようにお考えでしょうか。

【森畜産課長】結果として同額になってますけども、同額になることによって業者に何らかメリットがあるかと考えると、1円でも安い方が多分落札業者になると思いますんで、同額にする理由が考えつかないとこなんですけど、ですので結果として同額、結果、同額だったゆえに最終的には抽せんで決定ということになってますので、何らかが働いたというふうに私たちは捉えてないというふうに思います。

【饗庭委員】 理解したいと思います。

その中で抽せんということなんですけれども、入札の場合、同額であった場合はもう抽せんということで決まっておられるのか、確認をさせていただきます。

【森畜産課長】 今回の入札については、物品の売買契約ということで、物品管理室の方で入札の方を行っておりますが、これにつきましては入札契約事務のマニュアルに基づいてやられているということで適正であると思っております。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず初めに、農山村振興課長より、9月26日の委員会における答弁に一部誤りがあったので、発言の訂正をしたい旨の申出があっております。

これを受けることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 それでは、そのように取り計らいます。

農山村振興課長より、発言の訂正を求めます。

【三溝農山村振興課長】 9月26日の農水経済委員会において白川副委員長から宇久メガソーラー事業で農振除外された面積についてお尋ねしたいとの質問がございましたが、私はこの質問を農地転用許可手続に係る農地転用面積のご質問と誤認し、企業情報のため公表できないと答弁いたしました。

その後、ご質問が農振除外をされた面積であり、既に公表されたものだったため、今回、答弁を宇久メガソーラー事業で農振除外された面積は337ヘクタールに訂正させていただきます。

誤った答弁を行ってしまいましたことに対し、

深くおわび申し上げます。

【清川委員長】以上で説明が終わりましたので、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

質問はありませんか。

【饗庭委員】議案外も質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、新規就農者について前回の10月の決算審査でも質問をさせていただいたところなんですけれども、やはり農業者の方が減っていっているという状況の中、新規就農者の確保はとても重要なことかと思っております。

その中で、県としても次期計画では、快適で儲かる農林業、快適で暮らしやすい農山村を基本理念として取り組むとなっておりますけれども、この快適で儲かる農業を実現した成功事例があれば教えてください。

【村上農業経営課長】 事例としましては、例えばＪＡ長崎せいひ　ことのうみいちご部会、こちらにおきましてＵターンした若手就農者がＪＡのリースハウスを利用してスマート農業技術を習得して就農当初1年目から全国平均の2倍の収量を上げて高い所得を得たことで、それを見た知人とかからまた就農につながっていくということで、新たな若者が13名の就農につながったという成功事例がございます。

【饗庭委員】やはり、高い所得、2倍になりそれを見た若者が13人つながったということで、すごくいい事例かと思います。

こういう事例を県としては多く発信していきながら、ロールモデルとして、今後も新規就農者にたくさん就農していただくことが必要かと思いますが積極的な発信としてはどのようにしていくお考えかお伺いします。

【村上農業経営課長】県としましてはことのうみいちご部会のような産地自らが新しい新たな担い手を呼び込む取組というのを他産地にもしっかりと広げていきたいと考えております。

また、そういった産地の就農の情報ですとかあと、快適で儲かる農業を実践している新規就農者、こういったロールモデルを県のホームページやＳＮＳ等で積極的に発信していくことで新規就農者のさらなる確保に努めていきたいと考えております。

【饗庭委員】 ぜひ発信を強めていただいて、最近はやはりＳＮＳ等の方が発信力があるかと思います。そういう中で最近インフルエンサーを使うというので、トップセールスの中でも現地のインフルエンサーをたくさん使っているようですけれども、この新規就農者に関してもそういうインフルエンサーを使ってもっと広めていこうというお考えがないかお伺いします。

【村上農業経営課長】先ほどご説明しました本県の就農情報などをいかに農業に興味があるような方々にしっかり情報を届けるということは重要なことだと考えております。

その中の一つの手法として、インフルエンサーを活用した情報発信というのは効果的な手法だと認識をしているところでございます。

今後、効果的な情報発信につきましては、関係機関ですとか関係部局とも連携しながら、どういった取組ができるのかというところは検討していきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ発信を強化していっていただき、新規就農者の確保を今後も進めていただきたいと思います。

次に、部長説明の中のタイにおけるトップセールスについて様々な取組の内容はご説明いただいたところですけれども、県としてはどのような効果があったのかというところと効果を含めて今後どのように輸出に取り組んでいくのか

お伺いします。

【坪内農産加工流通課長】 今、ご質問あったトップセールスの主な成果でございます。

部長説明でもありましたけれども、長崎和牛のさらなる販路拡大に向けては、長崎和牛指定店として現地の日本食レストランなど5店舗を認定したところであり、今後の取引拡大に期待しているところでございます。

また、今回のトップセールスを機会に11月から12月まで2か月間､タイの現地の高級ホテル内のレストランにおいて長崎フェアが初めて開催され、長崎和牛や水産物、カステラなどを食材にした料理が提供されております。県産品の魅力がしっかりＰＲできる取組として認知度向上につながったものと考えているところでございます。

このほか、今回のトップセールスにおいては県と県議会、農業団体等が一体となって取り組んだことにより、現地商社との信頼関係を深める機会となるとともに県内外の流通業者や県内の産地等に対して、本県の輸出促進に向けた取組をアピールできたものと考えております。

さらに今後、どう輸出に取り組んでいくのかという点に対しましては、これまで県では生産者や農業団体、流通関係者などと構成する長崎県農産物輸出協議会を立ち上げて、会員に対するセミナーの開催、商談会、出展やテスト輸出に対する支援、海外バイヤーの招聘、国内輸出業者と連携したフェアなどに取り組んできたところでございます。

今後もしっかりとそのように取り組んでいきたいというところと、また、本県の輸出の半分額が香港に偏っているところでございます。そういうことから、今後も需要が見込まれるシンガポール、タイ、マレーシア、ベトナムを重点国と位置づけて輸出拡大に向けた取組を今、進めているところでございます。

加えて、輸出に取り組む県内の産地を広げていくために、輸出国先の規制やニーズに対応した産地づくりを推進しており、こうした取組により農産物の輸出をさらに拡大していきたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】ありがとうございます｡その中で、担当者の方もいろいろそういった取組をされてると思うんですけれども、トップが行くことによってどういう効果がより出るのかというところを再度お伺いします。

【坪内農産加工流通課長】 今回、トップが行くことでタイのＪＷマリオットホテルで2か月間の長崎フェアを開催するに至ったことは非常に大きなことだろうと思ってます。

ＪＷマリオットホテルでもフェア、それからレストランにおいて長崎フェアの紹介をするということは、タイにおいてまず、そういう場所でほかの県がしたことないということも聞いております。そういう面ではトップセールスでは非常にインパクトが高かったんじゃないかなと思います。

また、フェア開催に当たって事前のＰＲイベントとして知事が出席したイベントをしたんですけど、タイのインフルエンサーなどを活用してやったんですけども、そのおかげで実際、メディア等25社、32名の方が参加いただいて、非常にタイでのアピールにつながったものと考えております。

【饗庭委員】タイで十分に広まっていったのかなと理解したいと思います。

そういう中で今後、やはり輸出先を増やすというところで、先ほどシンガポールとかタイ、マレーシアというお話もありましたけれども、

今後、輸出国をどれぐらいまで、どこまで広げていこうとお考えなのかお伺いします。

【坪内農産加工流通課長】 今、おっしゃるとおり何か国までという目標はまだつくっておりませんけども、ただ、この東南アジアだけの重点国だけじゃなくて、一昨年度からは東南アジア以外というところでオーストラリアへの販路開拓に向けてプロモーションを行っています。

今年度からは新たにカナダをターゲットにしましてプロモーションをカルガリーで開催したところです。こういうふうに新たにチャレンジしていく国を少しずつ増やしていきたいと考えているところです。

【饗庭委員】 ぜひ国も増やしていただき、輸出を拡大することによって農業者の所得向上にもつなげていくと言われているので、農業者の方の所得が向上して儲かる農業になることを願っております。ますます拡大をしてください。

以上で終わります。

【清川委員長】 ほかに質問ありませんか。

【千住委員】 失礼します。私もタイでのトップセールスについて、ちょっとお伺いしたいんですが、10月18日から21日までタイでセールスを行ったと。そのときに水産の方では長崎鮮魚もセールスをやったということでお聞きをしたんですが、その辺り、一緒にコラボしてやったとかそういったことはあられたんですか。

【坪内農産加工流通課長】私たち単独で長崎和牛だけとかいちごだけというわけじゃなくて知事が出席した場合には、農産物、水産物、それからカステラ、それからお酒まで含めて知事にプロモーションしていただいたということになります。

最後のとこだけ、水産だけに限ってのマグロの解体ショーをやっていただいただけで、あとは一体となってタイで推進してまいりました。

【千住委員】 ありがとうございます。ちょっとお聞きしたのは、知事が出られたレセプションであったりとかというのは分かるんですけど、実際、地元の方と取引するとなるとやっぱり商談会であったりというのが非常に重要になるかなと思うんですよね。

実は、中国の総領事館の開設40周年の訪問団で私も行ったんですけど、そのとき、農林ではないんですけど、水産部の長崎鮮魚と県産酒の販売と同じホテルで別の時間にやってたんですよ。そうすると非常にもったいない。長崎ブランドとして売るんであればやはり水産あるいは農林、あるいは物産ブランドも一緒になってやった方がいいんじゃないかなと思うんですね。

知事がその場で発表するのも一つ、それは大事なことかもしれないんですけども、実際、地元の方に取引をしていただくとなるとそこの商談会あるいは販売会というのが重要になるんじゃないかなと思うんですよね。

例えば、先ほど言った魚であれば日本酒もセットで長崎のブランドとして売るというのは非常に高効率的じゃないかなと。

先ほど、マリオットホテルで長崎フェアというのがあって、非常に影響も大きいんじゃないかということがありましたので、今後、販売あるいは商談については各課を超えて一緒になって長崎として、せっかく長崎って世界的にも有名ですから、そういった長崎ブランドということで今後は進めていったらいいんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

【坪内農産加工流通課長】先ほど物だけ言いましたけども、観光も含めてインバウンドの方が来ていただくようなことで、やっぱり長崎県全体をＰＲしていきたい、僕らも有効だと考えま

すので、そうやって取り組んでいきたいと考えております。

【清川委員長】 ほかにありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。私の方からも議案外について質問をさせていただきます。

まず1点目ですけども、佐世保市と畜場についてお尋ねをいたします。

この項目、ずっと毎回の委員会ごとに取り上げさせていただいておりまして、今回も私の視点から質問をさせていただきます。

まず、佐世保市の重点要望事項であります佐世保市と畜場への支援に対して、佐世保市とそして佐世保食肉センターと畜場と県と一体になって協議をされていらっしゃるかと思います。まず、その協議の進捗状況についてお尋ねいたします。

【森畜産課長】委員ご質問の件でございますが、この件につきましては6月の本委員会で今後、佐世保市と食肉センターと打合せを行わせていきたいとお答えさせていただきました。

その後、第1回目を8月27日に開催して、そのときは佐世保市と食肉センターに佐世保まで出向いて打合せさせていただきました。

その後、2回目は9月30日に今度、長崎の方に出てきていただいて打合せを行わせていただきましたが、協議の中の要望では、やっぱり県の方からの支援をというようなことも意見としては上がるんですけども、市からの要望に対して県から回答しておりますように、運営については自主財源が前提だということでお話もしながら、その中で手数料の改正等も検討することが一つの方法じゃないでしょうかということで確認して、市の方でもその検討は進められていると伺っております。

と畜場の機械等の更新に係る国の事業の活用という部分については、引き続き検討していくというようなことにしております。

【宮本委員】 ありがとうございました。様々回答いただきまして、手数料の改善については前回の議会でもほかのと畜場との比較もさせていただいたところです。

まず、前回の議会、9月議会の政策等決議資料の要望に対する県の対応というのがありましてここからちょっと質問をいたします。

先ほど課長からもありましたが、県の対応として4項目挙げられておりまして、そのうちのまず一つなんですけれども、県の対応として先ほどもありましたが、国の事業が活用できるように県も一緒に方法を考えるということで県の対応がされてます。これについて具体的な方法をお聞かせください。

それと合わせて国の補助事業が来年度も概算要求として上がっているのかどうか、状況を確認させていただきます。

【森畜産課長】 県といたしましては、国の事業を活用するという考え方は少しでも市の負担を減らせればというようなことで、その方策について一緒になって検討していきたいと考えております。

現在の国の事業では単純な機械更新、6月もお答えさせていただきましたが、単純更新というものは事業ではできないと考えてます。ただ、機能を向上するような取組、そういうものについては事業活用も道はあると考えますので、その部分をどうにかした形でできないか。

それと、現行、そういう機能向上、更新ができる事業というのが、ＪＡなどが持ってる株を有する組織が取り組めるということで市町は取り組めない事業になってますので、それを佐世保食肉センターが取り組むような形で仕組めれ

ば国の補助事業も活用できるようになるんじゃないかというそういうアイデア、考え方を整理できないかということで佐世保市の方と話合いを進めてきました。

なお、国の概算要求についてのこともご質問ありましたが、機械の更新メニューの事業は現在公表されてる中にありませんが、引き続き情報については収集しながら、また打合せは進めていきたいなと思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。今、ご回答いただきましたこの政策等決議資料の中にも参考として令和7年度食肉処理高度化緊急特別対策事業と、これは国の事業ですが先ほどもありましたとおり市町ではちょっと使えないということでありますが、私も確認したところ、国の当初予算には計上されておりません。今後補正で出てくるかどうかも分かりませんが、ちょっとそれを踏まえて、要は市の負担減として国の事業が活用できるように検討されているということでありますけれども、国の補助事業が不明であると、不明なんですよね、今現在で。ということで考えると、県としては財政支援をしない、県としては財政支援をしないということなんでしょうか。

佐世保市と畜場ではありますけれども、現在、県内全体の畜産業を支えていると畜場であるという認識を私はしております。ほかのと畜場もそうですよと言われればそうかもしれませんが、ちょっとそれは規模感が違うんじゃないかと考えております。

そういった観点から、佐世保市にそれを任せているということについて県としてどういう考えを持っているのか。１ポツ目の財政支援をしないということなのか。それと、佐世保市に県全体の畜産業のと畜を任せているという県の考え方について確認をさせてください。

【森畜産課長】 繰り返しになりますが、と畜場の運営というものは、自主財源でほかの県内の施設もそうなんですが、自治体、市が策定した保全計画に基づいて自主財源でやっぱり管理していくものだと認識してます。

その上で、先ほど手数料の改正のこともちょっとお話ししましたが、佐世保市のと畜場の手数料というのが昭和63年から変わってないとお聞きしてます。ですので、まずそういう低い手数料となっている実態を踏まえて、やっぱり改定を進めていくことで費用を修繕費用に充てるような財源も確保していくことが必要じゃないかなというふうに意見交換もしてきたところでございます。

それと現在の佐世保市のと畜場でございますけども、当時といいますか平成14年前ぐらいですね､佐世保市と長崎市の2つと畜場があったんですけども、その中で佐世保市も衛生基準的なものでちょっと改修が必要な状態だったときに、ぜひその改修をやりたいという佐世保の方向性もある中で、当時国の補助事業を活用して、佐世保市に整備するということで長崎市のと畜場を廃止して再編整備という形で整備したのが今の佐世保のと畜場でございます。

ですので、そういうことにすることによって県の基幹的な施設にするんだよということで国と協議の中で補助事業を持ってきたという経過があります。

ですので、今の結果が佐世保市で県外からほぼ来るということで、県が佐世保市に基幹的な施設として当初、設置した施設ですので、県が佐世保市に任せてるというふうな、そういうふうなことは決して思ってないということでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。どこまでも自主財源ということで、県としては財政支援は厳しいというちょっと遠まわしな言い方じゃなかったかなと考えます。

ちょっと考え方を変えますけれども、改めて9月議会の政策等決議資料の中のもう一つ目の項目、県の対応ですね。県における将来に向けた持続的な食肉供給体制については、と畜場に関わる方々の意見を聞きながら県も広域行政としてできることを一緒に検討してまいりますという県の対応があります。

これは県内5か所のと畜場の関係者が一堂に会して意見交換をするということと私は捉えておりますけれども、ぜひそれをしていただきたい。5か所のと畜場を一気に集めて、一堂に会して意見交換をしていただいて、その中で統一見解として公設と畜場に対する支援を改めて国に要望する。そういったもので、広域的な支援で長崎県が主体となった対策を講じていただきたいと考えます。この件についての県の見解をお尋ねいたします。

【森畜産課長】ご指摘のあったとおり将来に向けた持続的な食肉供給体制についてでございますが、統一した考えについてですけども、現在県内に5か所、以前からお話ししておりますが、5か所の公設、民設のと畜場がございます。

それぞれのと畜場において公設であったり民設であったりですので、それぞれの施設で運営方針とか利害もある中で、改正方法もあると考えておりますので、そのとこについては、一堂に会してということがいいのかも含めて、そこは慎重に検討をしていきたいと思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。と畜に関わる方々の意見を聞くということも対応としては出されていますから、いろんな状況あるかと思いますが、と畜場全般と考えて県内の畜産業に携わっている方々という観点からするならば、ぜひとも5か所のと畜場が一堂に会して意見交換をしていただきたいということを改めて私の方から要望させていただきます。それが、県としての対応になり、一歩も二歩も進んだ対応になるんじゃないかと考えます。

先ほども輸出に関していろいろありましたけれども、今後世界に目を向けていく必要があるということを最後にお尋ねいたします。

長崎和牛についても世界に目を向けてトップセールスをしながら輸出拡大に向けた取組はされてらっしゃると思いますけれども、長崎和牛を売り出すためにはやはりと畜場が必要であるということは言うまでもありません。

市とか民間ではなくて畜産振興という観点から県が主体となって輸出基準をクリアできるようなと畜場の新設、輸出基準をクリアできると畜場の新設が必要になってくると考えます。なかなか民間とか市とかでは厳しいんじゃないかと考えますが、まずは、この構想を県が立てるべきと考えますが、これについての見解をお尋ねいたします。

【森畜産課長】先ほどからお答えをしておりますが、県では長崎和牛の輸出については輸出先の国の基準等もありまして、それに対応した県内外からの輸出のルートを活用して販売ルートの拡大等を進めております。

その中で、県が主体となった新たな衛生水準の高い施設の整備の必要性ということでございますが、現行の佐世保であればと畜場がまだ耐用年数が10年以上残っている中で、そのこともありますし、その新たな建設それと新たに建設するとなるともう今の他県の状況を見ると100億を超えるような事業費、設置費になってくる

と、また場所の問題、あと稼働率、今の県内のと畜頭数、出荷頭数がある中での稼働率ということも考えていくと、そしてそれを総合的に検討していくということになってくると、現行の食肉流通体系を優先するということも当然必要になってくるかと思っています。

ですので、県の施設整備が今後は絶対だよというありきではなくて、その可能性も秘めてですけども、議論は交わしていく必要があるかなと思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。やはりそういった観点からも先ほど私が質問したように5か所のと畜場を集めて意見交換をやりながらどういったものが必要なのか、こういったものを国に要請していこうじゃないかというのを県が主体的にやっていくべきであると考えます。

確かにハード整備はハードルが高いことは百も承知しておりますけれども、今後、長崎和牛ということを考えたときに、市町の方々、民間の方々と協力してやっていく姿勢というのは大事じゃないかと、まずその一歩が一堂に会しての意見交換、そこでいろんなものを洗い出していくということになるんじゃないかとちょっと考えますので質問した次第です。

最後、部長、佐世保市と畜場そしてまた畜産全般的について及びと畜場に関して、いろんなご意見をお持ちであろうかと思います。現状の部長のご意見をお聞かせいただければと思います。

【渋谷農林部長】先ほどからちょっと佐世保のいろいろとあってますけれども、そもそもまだ佐世保についてはあと14年耐用年数がある施設でありまして、中身を聞いてみると施設本体よりもまず中身の機械等がかなり老朽化しているので、そちらの方はやっぱりしっかり整備をしていくという話等もあっております。

それから輸出の問題についてはやはり長崎県にとっても重要な話でございますので、いろんな関係団体等から意見を聞きながらどんな形が一番生産者にとっても関係団体にとってもいいのか、そこを含めて幅広く意見をお伺いしながら今後議論を進めていきたいなと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございました。引き続きどうか協議は進めていただきたいと思いますし、何かそこで出てきたものを新しく生み出す取組もチャレンジしていただきたいということを併せて要望させていただきます。

どうか寄り添った意見交換、けんかにならんような形で、けんかはしてもいいかと思うんですけど、いろんな建設的な意見を出していただいて意見交換していただければと思いますし、私も引き続きこの問題は取り組みをさせていただきます。

次に、2個あるんですが1点だけになるかもしれません。確認をさせていただきます。質問いたします。

お野菜祭りの提案です。

県内における農業生産者とか農業の普及啓発、あと、県産品のアピールを兼ねた野菜とか果物、花の需要拡大を目的とした地元の市場、あとＪＡなどとお野菜祭りができないでしょうか。

昨日、水産部の方では魚まつり、非常ににぎわっているという状況も確認いたしまして、非常にいいということで、そのお野菜版。本県では野菜摂取量が全国ワーストワンであります。しかしながら血圧が高いという非常に取組は強力にせんばいかん県であると考えてます。、健康長寿日本一の長崎県づくりにも資する取組であると思いますが、現在の状況についてお尋ね

をいたします。

【三溝農山村振興課長】県では農業まつりをながさき収穫感謝祭シリーズとして取り組んでおりますが、農業団体と協調の上、県内各地で展開される農業祭りなどと連携し、地域ごとに特徴ある活動を実施するとともに、県全体で情報発信を現在行っているところです。

この収穫感謝祭につきましては、地産地消の推進、安全性のＰＲ、食育の推進、農業者をはじめとする地域農業と消費者をつなぐ取組を共通のコンセプトに実施しておりまして、今年度につきましては､11月から2月までに県下12か所でイベントを開催しており、各会場とも多くの県民の皆様がご来場いただいております。

私も先日、大村市、佐世保市、諫早市の収穫感謝祭のシリーズにお邪魔させていただきました。非常に多くの家族連れの方が来場されて、旬のちょうど今迎えている例えばブロッコリーとかニンジンとかいちご、それに精肉あたりも販売されておりまして、多くの方がご購入されております。

【宮本委員】 ありがとうございました。状況を確認させていただきました。関係者も交えてお魚祭りを水産市場でする、あれが非常に魅力的であると私は考えているので、どうか市場も交えた形でしていただきたいと思います。

野菜摂取量、この拡大に向けて農林部としても取り組んでいただきたいと思いますが、検討事項として何かできないかお尋ねをいたします。

【三溝農山村振興課長】野菜摂取率の向上につきましては、様々な取組が必要であると認識しております。

特に、日頃から野菜を食べる習慣づけ、特に子どもさんがそういう習慣づけをするというのは非常に必要だと思っております。

農林部におきましては、農泊の関係の事業を推進しておりまして、その中で農作業体験、実際に農家の畑に行って収穫した野菜とか果物を農家の方と一緒に料理をして食べていただくという取組を推進しているところなんですが、これが非常に食育につながる、野菜の摂取にもひいてはつながるんじゃないかなということで考えております。

そういう体験をされたお子さんは苦手だった野菜が食べられるようになったとかという話もいただいてますので、こういう取組を現在やっております。

また、地産地消の観点では直売所というのがございまして、やはり地域で生産されるお野菜とか果物を販売する拠点にもなっておりますんで、そこをさらに充実していくとか、先ほど申しました収穫祭の関係で県民の皆様にたくさん野菜を食べていただく取組が必要かなと思ってます。

いろいろな野菜摂取ということに関しては先ほども申しましたとおり、様々な取組が必要になりますので、他部局とも連携させていただいて引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

【清川委員長】 ほかに質問ありませんか。

【大倉委員】 私の方からは令和7年度の事務事業評価の結果の資料からご質問しようと思います。

17ページなんですけれども、肉用牛経営緊急支援事業費に関してなんですが、これは国の事業として緊急的に支援されたものだと認識しております。緊急的に行ったものですからもうこの事業自体は終了してるわけですけれども、去年の11月議会で補正予算として肉用の子牛の価格の下落をちょっと何とかせんといかんという

ことで、その子牛の下落に伴って補正予算として1億6,000万円という額をつけていただいて支援をしていただいたと認識しているわけですけれども、この内容なんですが、全国の平均価格と長崎県内の平均価格の差額の3分の1の支援ということだったと思うんですね。差額の3分の1の支援、どの程度支援実績としてあるのか。1頭当たりの支援実績も含めてお伺いしたいと思います。

【森畜産課長】大倉委員ご質問いただいた事業の内容についても説明いただいたとおりでございます。

昨年度、6年度が4月以降、子牛価格が非常に下落してきて、その分に対して補塡金の算定に係る部分に県の平均価格がちょっと届いてないというところで、その分で長崎県の生産者は少し補塡金が少ないことに対して支援をということでした。

その補正を組んでもらいまして、補塡をしてきたところですけども、令和6年、昨年度の4月から6月の第1四半期に1頭当たりの差額が1,900円、7月、9月の第2四半期ですけども、1頭当たり5,300円、10月から12月の第3四半期は8,400円と補塡を行っております。年を越して今年の1月、3月期は、第4四半期は価格が回復してきたものですから補塡はありませんでした。

結果、令和6年4月から令和7年3月にかけて対象頭数は1万7,630頭に対して9,192万2,500円の補塡金を行い、農家を支援してきたところでございます。

【大倉委員】支援しっかりしていただきありがとうございます。

この肉用子牛価格の動向についてもご質問したいと思うんですね。今の時期はちょうど冬でまさにこの価格というものが高くなっていることを期待するわけですけれども、昨年はこの時期、本当に下落していて大変だったわけでございます。

この子牛価格これまでどのように推移してきて、今後はどのようになっていくのか、見通しも含めて、県としてはその推移状況をどのように評価しているか、そこも含めてご質問したいと思います。

【森畜産課長】 今年4月以降、子牛価格、これはもう全国的にですけども、子牛価格というのは上昇してきました。これはやっぱり全国的に繁殖雌牛頭数といいますか、農家戸数の減少等ありまして、繁殖雌牛が減ってきている状況等から子牛が不足してきているというようなことで、また、肥育農家の人たちが購入するに当たって競合が生じて子牛価格が回復してきた、そういう見方もされているところでございますが、長崎県は今後の長期的なものを見たときに長崎県はもともと繁殖牛が多い地域でございまして、県内で肥育が繁殖頭数に比べると少なかったというような地域でございます。

ですので、出荷される子牛は県内の購買者に来てもらって買ってもらうことで価格というのは一定成立してきたものがありましたので、県内の肥育頭数も増やしていきたいということで、増やしていくことで子牛価格の安定というものを図っていかないといけないかなということで肥育頭数を増やす取組を繁殖農家でも肥育を始める事業であったり肥育農家が肥育素牛を導入する支援であったり、そういう取組を進めてきました。

その結果、令和2年では繁殖頭数に対して肥育頭数が7,000頭ほど少なかったんですけども、直近、令和6年ではその差は2,000頭ぐらいまでに肥育頭数が増えてきた状況になってます。

肥育頭数が増えてきたということは、一方で長崎和牛の出荷頭数も今後増えていくということになりますので、繁殖対策、肥育対策も含めて今後もこういう方向性で進めていくことが必要かと思っております。

【大倉委員】今まさに答弁いただいたのは子牛価格の下落の要因の一つとして繁殖牛と肥育牛のこのバランスのお話でした。その繁殖牛がちょっと多いことによって子牛価格というものが下落しているという本県の現状があったわけですけれども、繁殖牛と肥育牛のバランスが一定改善していると捉えていいということですね。

それに伴って私が伺いたかったのは、それもそうなんですけど、今、子牛価格というのはどのような状況で、もう問題なくしっかりと高くなってるのかどうか、そこをちょっと確認したいと思います。

【森畜産課長】先ほど説明させてもらいましたが、本年度4月から少しずつ回復してきた価格なんですが、直近の11月、12月では全国平均でも70万を超えるぐらいまで回復してきています。非常に農家さんとすれば年末の年越し前の非常にいい価格になっているかなと思ってますし、一方、肥育農家の方が出荷しております枝肉についても年末の相場というものもありますが、比較的高値で取引され相場的には高くなっているようですので、現在の状況としてはそういう状況になっております。

【大倉委員】 ありがとうございます。昨年度は本当に下落してて大変だったんですが、今年度はもうしっかりと回復しているというお話だったと思います。

そして繁殖牛と肥育牛のバランスも改善の方向に向かっているということですね。ありがとうございます。ほっとしました。これは畜産課の皆さんのご尽力というものもあったと思いますのでここは評価したいと思います。

ただ、引き続き子牛価格についてはしっかりと動向を注視していただきながら生産者に寄り添った支援をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【大場委員】1点ご質問させていただきますが、花、花きの件についてご質問させていただきたいと思います。

先日、県下の生産者、花き生産に関係する皆様方と意見交換を行いまして、その中で現状等をうったえられました。物価高も含めて非常に厳しい経営状況であると、それは生産者も含めて、流通、そして市場関係の皆様も非常に厳しいと言われておりました。

ただ、長崎県の売上高、金額ベースとしては年々増加はしてるんですが、増加してるんですけども単価だけが高くなって、数量的には落ちているということでありました。

ですので、そういった現状を踏まえて県として、国内向け、また海外向けの花きの現状を少し教えていただけますでしょうか。

【山下農産園芸課長】 長崎県では、菊、カーネーションという非常に需要量の多い品目を中心に多様な品目がつくられているというところでございます。

花きを巡る現状でいきますと、まず一番多いのが菊でございますが、菊についてはやはり仏花ということで葬儀とかそういったところで過去、非常に需要があったというところでございますが、近年はそちらの需用はかなり減ってきているというところでそういったこともあり、販売価格の低迷等があって非常に厳しいというような状況を聞いております。

カーネーション等についてもやはり海外との輸入等の競合等もありましてどれだけ入ってくるかによって価格面では厳しくなるときがあると聞いています。

また、生産面でいきますと、やはり花の場合ですと特に需要が多いタイミングというものがございます。例えばカーネーションですと母の日ということでございますが、近年、高温の影響で気温が高くなり開花日をなかなか合わせることができないと、そうすると出したいときに出せないというようなところで出荷等にも影響が出てきているというところで、生産面につきましてもいろいろ対応が必要というふうに考えているという状況でございます。

あと、輸出につきましては、非常にオリジナリティーのある花も県内ではたくさんつくられておりますので、そういったものは海外からもニーズが高いと聞いておりますので、海外につきましては、そういうほかと競合せずにしっかり競争していけるような品目というのはこれからもしっかり伸ばしていきたいなと考えておるところでございます。

【大場委員】 ありがとうございます。ただ、現状として非常に厳しいという内容でありました。

そこで先ほどありましたように海外向けも含めていろんなところと勝負ができる、そういった力をつけていくような対策がもう求められているんだなと感じておりますが、今、県として特にそういったところで力を入れてやってるということがあったら教えていただきたいと思います。

【山下農産園芸課長】 海外につきましては、やはり先方のニーズ、需要に合わせてやはり競合等も見て勝負ができるというところは伸ばしていかないといけないと考えてます。

そこで長崎県の花き振興協議会等と連携しまして、また市場の関係者とも連携しまして、やはりそういうテスト輸出、そういったのもやりながらニーズのあるところを探しながら、特に強みのある花を頑張って輸出していきたいと考えております。

また、2027年には国内で非常に規模の大きい国際園芸博覧会も開催が予定されていますので、そういったところでのＰＲというのも考えていきたいなと考えております。

【大場委員】次に質問しようかなと思ったらそれ言われました。2027年の花博というんですかね。そちらの方は非常に期待するところでそれに向けての取組というのも必要かと思いますので、その辺はぜひ生産者、要はそちらの方と一緒になって取組をお願いしたいと思っております。私もその意見交換の中で、いろんな形でそういった援助は必要としているということですが、なかなかできるものが少ないんだなというのをちょっと感じておりまして、意見交換の中ではもう最終的にはアイデアを出すしかないんだという意見もありました。

そこで、生産を上げるのに、生産というかそういった需要をどんどんどんどん上げていくのに、そしたら県としてできることは何があるんだろうかといったらふるさと納税の活用、そういったものも考えていったらどうかという意見もありました。

また、県として限られた予算をうまく利用する中で、先ほど知事のトップセールスの中でもありましたけども、もう様々な部署とコラボしていく、要は花というのは先ほどの課長の説明であったとおり、季節ごとであったりタイミングであったりするので、母の日に長崎に来ていただいて宿泊されたお客様にその花をプレゼン

トするとか、その予算は農水だけの予算ではなくて、商工観光課、いろんなところの予算も含めて県全体として需要を上げていく取組として各部署連携をさせたらどうだと、農水だけの予算だとどうしても少なくなってしまいますので、そしたら観光の方であるとか物産の方、お酒等についても父の日でお酒をするんだったら花1本付加させてくださいとか、そういうアイデアが必要ではないかという意見が出ましたけれども、その辺の取組についてはどのようにお考えをされますでしょうか。

【山下農産園芸課長】ただいま委員からお話ありましたとおり、先日、花きの団体等と意見交換会、私も参加させていただいておりましてふるさと納税等いろんなその場ではアイデアをいただいたというところでございます。

その後、我々の中でも例えばふるさと納税であれば、どういった取組とか準備が必要だとか、そういった今、関係部局にも聞き取り等を行っておりまして、そういったのも踏まえながらまた生産者、花の流通団体とも相談しながら、あと県庁内連携できるところと連携しながら取組をやっていけることがないかということを引き続き検討していって、実現できるものから頑張っていきたいなと考えております。

【大場委員】 ぜひお願いしたいと思います。また、花の生産者、卸、小売というか店舗の3つがきちんと連携して取り組まないといけないんだと思います。

花を売るというところで一番お客様に近いのはお店ですので、そういったお店のご協力もいただくであるとか、そういったところに県のやはり少し努力が必要なんだろうなと私は感じておりますので、その辺の取組も含めて今後、県としてしっかり取り組んでいただければと思いますがいかがでしょうか。

【山下農産園芸課長】 おっしゃるとおり花、しっかり需要を伸ばしていくというためには生産だけでなく流通、消費サイドも必要かなと考えております。

そういった面で我々も各団体等もありますのでそういったところとも話をしながら一緒に頑張って、いわゆる花の消費というのはしっかりつくっていきたいなと考えております。

そういった面でいきますとやはり花屋さんとかそういったところの方々とも連携した花育とかそういった取組等も行っておりますので、そういったのも引き続き頑張っていきたいなと思っています。

【清川委員長】農林部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き、農林部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

― 午前１１時２７分　休憩 ―

― 午後　１時３０分　再開 ―

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、農林部関係の審査を行います。

【石本委員】 2点ほど確認したいと思います。

まず、午前中説明がありましたけれども、県内におけるミカンコミバエの防除対策の状況について、今回、3年度以来の大規模なミカンコミバエの捕獲についての対策がなされたということでありますが、これまでの対策の結果として、現時点でどういう対応が一番効果的であったのか、分かればお伺いしたいと思います。

【清水農業イノベーション推進室長】

ミカンコミバエについては委員ご指摘のとお

り令和3年を大きく上回る頭数が捕獲されておりますが、捕獲頭数が多い地域については捕獲地点の中心2キロ圏内から5キロ圏内に範囲を広げて、誘殺板でございますテックス板を設置しているところでございます。

やはり、初動防除の徹底ということで捕獲の確認をした時点ですぐさまテックス板の設置をやったこと、あと、長崎市、佐世保市、西海市の人が入れないような山間部におきまして有人ヘリによる防除を実施いたしました。そこの区域におきましては、それ以降の捕獲がなかなか確認されていないといったこともございましたので、有人ヘリの効果があったものと考えております。

【石本委員】 今、お話ありましたようにヘリ防除が有効だったという話ですけども、この結果を見ても当然100％駆除できたという状況にないということと、また、最近は温暖化の影響で越冬する部分も心配されるという状況でありますので、特に県北についてはもうご承知のとおりみかんの一大産地でありますので、このコミバエの影響というのは大変心配されるところであります。

今後、春先にかけて越冬した後の早期防除が必要ではないかと思ってますが、今後のミカンコミバエの防除対策について特に考えられることがあればお伺いしたいと思います。

【清水農業イノベーション推進室長】委員ご指摘のとおりミカンコミバエについては気温13度以下では発育できないと言われておりますが、越冬する可能性も否定できないことから予防的措置として部長の説明にも触れましたとおり越冬したミカンコミバエの活動初期に当たる2月下旬から3月中旬にかけて、国、市町、関係機関等と連携してテックス板、これは具体的には5万2,000枚の設置を予定しております。

【石本委員】 防除の仕方も2通りあってピンポイントで発生したところをやるということとあと、広範囲といいますか、出てないとこでも心配されるところの広範囲な防除をやるということであれば、先ほどあったようにヘリ防除が有効であるという話でありますので、今のところ国の予算ということで聞いてますけども、今後ともしっかりピンポイント、出るところは当然ピンポイントだし、出ないところでもおそれがあるところは広範囲でしっかり予算の活用をしていただいて、防除をしていただきたいと思います。

それからもう1点ですけど、これも、もう毎回委員会で言ってますが、なかなか県北、全県かも分かりませんけども、イノシシの被害がなかなか減らないという話を今回聞きます。普通は山場に出てくるという話ですけども、今年度は川沿いの平場、平野地でも結構被害を受けたという話も松浦地区では聞いております。

そういうことでなかなかイノシシの被害、鳥獣含めてですけども、今、メッシュとそれから電牧でやってますけど、もうはっきりメッシュだけでは対策にならない、私も実際そういうふうにしてやられましたし、なかなか効果的な対策というのが難しいように考えてます。

基本的には、個体を減らすのが一番の方法だと思いますが、現在、防除するいわゆる猟をする方々も高齢化で人が減ってきてる。高齢化になれば当然、重いわなとかそれから行動範囲とか、あと、捕獲した後の処理にやはり労力がかかるということで、前回の一般質問でも言いましたけども、捕った後の処理に大変困ってるという話を聞いております。

どういうことかというと、冬場はまだいいで

すけど、夏場なんかで捕ったイノシシを処分する場合に、今、基本的には埋めてるという話ですけども、これは共同して埋めてるようなんですが、もう埋める場所がなかなかないという話をよく聞きます。

それでできたら、最終処分場に持っていく前に一時保管する倉庫、冷蔵庫といいますかね、そういったいわゆる減容施設といいますか、そういったものができないかという話を聞いてます。そうすればもっと捕獲した後の処分に手がかからなくてもっとスムーズに捕獲作業も進むのではないかなという意見も聞いてますので、そういったところの取組状況について、また現場からの要望が上がってきてるのかどうか確認したいと思います。

【三溝農山村振興課長】 現在、県北地域、松浦と平戸でございますが、市町で構成する広域協議会、県北地域の有害鳥獣被害防止対策協議会の方で今、協議をされている段階でございます。

当初は令和8年度の施設整備に、先ほどおっしゃった減容化施設の施設整備について検討を進めておりましたが、地元の協議等に時間を要しておりまして、現時点では松浦市、平戸市それぞれ単独で令和9年度に施設整備を行う構想となっております。

今後とも協議会を中心にした協議により、方針決定に向け県としても引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

【石本委員】そういった話も県の方からも事前にお伺いしておりましたけども、今言う施設が平戸、松浦、個別にという話でしたけども、個体数と稼働率も含めてどちらがいいのか、いかに効率的に経費を抑えてできるのかというのは多分、今後また協議があると思いますけども、いずれにしてもそういう施設が必要だということは現場からもお話が出てますので、しっかり猟師または広域、佐世保を含めて、どういった対応が一番いいのか、しっかりと検討をお願いしたいと思います。

それからもう一つはイノシシ対策で、直接個体を減らすという話ですけども、被害を受けないためには先ほど言いましたように防護柵が必要なんですけども、それはそれとしてもう一つはやっぱり今、森林の荒廃それから耕作放棄地があるためにやはり、イノシシとのすみ分けといいますかね、そういうのも何年か前から取り組んでおられると思いますけども、すみ分けがやっぱりきちんとできてないということで、もう山から畑、山から田んぼというのがもうつながってますので、なかなか被害を抑えられないという状況にあると思います。

そこで以前、3年、4年前ですか、森林整備事業、里山整備事業があって、各地区でそれぞれそういったその積み上げできるような緩衝地帯を設けるという取組がなされていると思いますけれども、現在、どういう風になっているのか、その事業についてもお伺いしたいと思います。

【松尾森林整備室長】里山林の整備につきましては、市町が森林整備の実施が必要と認めた県民生活の保全上重要な森林につきまして長崎森林環境税を活用しまして、人集う里山づくり事業を実施いたしております。

具体的には、農地周辺の森林について間伐等を行いまして、見通しをよくしてイノシシが近寄りにくい緩衝帯を整備することなど、毎年約30ヘクタール弱の森林において里山の環境改善を図っているところでございます。

【石本委員】 今の環境税の関連で、現在も引き続き事業をされてるということですけども、それぞれ計画として目いっぱいに上がってきてい

るのか、まだ余裕があるのか、ちょっとそこら辺を教えていただきたい。

【松尾森林整備室長】 計画につきましては、こちらの方もやはり毎年30ヘクタール程度を計画しておりまして、それに近い要望があっておりまして現在、実施に当たってしっかり面積等をさらに詰めていく中で多少誤差はございますけれども、ほぼ予算どおり実施できている状況でございます。

【石本委員】それは期限があると思いますけど、現時点では残りは何年ぐらいですか。

【松尾森林整備室長】 現在、長崎森林環境税の第4期に入っておりまして、これが令和4年度から令和8年度までとなっておりまして、令和8年度までの事業となっております。

【石本委員】多分県下全体すればまだまだ継続していかなければならない事業だと思ってますし、県北、私たちの地区についてもまだまだ整備が残ってるところもありますので、今後ともしっかりそういった整備についても継続してできるようにお願いしたいと思います。もう1点、森林自体の整備について、山が荒れてくればやっぱりイノシシもそこに出てくるわけですよね。熊はいないので命までどうこうということはありませんけども、鳥獣被害というのは、環境、特に森林含めて山の整備というのがやっぱり大事だと思うんですね。

だから森林組合あたりともしっかり連携されて、計画的にぜひ整備をしていただきたいと思いますが、最後、そこについてご意見いただければと思います。

【松尾森林整備室長】里山林整備につきましては、先ほど委員がおっしゃられたとおりしっかりと地元の要望を聞きながら計画的に実施してまいりたいと考えております。

それからあと、森林整備につきまして、現在、大体、押しなべてですけども、1,600ヘクタールほど搬出間伐を中心に森林整備を進めているところでございます。こちらの方もしっかりと計画を立てまして、しっかり予算も確保できるように要望もしてまいりまして、毎年、計画的に実施できるようしっかり対応して、関係者、市町村それから団体それから森林組合等、連携しながらしっかり対応してまいりたいと考えております。

【清川委員長】 ほかに質問ありませんか。

【初手委員】 初手ですけども、それでは、1点だけ質問をさせていただきます。

前回の議会のおりもお尋ねしたんですけど、センチピードグラスによるのり面の管理に関する件で、前回は制度等も含めて詳しくご説明をいただいたところでありますけども、その後の取組状況について何かありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【三溝農山村振興課長】センチピードグラスの取組についてですが、12月17日水曜日、来週でございますが、県庁において農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化に関する推進、指導、助言を行うふるさと水と土指導員の研修会を計画しております。

その中で波佐見町、鬼木集落の方やセンチピードグラスの吹きつけ作業を行う業者などを講師としてお招きし、センチピードグラスの取組を紹介していただく予定になっております。

この研修を通じまして、農山村集落の多面的機能の推進指導役であるふるさと水と土の指導員にこの技術の有効性を理解いただき、地域での技術普及を検討いただきたいと考えております。

【初手委員】 ご答弁ありがとうございました。早速、そういうＰＲといいますか、そういう取組をしていただいて大変ありがたく思っております。

この研修会というのは年に1回なのか、それとセンチピートグラスの取組については今回が初めての取組なのか、その辺をちょっとお知らせいただければと。

【三溝農山村振興課長】この研修会につきましては、年に1回させていただいてます。認定者として20人の方を認定させていただいてるんですが、すみません、過去の経過でこれがあったかというのはちょっと定かではありませんが、ここ数年ではセンチピードグラスはなかったということで認識しております。

【初手委員】 重ねて質問させていただきます。20名ぐらいということですけど、それぞれ積極的に多面的な機能については勉強された方ばかりだと思いますので、ぜひ浸透していけばいいなと思いながら聞いておりましたが、今回、説明いただきましたのは経過ですけど、そのほかに何かそういった取組を今後、決定ではないかもしれませんけど、具体的にこういったものも考えてるんだというのがありましたらお知らせをいただければ。

【三溝農山村振興課長】 来年1月20日に大学や関連団体、マスコミの方を委員といたしました中山間地域等の振興に関する交付金等の審査検討を行う長崎県中山間地域等振興対策審査委員会を波佐見町の方で行う予定でございます。

その中で現地調査として、波佐見町の鬼木地区を訪問いたしまして、中山間地域等直接支払交付金を活用したセンチピードグラスの取組を紹介していただく予定にしております。

【初手委員】また違う意味での位置づけでの取組をされる予定ということで大変ありがたく思いますけども、これ、審査会という形になりますと、どういうメンバーで、本来の目的といいますか、その辺についてもう少し具体的に教えていただければありがたいと思います。

【三溝農山村振興課長】審査委員会につきましては本県の中山間地域に関わる各交付金等について審査、検討を行うことを目的としております。

対象は、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金などとなっております。

審査の委員の皆様につきましては、長崎大学院水産環境科学総合研究科の関教授、長崎県生活学校連絡協議会の谷口会長、ＮＰＯ法人グリーンクラフトツーリズム研究会の小林事務局長、長崎県農業士連絡協議会佐木副会長、長崎新聞社の向井総括報道部長となっております。

【初手委員】 ありがとうございました。私が情報不足であまりこの内容を知りませんでしたけども、また違う意味でのメンバーのようですので、この中でも波佐見町にも行かれるということで、ぜひ浸透を図っていただければというふうに期待をさせていただきたいと思います。

今、2件について今後の取組を説明いただきましたけども、来年度に向けてセンチピートグラスの件についてはどのように取り組んでいかれるか、何かその辺の方向性でもあれば教えていただきたいと思います。

【三溝農山村振興課長】農山村集落では高齢化がかなり進んでおりまして、特に農地周辺の草刈り作業が大きな問題となっております。

私たちといたしましては、会議など様々な機会を通じまして、センチピードグラスの有効性をいろんなところでお伝えしていこうというこ

とで考えております。

また、センチピードグラスの施工に関しましては、一定高い金額が経費としてかかりますので、中山間地域等直接支払交付金の活用についてもご検討いただくよう促していくこととしております。

【初手委員】先ほどお話がありましたようにかなり金額的にかかるということでなかなか単独ではできないというものでありますし、町だけの補助金でもできないというのがありますけども、そうしますと中山間地域等直接支払交付金は活用ができると、今の段階の判断としてはですね。

そうしますと新たに活用できるような制度といいますか、そういったものは今のところなかなか見つからないというところなんですか、いかがでしょうか。

【三溝農山村振興課長】先ほど申しましたとおりこの施工に関しましては中山間地域等直接支払交付金は利用可能でございますが、現在県としてこれに対する支援ということはございません。ただ、波佐見町の方では土地基盤整備事業の畦畔等管理の省力支援ということで100万円を上限とした補助制度があるということで伺っております。

【初手委員】それでは、重ねて質問いたします。波佐見町の事例も出していただきました。なかなか町単独で出すというのは厳しいところもありますけど、波佐見町の場合、山間部ということもあって長い間積極的に取り組まれているという背景もあるだろうと思っております。今おっしゃいましたように中山間地の高齢化が進む中、やはり棚田の景観も含めて、いろんな面でよさもありますし、作業の効率化につながるよい事業だと思いますが、課題としますと、今、説明にもありましたがやはりコストがかなりかかるというところが一番の課題になりますか。ほかに何かそういった面での懸念される事項というのがもしありましたら教えていただきたいと。

【三溝農山村振興課長】先ほど委員がおっしゃるとおり、施工に関しては高額な経費がかかるということで、1平米当たり約400円程度の費用がかかります。それと合わせてセンチピードグラスを施工するに当たりまして、その場所の準備ということで、種をまく前に枯れた草を焼くとか残った雑草に除草剤を散布するとか、根っこを抜くとか、そういう入念な作業をする必要がございます。この作業は、現場では導入を躊躇する要因にはなるということで考えております。

今回、12月、来週研修会をする分についても工事の施工をされる業者の方に来ていただいて、その点について詳しく紹介をしていただく予定にしておりますので、現場の方に普及するための方法ということで、皆さんにしっかり周知をさせていただこうということで考えております。

【初手委員】 ご説明、ご答弁ありがとうございました。

最後になりますけども、センチピードグラスによる農地管理の方法というのは、今、おっしゃったようにいろんな面で効率化も進みますので大変いい事業だとは思うんですけども、やはり金額の面とか体制の面、それに手間がかかるというのはもう確かになかなか簡素にできない面であります。これから長い目で見たときに、中山間地域において、大きな役割を果たしてくれる一つの事業じゃないかなと私なりには思っておりますので、新たな補助制度なり町に対する補助も含めて、ぜひ前向きにこれからもご検

討いただければと思いますので、その辺を重ねてお願いをして質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。終わります。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【白川副委員長】私の方からは宇久島のメガソーラー発電についてお尋ねをしたいと思います。

午前中に答弁の訂正をいただきまして、農業振興地域除外の面積が明らかになりました。337ヘクタールということで、337万平方メートルということです。皆さんご想像がつかれるか分かりませんけども、これは東京ドーム約75個分、もっと分かりにくいかもしれませんけれども、サッカー場にすると約500面分という面積になります。

このような大規模な面積が農業振興地域から除外されるケースは過去県内でありましたでしょうか。

【三溝農山村振興課長】県内においての宇久メガソーラー規模の農用地除外面積があったかというご質問なんですが、県内には過去にはございません。

【白川副委員長】過去にはなかったということですけども、全国的に見ても珍しいケースというか大変大規模な除外だと思います。

この除外ですね、農業振興地域除外の後、農地転用をされるわけですけども、約4割が転用されてその約6割が1種農地だったと把握をしております。

いずれにしてもサッカー場でいうと200面分の農地が農地ではなくなったということで、特に1種農地も多くあったということもあり、農業経営にも大きく影響していると想像をいたします。

このことに対して、代替農地というのが必要ではないかと思いますけども、代替農地の確保についてはどうなっていますでしょうか。

【三溝農山村振興課長】除外したところと転用の関係の当時の状況なんですが、農振除外及び農地転用の審査要件や許可条件においては農地の減少分を別の土地で補填しなければいけないということの定めはございませんでしたということで、別に用地を確保したということはございません。

【白川副委員長】代替農地の確保は必要なかった。現在についても、そういったルールでしょうか。

【三溝農山村振興課長】 令和7年度に農振法の改正がございまして、県が定めた目標面積を下回る農振除外する際には一定の農地を農用地区域へ編入するなど影響緩和の措置を講じるということで改正されております。

【白川副委員長】 令和7年度、法改正により現在では代替地が必要ということでしたが、その当時、令和元年時点では必要がないということで代替地は設けていないということでした。

恐らく宇久島島内に同じように農地を設けるということは現実的ではない、非常に難しいことであると思いますし、これを島外に設けたとしても営農は難しいということかと思います。

次に、林地開発についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

令和3年に業者の方から変更届が出ており、それについては現在審査中ということで、林地の開発はストップしていると伺っておりますけども、この変更はどのようなものでしょうか。

【松尾林政課長】宇久島におけるメガソーラー事業なんですけど、変更申請が4つの工区に分かれてまして、最初のＡ工区が令和4年の8月10日、そしてＢ、Ｃ、Ｄという3工区が、令和5年の3月

22日に変更許可申請が出されてますけど、その内容は長崎の森林法の施行規則で変更する場合は開発の目的が変わったりとかあと、開発する森林面積が新たに1ヘクタールを超える場合とか、あと、防災施設の構造なんかを変更する場合は変更の手続が必要になってるんですけど、今回の宇久島の件におきましては、具体的には洪水調整池の設計の見直し等をやられたり、あと、面積が変わってるということで変更手続の申請が出されたというような状況でございます。

【白川副委員長】 ありがとうございました。そのような変更届が出ており、現在、審議中ということで林地の開発はストップしているということで間違いないですか。

基準値の流量係数等が、基準値が変わったことによってその判断もちょっと厳しくなっているという理解でよろしいでしょうか。

【松尾林政課長】副委員長ご指摘のとおりで令和元年の当初許可したときよりも今、太陽光発電事業に対する許可申請というのはより厳しくなってございます。

具体的には、例えば、当時は1ヘクタールを超える森林についての許可申請があったんですけど、通常そうなんですけど、太陽光発電事業については、0.5ヘクタール以上とか、あと、もろもろの審査基準が変わっているというような状況でございます。

【白川副委員長】様々基準値が変更になって審査が厳しくなっているということでございました。

ちょっと前後するんですけども、先ほどの農地転用に関して林地開発と同じ日に申請が許可をされております。令和元年の8月29日です。このときに同時に許可が下りてますけどということで、農地転用に対して必要な要件を確認いたしましたら、他法令の許可が下りていることということで、林地が下りているので農地転用も同様に許可をしましたというようなお話もレクのときにお伺いをしました。

林地の開発を参考に許可を下したのであれば、この変更に伴い林地の開発はストップをしているわけですので、これが農地には影響しないのか教えてください。

【三溝農山村振興課長】農振地域整備区域の変更、農用地域の除外の関係なんですが、その手続につきましては、令和元年の当時、他法令の許可などの見込みがあるということで審査しておりまして、その点について、林地開発についても許可の見込みということで確認をさせていただいております。そのことを受けて県が同意したということになっております。

【白川副委員長】林地の許可の見込みがあるので、農地に関しても許可を出したということですけども、こういうことはよく連動して起こることなんでしょうか。他法令を参考に許可を出すということについてです。

【三溝農山村振興課長】許可要件につきましては、必要性、適当性、代替性、確実性というのがございまして、そこについて審査をしっかりさせていただくような形には、すみません。もう一回、質問の方よろしいでしょうか。失礼しました。

【白川副委員長】他法令の見込みがあるからといってそれに即した形で許可を出すというような連動といいますか、そういったことは通常よく行われることなんでしょうか。

【三溝農山村振興課長】他法令については私も存じ上げないんですが、この農振除外については、確実性の中で他法令の許可等の見込みがあることを審査するということになっておりまし

て、その中で一応判断をさせていただくようになっている。ほかの法令とか条件についてはよく存じ上げないんですが、この農振関係の除外についてはそういう手続を踏むということになっております。

【白川副委員長】林政課長も手を挙げておられたので、いいですか、お伺いして。

【松尾林政課長】林地開発の許可におきましては、副委員長ご指摘のとおり、他法令、開発によって様々ですけど、森林法だけに関わる案件もございますし、多くはやっぱりほかの例えば森林だと自然公園法とか、あと、建物を建てる場合だと建築基準法とか、その土地に係る法規制に基づいて適切な開発というのがやっぱ定められてますので、林地開発許可においてという条件にはなりますけど、かなり他法令に関係するときは多々あると認識してございます。

【白川副委員長】他法令の状況をにらみながらというようなことで許可をしているというようなことなのかなとは思います。先ほど事業の確実性とかということもおっしゃっていたかと思いますけども、許可の際はその見込みを参考にしているけども、変更により懸念が生じていることについては影響がないというのはちょっと納得し難いと思っています。

県は、事業者から市に申請が来て、その申請に対して同意をする立場ということですけども、この同意というのは、イメージ的に言うと二重チェックという意味なのかなと思います。市が許可をすることに対して県もそこをよく審査をして、それに対していいですよと、許可していいですよというふうに同意をすると認識をしておりますけども、その同意について県はどういった責任があるのでしょうか。

【三溝農山村振興課長】県の責任というお話ですが、農振制度の概要を少し説明させていただきますが、まず、農業振興地域というのがございまして、これは都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域で、市町村が農振整備計画を作成するということでまずなっております。その後に、市町の方で農用地区域、おおむね10年間転用はできない土地を設定した区域ということで、ここが先ほど話があってる農用地域、これを除外するに当たって、市の方でそれを計画していただいた後に県が同意するという流れになります。

責任ということじゃなく、市がつくった計画について、県がそれに対して先ほど上の農振地域の関係もありますんで、そこについて同意をするという立場にございます。

【白川副委員長】ご説明ありがとうございます。責任については、特に問われるものではないというようなことなのかもしれませんけども、一般質問から引き続き何を伺っているのかというと、現状、林地開発はストップをしているということでございますし、漁業者の同意が取れずに肝心の海底ケーブルは工事がいまだ未着手です。事業の実現性がいまだに見通せない中、パネル設置等の陸上工事だけが進んでいます。

同意をする立場の県として、これだけ同じ事業に対して行っている許可がばらばらで、結局事業が進んでいないというようなことです。

ですので、一つの事業に対して県が関わっていく。もちろん公共事業ではありませんけども、そういった一つの事業に対しての方向性、進捗については、県としての考えを統一した形で進めるべきか、ちょっと危ないんじゃないか、進まないんじゃないかというようなこともよくよく注視をしながら関わっていただきたいなと思っています。

というのも、先ほどお昼のニュースにもなっていましたけども、一般社団法人日本生態学会から環境保全を求める要望書が提出をされています。これは事業者に対してですけれども、また、政府が年内にも大規模太陽光発電所の規制強化策を取りまとめ、電気事業法を2026年に改正をし、設備の安全性や自然環境や生物、景観への悪影響を抑制し、事業者の監視を厳格化するとしています。

日本一のメガソーラーですからこの宇久島の事業にも政府もはじめ、世論やメディアを含めて監視が厳しくなっています。ですので、より一層、島民、県民の不安や懸念も増えていることかと思います。

ですので、ぜひ一度立ち止まるきっかけを県が事業者や佐世保市に対して提案することも必要ではないかと思いますけども、県の見解をお願いいたします。

【苑田農林部次長】ご指摘のありました宇久メガソーラー事業でございますけれども、関係課長が答弁いたしておりますように私どもとしてはまず、農地や林地をつかさどる所属でございまして、そうした農地など関係法令に基づいて定められた基準にしっかりと合致した形で進められているかというのを適切に審査していく立場にあると考えております。

そうした中でご指摘ありましたように、やはり関係法令とかの見通しなども確認しながら進めてきているところでございまして、引き続きそうした様々な法令等に基づいて適切に審査をしていくという姿勢をしっかりと堅持しながら、これからも対応してまいりたいと考えております。

お話のございましたいろんな学会からの申出の動きでありますとか、国の制度の見直しの状況でありますとか、こうしたところも私どもも当然ながら情報収集に努めてまいる所存でございますので、引き続き関係部局なども連携しながらいわゆる同意権者、許可権者としての責務をしっかりと全うしてまいりたいと考えております。

【白川副委員長】総合した形でご答弁をいただきましたけども、あまりちょっと納得感は得られてないというか、この事業の肝である海底ケーブルの敷設がなかなかされないということについて、本当にこの事業の実現性があるのか、非常に疑問が大きいところです。

世の中の流れがそれに対して逆行というかしているということについても、今、メディアも非常に注目をしているところになってきておりますし、何より島民の方の理解をしっかり得た上で事業を行っていただきたいということに対して県が全体的な同意責務ということをおっしゃるのであれば、ぜひ、この事業が本当に進めるべきものなのかということについても一緒に考えていただければと思います。

ちょっと環境面等についてはこの所管ではありませんので、また引き続き一般質問等でも行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【清川委員長】 では、2巡目に移ります。

【宮本委員】 すみません、午前中に引き続き1項目だけ議案外を質問させていただきます。

お米について質問をいたします。

私､9月議会の一般質問で物価高対策について取上げをいたしまして、その中で、本県独自の物価高対策としておこめ券の配布、おこめ券などの商品券の配布と生活を応援する給付金の配布を提案いたしました。当時、まだおこめ券の配布については国の方もそう動きはなかったか

と思いますが、大分、国の方もおこめ券、いろんなご意見は各都道府県とか各自治体であるかもしれませんけど、にわかに現実味を帯びてきてるんじゃないかと考えます。

農林部ではありますが、あえて農林部としておこめ券の配布についての見解をお尋ねさせていただければと思います。

【坪内農産加工流通課長】いわゆるおこめ券事業を含む食料品の物価高騰に対する特別加算については、市町村の必須メニューとして市町村のみに措置されるものとなっております。まずは、各市町において地域の実情に応じた活用がなされるものと考えているところです。

農林部といたしましては、引き続き県内市町等の動向を注視するとともに、物価高対策として県は何ができるかということを関係部局と協議してまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございました。各市町で取り行っていただくと。そしてまたそれに対して県がどうできるのかというのを連携してということでご答弁いただきました。

県独自でやっているところは、すみません、私もちょっと調べておりませんけれども、出てくるのかもしれませんし、例えば、市町が行ったプレミアム商品券の上乗せを前回、県がいたしましたが、そのような形で県として例えば、市や町がおこめ券を配布した場合、上乗せでできるのかどうか。

例えばコロナ禍のときには、これこども政策局になりますけど、子育て世帯、子ども1人当たり10キロのおこめ券を配布いたしました。あれは県独自で多分したかと思うんですが、ああいった方策も取られるんじゃないかと思いますけれども、例えば、県が市や町がおこめ券をした場合にそれに上乗せでするような方向性もあるのかどうか。

あるいはコロナ禍のときに配布していただいたようなスキームも県として持っていると思うので、そういったものも考えられるのではないかと思いますけれども、これについてちょっとご意見をお聞かせいただければと思います。

【苑田農林部次長】経済対策の考え方でございますけども、ご承知のように今回の経済対策については重点支援地方交付金については、2兆円の全体の措置がなされて、その中に特別加算として4,000億円が市町向けのおこめ券等用にということで措置をされているというところで、この辺りが従前の経済対策の中の考え方、整理とちょっと異なっているところであろうかと思います。

そうしたことで先ほど担当課長がご答弁申し上げましたように、まず、市町においてどうしたことが考えられるかというところをまずしっかりと県としても見ていく必要があろうかと考えております。

県としての対応についてはやはりそれ以外にも生活者向け、事業者向け様々な推奨メニューが示されておりますので、そうした中でどういったことが考えられるかといったところをさらに検討を深めているところでございますので、市町の状況とかもしっかりと把握しながら県としての対応が検討されていくものと考えてございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。生活者支援とそして事業者支援というような形で確認もしております。市町といろんな形で連携を取っていただければと考えます。

今現在の長崎県内の米の取れ高というんですかね。米の作況単収指数というのは、令和7年度、どのようになってるのかをちょっとお聞かせい

ただければと思います。

【山下農産園芸課長】お米の作況につきましては、昨年まで作況指数ということで過去30年平均と比べるということで出されておりましたが、今年から作況単収指数ということで、直近5年の5中3というものと比べて近年の平均と比べるような形で変わっております。

そういった中で、今年の現時点、長崎県の作況単収指数というのは107となっているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。ちょっと確認です。107ということは、比べると令和7年度は取れているという理解でいいのかちょっと確認をさせてください。

【山下農産園芸課長】今年の長崎県の食用米の生産状況でございますが、まず、作付面積が前年から100ヘクタール増の9,460ヘクタール、そこに作況単収指数107ということで豊作傾向です。生産量は、対前年で見ますと1,900トン多い4万7,500トンというのが現時点で見込まれている数字となっております。

【宮本委員】 ありがとうございました。確認をさせていただきました。

これはちょっと県では難しいのかもしれません。まだ米の価格は高止まり状況であります。いつまで続くのか、全国的な問題になるのかもしれませんが、今後の県内の米価の推移について、県で把握できていること、予想も含めて教えていただければと思います。

【山下農産園芸課長】 まず、お米につきましては全国規模で流通しているものでございますので、特定の県で価格動向が決まるというようなものではないとは考えております。

また、価格についてはそのときの需給のバランス、あと市場の売れゆきなど様々な要素で決まっていくということで、今後のことについて価格動向をここで申し上げるというのは非常に困難というふうに実感しております。

【宮本委員】 ありがとうございました。いずれにしても令和7年度は県内は豊作という見込みということも確認をいたしました。

物価高対策としてのおこめ券の配布、これについては、ご答弁いただいたとおり市町と協議していただいて一番何が最善かというのも農林部で再度ご協議いただければと思います。

【清川委員長】 ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩をいたします。

― 午後　２時２３分　休憩 ―

― 午後　２時２３分　再開 ―

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、農水部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者の退室のため、しばらく休憩いたします。

― 午後　２時２３分　休憩 ―

― 午後　２時２５分　再開 ―

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動等について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

― 午後　２時２５分　休憩 ―

― 午後　２時２６分　再開 ―

【清川委員長】 再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり理事者の出席を求めております。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

― 午後　２時２６分　休憩 ―

― 午後　２時２７分　再開 ―

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会はこれが最後となりますので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年2月に委員長を仰せつかりまして、今日まで委員会の審査及び現地調査などを実施してまいりました。

この間、白川副委員長をはじめ、各委員の皆様には、ご助言、ご協力を賜り、また、理事者の皆様方には誠意ある対応をいただきました。おかげをもちまして委員長としての重責を果たすことができたことを心から厚く御礼申し上げます。

本委員会では、産業労働及び農林水産業にわたる幅広い分野を所管し、物価高騰、人手不足など厳しい状況が続いている中、県内事業者への支援をはじめ、新たな産業の創出や雇用確保対策など様々な議論を重ねてきたところであります。

また、本年は県内で初めて豚熱の発生や過去最大規模のミカンコミバエの発生に対する早急な対応が求められると同時に、関係機関との連携が重要であると改めて感じさせられた一年でした。

一方、県内の景気は全体として緩やかな回復基調にあり、駅周辺の再開発効果で観光関連においては改善の傾向にあるものの、中小企業においては賃上げ等の対応に苦慮するなど、依然として厳しい現状が続いております。

このような経済状況の中、来年度は次期総合計画である「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とそのベースとなっている各部の基本計画「ながさき産業振興プラン」「長崎県水産業振興基本計画」「第４期ながさき農林業・農山村活性化計画」がスタートする大事な年となりますので、理事者の皆様と県議会が一緒になって新しい長崎県づくりに取り組んでいきたいと強く思っております。

最後になりますが、県政の今後ますますの発展と委員の皆様及び理事者の皆様のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

【清川委員長】 次に、理事者側を代表して宮地産業労働部長からご挨拶を受けることといたします。

【宮地産業労働部長】関係部局を代表しまして一言御礼のご挨拶を申し上げます。

清川委員長、白川副委員長をはじめ、委員の皆様方には各部局が抱える諸課題に対しまして、様々な観点からご意見、ご提言をいただき、厚く御礼申し上げます。

これまで県においては、「長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025」や各部門別計画に基づき積極的に各種施策を推進しておりますが、依然、本県の構造的な課題である人口減少などに歯止めがかかってない状況にあります。

こうした状況も踏まえつつ、来年度からは新

たに「長崎県総合計画みんなの未来図2030」をスタートさせます。本計画では「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念とし、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の５つの柱のもと、基本戦略と施策を掲げております。

産業労働部関係におきましては、基本戦略「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」において、「中小・小規模事業者の支援を通じた地域産業の持続的発展」等に取り組んでまいります。

水産部関係におきましては、基本戦略「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」において、「力強く稼ぎ、持続的に成長する水産業づくり」等に取り組んでまいります。

農林部関係におきましては、基本戦略「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」において、「力強く稼ぎ、持続的に成長する農林業づくり」等に取り組んでまいります。

これらの取組を強化、推進するとともに、これまで本委員会でいただいたご意見、ご提言を踏まえ、本県の力強い産業の創出・育成に向け、戦略的かつ積極的に施策を展開してまいりたいと考えてございます。

最後に、委員の皆様におかれましては、お体に十分ご留意の上、今後とも県政の発展のため、とりわけ、農林、水産、産業労働部各部に対して特段のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

（拍手）

【清川委員長】　ありがとうございました。

以上をもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会、農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

― 午後　２時３３分　閉会 ―

１２月１９日

（追加上程予算議案審査）

１、開催年月日時刻及び場所

令和７年１２月１９日

自　午前１０時　７分

至　午前１１時１０分

於　委員会室４

２、出席委員の氏名

清川　久義	分科会長
白川　鮎美	副会長
ごうまなみ	委員
大場　博文	〃
宮本　法広	〃
石本　政弘	〃
饗庭　敦子	〃
山下　博史	〃
千住　良治	〃
初手　安幸	〃
大倉　聡	〃

３、欠席委員の氏名

なし　〃

４、委員外出席議員の氏名

なし

５、県側出席者の氏名

宮地　智弘	産業労働部長
井内　真人	産業労働部次長
福重　武弘	産業政策課長(参事監)
原田　啓輔	新産業推進課長
園田　圭介	経営支援課長
吉田　誠	水産部長
峰松美津子	水産部次長
中尾　直	水産部次長
不動　雅之	水産部参事監(漁港漁場計画・漁場環境担当)
小川　昭博	漁政課長
門村　和志	水産加工流通課企画監(輸出拡大・養殖振興担当)
城戸　学	漁港漁場課長
岩永　俊介	漁港漁場課企画監(漁場環境担当)
渋谷　隆秀	農林部長
髙石　洋行	農林部政策監(農村整備事業・諫早湾干拓担当)
苑田　弘継	農林部次長
原田　幸勝	農林部次長
森　修蔵	畜産課長
吉田　好広	農村整備課長
安達　有生	諫早湾干拓課長
松尾　尚洋	林政課長
松尾　哲也	森林整備室長

６、審査事件の件名

○農水経済分科会

第136号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）（関係分）

第137号議案

令和7年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）

７、審査の経過次のとおり

― 午前１０時　７分　開会 ―

【清川分科会長】 ただいまから、予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関

係部分を、農水経済分科会において審査することとなっております。

本分科会として審査いたします案件は第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分ほか1件であります。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関する範囲とし、サイドブックスに掲載しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承お願いいたします。

また、本日審査する議案は、国の強い経済を実現する総合経済対策に伴うものであり、本日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力お願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

まず、産業労働部長より予算議案の説明を求めます。

【宮地産業労働部長】 おはようございます。産業労働部関係の議案について、ご説明いたします。

資料としましては、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料でございます。

2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された強い経済を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、歳出予算は記載のとおりであります。

歳出予算の内容につきましては、産業政策課、中小企業振興費について。

特別高圧電力を利用している県内事業者の電気代高騰分への支援に要する経費として、特別高圧電力高騰対策支援事業費1億6,169万1,000円の増、LPガスを利用している県内事業者のガス代高騰分への支援に要する経費として、事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費9,477万2,000円の増を計上しております。

新産業推進課、ふるさと産業振興費について。

陶土の急激な価格高騰の影響を受けている陶磁器産地に対し、町と連携して支援する経費として、陶土価格高騰緊急対策支援事業費5,637万8,000円の増を計上しております。

経営支援課、商業振興費について。

食料品などの価格高騰の影響を受けている県民生活の下支えや県内事業者の売上拡大、キャッシュレス化の推進を図るため、市町と連携し、プレミアム付商品券発行事業等を実施する経費として、長崎消費拡大地元企業応援事業費27億円の増を計上しております。

繰越明許費について。

繰越明許費につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、今回の経済対策補正により実施する事業であり、次年度にかけて、引き続き支援に取り組む必要があることから、記載の事業につきましては、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【清川分科会長】 次に、水産部長より、予算議案の説明を求めます。

【吉田水産部長】 おはようございます。水産部関係の議案について説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料、水産部の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予

算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された強い経済を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入合計は34億34万9,000円の増、歳出合計は57億1,642万1,000円の増となっております。

以降、計上事業等について記載しておりますが、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、それぞれ記載のとおり設定または変更しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】 次に、農林部長より予算議案の説明を求めます。

【渋谷農林部長】 おはようございます。農林部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第137号議案「令和7年度長崎県県営林特別会計補正予算(第1号)」であります。

今回の補正予算は、国において決定された強い経済を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

それでは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は合計で46億9,643万4,000円の増、歳出予算は合計で71億8,297万7,000円の増となっております。

以降、計上事業等について記載しておりますが、後ほど農林部政策監及び担当課室長から補足説明をさせていただきます。

続きまして、5ページの上段をご覧ください。

債務負担行為につきましては県営畑地帯総合農地整備費、経営体育成基盤整備費、ため池等整備費及び地すべり防止対策費について、年度を超えて要する支払い額など、内容につきましてはそれぞれ記載のとおりであります。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、それぞれ記載のとおり設定または変更しようとするものであります。

6ページをご覧ください。

第137号議案「令和7年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入歳出予算はいずれも9,000万円の増となっております。

事業内容につきましては、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから設定しようとするものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】 次に、補足説明を求めます。

【福重産業政策課長】産業労働部関係における

令和7年度11月追加補正の事業について、ご説明いたします。

資料は補足説明資料、11月補正経済対策産業労働部の2ページをご覧ください。

今回の補正予算につきましては、11月21日に閣議決定されました国の総合経済対策において、電気・ガス料金支援を含む新たな重点支援地方交付金が配分されることとなりまして、県としては、当該交付金を活用し、これまで国から示されてきた推奨事業メニューの取組を継続しつつ、国の支援対象とならない特別高圧電力やLPガス利用者に対するエネルギー価格高騰対策を速やかに実施するために、関連予算案を提出したところでございます。

それでは、一つ目の事業、特別高圧電力高騰対策支援事業費についてご説明します。

予算額は1億6,169万1,000円を計上しております。電気料金の高騰対策として、一般家庭や企業が利用する低圧電力、そして、学校やオフィスビル等の利用が多い高圧電力については、既に国が直接負担緩和策を講じております中、大規模工場や商業施設などが利用する特別高圧電力につきましては、これまでと同様に、国から交付金を活用した地方自治体による支援を要請されているところでございます。

このため、特別高圧電力を利用している県内事業者に対しまして、国と同様に、来年1月から3月までの期間におきまして、電力使用量に応じた支援を行うこととしており、支援単価は1月、2月を手厚く、そして、3月は約3分の1にするという国支援の比率と同等にしております。

なお、前回と同様、大企業につきましては、国が行う高圧電力の支援単価の半額としまして、中小企業については、大企業に比べて負担感が大きいことから、国の支援単価と同額の支援を行うこととしております。

なお、大企業大手企業も対象としていますのは、支援対象に大規模商業施設も含まれており、こういった施設に入居されている中小企業に対しても間接的にご支援が届くようにするためでございます。

また、財源には限りがありますので、今回も1事業者当たりの上限額を設けることとし、その額を1,500万としており、前回までと同様、公的機関は対象から除外しております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費についてご説明します。

予算額は9,477万2,000円を計上しております。エネルギー価格高騰対策として、都市ガスについては、国が直接負担緩和策を講じておりますが、LPガスにつきましては、今回の交付金を活用した地方自治体による支援を国から要請されております。

このため、LPガスを利用している県内事業者に対しまして、国と同様に、来年の1月から3月までの期間、使用しているLPガスの種類に応じて支援をすることとしております。

調理、空調など例えば、飲食店や美容室において、業務上でLPガスを用いる業務用LPガスの使用事業者につきましては、国の都市ガスに対する支援単価を参考に、価格高騰分の一部を補助することとして、1事業者当たり定額1,200円を支援する予定でございます。

また、窯業、食品加工など、工業用としてLPガスを大量に使用する事業者につきましては、ガス使用量に基づく支援を行いますが、支援単価は先ほどの特別高圧電力と同様に、1月、2月を手厚く、3月は3分の1にすることとしており、これら月ごとの比率や支援単価については、国

の都市ガスの支援を参考に設定をしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【原田新産業推進課長】私からは陶土価格高騰緊急対策支援事業費について、ご説明します

同じ資料の4ページをご覧ください。

陶土価格高騰緊急対策支援事業費、補正予算額5,637万8,000円でございます。

本事業は、1、事業概要に記載のとおり、陶磁器の原材料である陶土の急激な価格高騰の影響を受けている陶磁器産地に対し、波佐見町と連携して、陶土価格高騰分を支援するものでございます。

具体的には、2、事業内容にありますように、陶磁器の製造事業者へ補助を行う波佐見町に対して、県が上乗せ分を補助するものでございます。

4ページの一番下に記載しているスキーム図のとおり、事業者の皆様に対しては、波佐見町が県の上乗せ分と併せて補助を実施される仕組みとなっております。

①補助対象経費につきましては、陶土の購入経費のうち価格高騰部分に相当する額となります。

②補助率は2分の1であり、③補助要件として波佐見町に対しまして、価格転嫁を含む事業者の皆様の経営安定化に向けた計画の策定を求めることとしております。

物価高騰への対応は他の産業も含めて、消費者への適切な価格転嫁が基本であると考えておりますので、本事業によって陶土価格の高騰の影響が緩和されている間に、産地においては適切な価格転嫁に向けた取組を進めていただきたいと考えております。

以上で、私からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【園田経営支援課長】私からは資料の5ページ、長崎消費拡大地元企業応援事業費についてご説明いたします。

今回、27億円予算計上をしております。

本事業につきましては本年2月の補正からの継続事業となっております。本事業につきましては1の事業概要にございますとおり、食料品などの物価高騰の影響を受けている県民生活の下支えに加えまして、厳しい経営環境にある県内事業者の売上拡大やキャッシュレス化の推進を図るため、市町と連携し、プレミアム付商品券発行事業等を実施しようとするものであります。

2の事業内容にありますように、プレミアム付商品券発行等を実施する市町に対しまして、市町が負担するプレミアム分について補助を行うものであります。括弧の中に例を記載しておりますけれども、例えば、プレミアムが4,000円分付いた額面1万4,000円の商品券を発行する場合、1万円の価格で5万枚発行するという場合につきましては、プレミアム分の4,000円掛け5万円で2億円が必要となってきます。この2分の1、1億円を県が支援するものとしております。

また、事務費につきましては、デジタル化の推進を図っていきたいと考えておりまして、商品券発行額のうちデジタルによる発行額を5割以上とする計画の場合に補助対象として、同様に2分の1を補助することとしております。

これは、前回と同じスキームとなっております。本事業を通じまして、市町と連携しながら物価高騰に苦しむ県民の皆様の生活の下支えと県内事業者の売上拡大につなげてまいりたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【小川漁政課長】 資料1、令和7年11月定例県議

会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料水産部に基づきまして、補足説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

私からは漁業経営セーフティーネット活用促進事業費につきまして、ご説明をいたします。

本事業は、燃油の価格高騰に備える国の漁業経営セーフティーネット制度への加入継続に係る漁業者の積立金の一部を支援するものであります。

2、現状にお示ししておりますとおり、漁業用A重油の県内平均小売価格は、国際情勢の悪化等により高止まりし、今年度に入っても1リッター当たり120円を超えており、漁業経営の負担となっております。

そこで、先般、国において決定された強い経済を実現する総合経済対策に沿って、昨年度同様の支援を講じることで、セーフティーネットへの加入を促進し、漁業経営の安定化を図ってまいりたいと考えております。

予算額につきましては、想定される加入経営体数と燃油購入量を基に、加入単価を最高額の1リッター当たり8.5円として積算した積立金の3分の1に、漁協の事務費を加え、総額で1億9,644万1,000円を計上させていただいております。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【門村水産加工流通課企画監】 同じ資料の3ページをご覧ください。

養殖用配合飼料高騰対策事業費についてご説明いたします。

養殖生産に用いる配合飼料につきましても、燃油価格と同様に依然として高値で推移しており、養殖経営に多大な影響を与えることが危惧されます。

そこで本事業により、改めてセーフティーネットへの加入・継続に必要な積立金に対する支援を行い、配合飼料の価格高騰への備えを強化することにより、養殖経営の安定化を図ってまいります。

予算額は積立金に対する3分の1支援として3億9,052万8,000円、漁協の事務経費に対する支援としまして、11万3,000円、合計3億9,064万1,000円を計上しております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【城戸漁港漁場課長】漁港漁場関係事業に係る補正予算について、補足してご説明いたします。

引き続き、同じ資料の4ページをご覧ください。

今回の補正は12月16日に成立した国の経済対策補正により、本県の漁港漁場関係事業に内示があった予算への対応になり、防災・減災・国土強靱化に資する水産基盤の整備等の推進、及び環境激変に適応し、水産業の成長産業化を実現するための大胆な変革の推進の経費として配分され、漁港事業42か所、漁場事業5か所、県予算ベースで51億2,933万9,000円を計上しております。

事業箇所一覧を5ページに、6ページ以降に、主な事業内容を記載しております。

6ページをご覧ください。

長崎漁港におきましては、全国の水産物の流通拠点として重要な役割を担っており、高品質な水産物の安全で安定した供給を行うため、近年の気候変動に伴う波浪の増大に対応した防波堤の改良などに2億8,800万円を計上しております。

7ページをご覧ください。

小値賀漁港におきましては、小値賀島の玄関口であり、近年の気候変動等により激甚化、頻

発化する災害に備えるため、防波堤の改良などに4億1,000万円を計上しております。

8ページをご覧ください。

漁場整備におきましては、水産業の成長産業化に向け、沿岸性資源の回復・増産を図るため、蝟集効果の高い海域における魚礁の拡張や、高水温に強い種苗を導入した藻場機能付増殖場の設置を進めることとしております。

なお、主な内容ですが、本土におきましては、長崎南地区ほか1地区で、魚礁や増殖場の整備など4億1,600万円、離島におきましては、対馬地区ほか2地区で魚礁の整備など9億6,000万円を計上しております。

9ページから11ページまでは、そのほかの主な事業箇所の概要を記載しておりますが、説明については割愛させていただきます。

最後に、12ページをご覧ください。

繰越明許費についてご説明いたします。

この補正予算につきましては、年度内の工期が十分に確保できないため、全額を繰越明許費に計上させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【森畜産課長】 畜産関係の事業につきまして、補足の説明をさせていただきます。

説明資料、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料、農林部の2ページをご覧ください。

今回、畜産課の補正予算としまして計上しておりますのは1件で、1億434万8,000円となっております。

3ページをご覧ください。

飼料価格高騰緊急対策事業につきまして、来年度も引き続き飼料価格高騰により経営が圧迫されている畜産農家に対して支援を行うため、配合飼料価格安定制度、生産者積立金の一部支援、及びトウモロコシなど単体飼料購入費の一部支援として、いずれもトン当たり200円を支援するもので、1億434万8,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせてもらいます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【吉田農村整備課長】 引き続き、私から農村整備課分の計上事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

同じ補足説明資料、農林部の4ページから20ページに、農業農村整備事業関係分をお示ししております。

説明資料の4ページから20ページをご覧ください。

農業農村整備事業関係では、国の経済対策として予算措置されております補正予算のうち、今回、5ページにあります担い手育成畑地帯総合整備事業費、8ページの基幹農道整備事業費、9ページの経営体育成基盤整備事業費、10ページのため池整備事業費など、計65地区合計53億29万円を計上するものであります。

このうち、主な事業内容についてご説明をいたします。

資料の18ページをご覧ください。

雲仙市の桃山田地区の写真となります。担い手育成畑地帯総合整備事業は、畑地帯における農業経営の体質強化を図るため、区画整理や畑地かんがい施設、農道などを総合的に整備するものであります。

今回の補正予算では、桃山田地区など計15地区において、畑の区画整理46ヘクタール、畑地かんがい施設整備17ヘクタールなどを実施するために、32億6,481万8,000円を計上しております。

続きまして、資料の19ページをご覧ください。

五島市の寺脇地区の写真となります。

経営体育成基盤整備事業は、水田地帯における経営体の育成と生産性の高い農業を実現するために、区画整理や暗渠排水などを整備するものであります。

今回の補正予算では、寺脇地区など計7地区におきまして、水田の区画整理14ヘクタールなどを実施するために、6億5,068万2,000円を計上しております。

続きまして、資料の20ページをご覧ください。

島原市の島原地区の写真になります。

ため池整備事業は堤体から基準値以上の漏水が見られるものや、洪水吐の断面が不足し、洪水を安全に流下させることのできないため池におきまして、豪雨等による災害を未然に防止するため、改修整備を行うものであります。

今回の補正予算では、島原地区など計28地区におきまして、ため池の整備を実施するために、10億8,255万円を計上しております。

なお、ご説明いたしました事業につきましては、国の交付決定の遅れにより、年度内完了が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を設定をいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【髙石農林部政策監】 続きまして、諫早湾干拓北部排水門のワイヤーロープ交換等について補足説明いたします。

補足説明資料21ページをご覧ください。

今回、北部排水門のワイヤーロープの交換等に係る県負担分の経費といたしまして、4,510万7,000円を計上しております。

続きまして、22ページをご覧ください。

左上の航空写真にありますように、諫早湾干拓には調整池からの水を排水する南部排水門、それから北部排水門がございます。これらの各ゲートのワイヤーロープの交換について進めているものであります。

南部排水門のワイヤーロープにつきましては、令和7年5月までに交換工事が完了しております。

北部排水門につきましては現在、国の直轄工事で3号ゲートのワイヤーロープの製作・交換工事が始まっております。

今回、残りの1、2、4、5、6号ゲート、それから、ゲートの動作不良時の応急対策用の予備ゲートも併せて、国の直轄工事で実施することとなりました。このことから、国の方では、令和7年度補正予算において、これらの工事に係る今年度の必要額を計上しており、県においても県負担分を計上しているものであります。

以上で、補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

【松尾林政課長】林政課所管事業につきまして、補足説明資料23ページから26ページについてご説明いたします。

資料23ページをご覧ください。

資料記載分が一部森林整備室の所管を含みますが、今回、補正予算で計上しております林政課関係事業の一覧でございます。

本ページの事業におきましては、森林整備室所管も併せて一括してご説明させていただきます。

まず、24ページをご覧ください。

菌床キノコ生産者に対する物価高騰対策のメニューになります。おが粉や米ぬかなどの生産資材の価格上昇分の2分の1相当を支援するもので、その経費として1,700万を計上しております。

続いて、25ページをご覧ください。

間伐材の生産対策の支援になります。

森林資源を有効に活用し、低コストかつ安定

的に原木を供給する取組に対する支援を行うものでございます。

具体的には搬出間伐47ヘクタールと森林作業道1万4,500メーターを整備するものであり、その経費として5,551万9,000円を計上しております。

最後に、26ページをご覧ください。

特別会計の県営林の事業費です。

これは県が経営管理を行う県営林において、同様に搬出間伐及び路網整備を一体的に実施するものです。

今回の補正予算により、搬出間伐160ヘクタール、森林作業道2,000メーターを計画しており、その経費として9,000万円を計上しております。

以上が、林政課所管事業となりますが、いずれも国の交付決定の遅れにより、年度内の完了が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を計上させていただいております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【松尾森林整備室長】森林整備室関係事業につきまして、ご説明いたします。

同じ資料の27から36ページに記載しておりますのが、今回、補正予算で計上している森林整備室分の事業及び一覧でございます。

事業内容につきまして、32ページをご覧ください。

育成林整備造林事業費です。

本事業は、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮と併せて、安定的な木材生産を目的として、搬出間伐等の森林整備を実施するものです。

今回の補正予算により、搬出間伐842ヘクタールを計画しております。これに要する経費として4億7,368万8,000円を計上しております。

次に、治山事業についてご説明いたします。

33ページをご覧ください。

復旧治山費、対馬市上対馬町河内地区です。集中豪雨により、渓流内の堆積土砂や渓岸浸食による土砂が流出し、下流河川が閉塞する被害が発生した箇所です。今回の豪雨で不安定な状況の渓岸を再び流出させるおそれがあることから、引き続き流路工等による復旧工事を実施するものです。

復旧治山費は、このほかに5か所、合計6か所、3億8,325万円を計上しております。

34ページをご覧ください。

予防治山費、北松浦郡佐々町・古川地区です。集落背後の山腹斜面内において、岩盤の風化による落石が発生している箇所です。

今後の豪雨等によって、直下にある人家などの保全対象に被害を与えるおそれが高いことから、施工イメージの固定工等による予防対策を実施するものです。

予防治山費はこのほかに8か所、合計9か所5億5,125万円を計上しております。

35ページをご覧ください。

共生保安林整備費、南島原市口之津町白浜地区です。島原半島南端に位置する白浜地区において、波浪による越波が発生し、土壌の流出など、防風保安林が衰退する危険性が高いことから、被害を防止するため防潮堤を設置するものです。共生保安林整備費は、1か所8,400万円を計上しております。

36ページをご覧ください。

地すべり防止費、平戸市主師町白石地区です。生月大橋の平戸島側に位置する白石地区において、地すべりにより集落内の道路等に亀裂や沈下等の被害が発生しております。地すべりによる被害の拡大を防止・軽減するため、地下水を排除する井戸へ集水するボーリング暗渠工等を実施するものです。地すべり防止費は、このほ

かにも2か所、合計3か所、1億6,852万5,000円を計上しております。

以上、治山費合計で19か所、11億8,702万5,000円を計上しております。

なお、ご説明した事業につきましては、国の交付決定の遅れにより、年度内完了が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を計上しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。何点か質問させていただきたいと思います。

最初に、産業労働部の経営支援課さんのプレミアム商品券についてお伺いします。

先ほどご説明いただきましたけれども、前回21市町のうち全部はされないということでしたけれども、今回は全部21市町されるのか確認をさせてください。

【園田経営支援課長】聞き取りをしている段階ではございますけども、最終的に決定したところは、先日、予算が通った島原市さんとかございますけど、かなり多くの市町で検討、前向きに検討されているということでお聞きしております。ほとんどの市町でされるようなイメージを持っております。

【饗庭委員】 ぜひ、県民の皆さん全員に行き渡るようにしていただければと思います。

その中で、このデジタルによる発行額が5割以上のところへ事務費も支援するということですけれども、このデジタルによる発行がどれくらいの市町でされる予定なのか、今把握ができていれば教えてください。

【園田経営支援課長】今まだ検討をされている段階ですけども、今年度実施している分につきましては、デジタルにより発行しているところは16市町のうち半分の8市町が実施されております。そのうち平戸市さんとか松浦市、西海市さんは、今回初めてデジタルで発行されるということになっておりますので、デジタル化は進んできているものと承知しております。

【饗庭委員】 分かりました。支援費はどれくらいになるのか、かかる費用の何％とかになるのか教えてください。

【園田経営支援課長】 事務費につきましては、デジタルで発行したところにつきましては、全体額の2分の1を支援させていただいております。

【饗庭委員】補助率2分の1って書いてあるところでよかったんですかね。

この商品券が県民の皆さんの手元に届くのは大体いつぐらいをめどに進めていくのか、お伺いします。

【園田経営支援課長】各市町でそれぞれ今検討されているところでございます。ただ、国の方も、早く行き届くようにということでされておりますので、我々も早く予算計上をしております。

一番早いところは1月からお配りをできるとお聞きしております。その後、順次、2月、3月という形で進んでいくものと思っております。

【饗庭委員】 物価高騰対策ですので、ぜひ早めに配付できるように、県からも呼びかけていただければと思います。

次に、水産部の補足説明資料の中の11ページの奈良尾地区のヨット係留なんですけれども、この補助、補助というか整備に対する支援をすることにより、ヨットが何隻、ここに係留できるのかお伺いします。

【城戸漁港漁場課長】ヨットの隻数については確認をさせていただいて、報告させていただきたいと思います。

【饗庭委員】 それをすることにより、上五島町でヨットのレースもあるとお聞きしてるので、皆さんがたくさん参加できるといいかなと思っております。

そのヨットレースに関して、何か今後の進め方があれば教えてください。

【城戸漁港漁場課長】ヨットレースにつきましては、今年の7月に第１回のヨットレースが開催をされております。

開催された中で、いろいろ参加者等にアンケートを取られてるんですが、好評であったということで、来年度につきましても第２回の大会をしたい意向であると伺っているところです。

【饗庭委員】今後も進めていただければと思います。

最後に、諫早湾干拓事業についてお伺いします。

先ほどご説明があった中で、今後1、2、4、5、6号ゲートを進めていくということですけれども、今回の予算ではどのゲートを進めていかれるのか、お伺いします。

【髙石農林部政策監】今般の国の補正予算の方では残り全てのワイヤーロープを交換するという方針を示されて、その準備に入っておりますので、全て同時に交換を進めていくことになります。

【饗庭委員】 全て同時にということであれば、全部一緒に交換するということですけれども、それで何らか影響というものはないのかお伺いします。

【髙石農林部政策監】今後の進め方としては、まず国の方で発注手続を行いまして、まず工場の方でワイヤーを全て製作します。全て製作が終わった後に現場に持ち込んで、順次交換をしていくということですので、その工事上何か不具合が生じるというのはないと考えております。

【饗庭委員】 順次進めていくということで、最終はいつぐらいに終わるというのが今の段階で分かっていれば教えてください。

【髙石農林部政策監】 工事は今のところ、約2年間と予定されております。

【饗庭委員】今もう令和7年度なので、令和9年度中に一応終了と理解してよろしいでしょうか。

【髙石農林部政策監】 はい、そのようになっております。

【清川分科会長】 ほかにありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。私からも質問をさせていただきます。

まず、産業労働部です。補足説明資料の4ページになります。

陶土価格高騰緊急対策支援事業費5,637万8,000円の事業についてです。

これ、新しい事業ということで、確認をさせていただきました。これに対してなんですが、事業概要、そして、事業内容等も確認をさせていただきました。1点、事業内容、波佐見町に対する補助となっております。産地としては波佐見町、ものすごく大事であります。

一方で、佐世保には三川内がありまして、三川内焼、これも長崎県の伝統産業になっていて、非常に重要であると思うんですが、三川内焼に対する補助についての考え方がないのかどうかも含めてお尋ねをいたします。

【原田新産業推進課長】陶土価格高騰緊急対策支援事業費についてのお尋ねでございます。

今回、波佐見町を通じて波佐見焼の事業者の皆様に補助をさせていただく形になっておりま

す。

同じ天草陶石を原材料とした陶土を使われている三川内焼についても同じ影響があるということで、佐世保市の方にも相談させていただいておりましたが、現時点では佐世保市としては支援を考えていないというお答えでございました。三川内焼では伝統技法の希少性によるブランド化に成功し、窯元による高価格帯での販売が実現する中で、価格転嫁がある程度進んでおり、今のところ、陶土の値上げに特化した懸念とか支援を求める声がないことは、佐世保市の方もおっしゃられているところでございます。

今回はないですが、今後、佐世保市が同じように支援の意向を示された場合については、同様に県においても支援策を検討してまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございました。佐世保市を通じて確認をしていただいたということであります。同じ陶土を使っているにもかかわらず、三川内焼は価格転嫁ができていると。しかしながら、波佐見町はできていないということであります、今の答弁からすると。

もともとの価格というか、価格設定が波佐見焼と三川内焼では違っていて、今回、陶土の値上げがあったとしても、波佐見焼、そして、三川内焼、二つを比べれば、三川内焼は、適当な適切な価格転嫁ができていて影響は少ないという理解でいいのか、再度確認をさせてください。

【原田新産業推進課長】三川内焼につきましては、先ほども申し上げましたが、伝統技法の希少性とかブランド化に成功して、東京のセレクトショップで販売されたり、既に高価格帯で販売されているという面がございます。

今回の陶土の値上げ分を十分に価格転嫁できているかどうかについてのしっかりとした証拠はないですけれども、もともと高価格帯で販売されている点を、見ますと、十分に吸収できているのではないかと思っております。

一方で、波佐見焼についてはカジュアルリッチということで、日常使いをメインとした形で、他の産地との競争も非常に激しいということがございますので、比較的価格転嫁が進みにくいというお話を伺っているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。引き続き、今後も佐世保市、そして、また三川内の方から相談があった際には、ご対応の方をお願いしたいと思いますし、波佐見焼、非常に産地としては、県内でも九州でも重要な産地ですので、先ほどご説明あったとおり、町を通じていうことですので、いち早く対応していただきたいと思います。

そこの説明資料に補助スキーム等々も書いてあります。先ほども饗庭委員からもありましたが、これは、これで審議が決定されれば、どれくらいの時期で、これもやっぱり早めに、補正なのでしていただいて、産地の方々、そしてまた消費者の方に、恩恵を受けていただきたいと考えておりますが、陶土価格高騰緊急対策支援事業費の時期についてもお尋ねをいたします。

【原田新産業推進課長】波佐見町を通じて各陶磁器製造事業者の皆様に補助をする形になりますが、波佐見町にお聞きしたところ、今のところ、来年1月中旬頃をめどに募集開始を予定されているということです。なるべく早く対応できるように、しっかり対応してまいりたいと思います。

【宮本委員】 ありがとうございました。この事業も補正ですし、経済対策という観点からも、いち早く対応の方お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

もう一点、農林部です。

補足説明資料の34ページになります。治山公共事業予防治山費についてです。経済対策補正対応分ということで、佐々町の古川地区の予防治山が計上されています。落石発生源でありまして、この下に、もう県の方も把握されていらっしゃると思いますが、保育園がございます。非常に落石が激しい地域です。フェンスの対応もされているんですが、これはあくまでも経済対策補正対応分であって、今後、古川地区、この裏面一帯の斜面地の対応っていうのはどう進んでいくのか。今回はこれであり、今後幅広く対応をするという考えでいいのかどうかも含めて、この事業に対する説明をちょっとより具体的にお願いできますでしょうか。

【松尾森林整備室長】佐々町の古川地区の予防治山事業でございますけれども、昭和40年代から、その上の部分も含めて、森林の予防治山対策を進めてきておりまして、現在行っておるところは、その残りの部分ということで、この住宅に近い部分を計画的に区切って、こういう落石防止の対策等を行っているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございました。そしたら、もうこれで終わりという認識でいいのか再度確認をさせてください。

【松尾森林整備室長】 現在の計画では、あと2年ほどで完成ということになっております。

【宮本委員】分かりました。私のイメージでは、古川地区のこの裏一帯の整備がもっと強力に進むものと認識しておりました。この施工イメージ、固定工と書いてありますが、これを施して、落石発生源というところにこの固定工っていうものを張り巡らせてする事業があと2年ほどで終わりと。張り巡らせて終わりという認識でいいのか再度確認をさせてください。

【松尾森林整備室長】 固定工に加えまして、斜面対策等の工事も含めまして2年でということを考えております。

【宮本委員】 ありがとうございました。これプラス斜面対策も併せてということで確認をいたしました。いち早く、落石がちょっと頻繁に発生しているので、できるだけこれも早期のご対応をお願いしたいということを改めて要望させていただきます。

【清川分科会長】 ほかに質問ありませんか。

【千住委員】 失礼します。私から一点だけ。

長崎消費拡大地元企業応援事業費についてお聞きします。

前回はプレミアム商品券の予算が出ておりまして、今回、重点支援地方交付金を活用してということです。国の推奨メニューは非常にたくさんあるんですけども、今回、この事業概要を見ておりますと、プレミアム付商品券発行事業等っていうのがあります。この等という意味が、どの部分を指すのか、どういったところを指すのかちょっとお聞きします。

【園田経営支援課長】プレミアム付商品券発行事業等の等の部分でございますけども、各市町でいろいろ工夫をされてやられております。その中で購入をして、プレミアム分を加算して購入する商品券と、また別に、例えば、もうそのまま使える商品券をお配りすると、クーポン券的なものでお配りするというような事業もございますので、それぞれ市町でやられている。あと、使った分をキャッシュバックするとかです。市町で工夫されてやられていますので、そういうことを含めまして、等という表現にさせていただいております。幅広に対応したいと思っております。

【千住委員】 はい、ありがとうございます。現物給付といいますか、をやられるとこもあるっていうことだったんで、その場合も2分の1の補助っていうことで間違いないですかね。

【園田経営支援課長】現物給付等につきましては､各市町で検討されていると思いますけども、我々としましては、地元にしっかりお金が落ちる仕組みというところに支援していきたいと思っておりますので、地域、県内で使える商品券やクーポン券等に限らせていただきたいと今考えております。

【千住委員】 ありがとうございます。前回もちょっと述べさせてもらったんですけども、プレミアム付商品券ってなると、現金を持ってない方もたくさんおられます。やっぱりそういった方にもちゃんと行き届くように、先ほど饗庭委員の方からもありましたように、やっぱり皆さんに本当に行き届くような中身でないと、物価高騰対策にはなかなかつながらないところもあると思いますので、その辺りも考慮していただけたらいいなと思っております。よろしくお願いします。

【宮地産業労働部長】 前回、千住委員からもそういうご質問を頂戴しまして、前回もちょっと私もお答えしました。今回も、国の物価高騰対策の家計向け支援の全体を我々も確認をさせていただいております。それによりますと、ご案内のとおり、ガソリンの暫定税率の軽減があったりとか、電気代、ガス代の支援があったりとか、所得税とか年収の壁の見直しがあったりとか、そういう全体のパッケージの中で、この重点支援交付金が位置づけられておりまして、いろんな支援の中で、我々としてはこの部分をしっかりご支援していって、委員おっしゃられるように、困られている方々にはいろんな支援が行き届くようにっていうのは我々も念頭に置いて、予算編成しているところでございます。

【清川分科会長】 ほかに質問ありませんか。

【初手委員】 初手でございます。陶土価格高騰緊急対策支援事業の関係で2点お尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、今回、私も委員会の中で何回かご質問させていただきましたけども、陶土の関係については今回、補助等の支援をいただくということで、まずお礼を申し上げたいと思っております。

先ほど資料等でご説明はいただいたのですけれども、もう少し詳しい内容について、特に、町との連携という形での補助の対応ということになりますので、もう少しその辺について詳しい内容を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【原田新産業推進課長】 まず、波佐見町におかれましては、天草陶石を原材料とする陶土を購入する陶磁器製造事業者に対して、陶土の価格高騰相当額への支援を実施される予定になっており、今回、これに県が上乗せで波佐見町に対して補助を行うものでございます。

波佐見町では陶土の値上げが実施されましたのが今年の8月からでございまして、8月から12月までの5か月間分については補助率2分の1で既に予算を組まれております。

さらに来年1月から12月の分についても補助率2分の1を念頭に、現在、準備を進められているとお聞きしております。

県も同様の支援対象期間を想定しており、補助率も2分の1で考えておりますので､今年の8月から来年の12月までの17か月間にわたり、町の2分の1に県の2分の1を上乗せした全額補助が事業者の皆様に対して行われる予定でございます。

【初手委員】 そうしたら、町と県とで2分の1ずつ対応するということでよろしいわけね。はい。ありがとうございます。

次、2点目なんですけども、内容的な件につきましては分かりました。佐賀県の有田町も陶器の関係があるんですけども、有田町の方ではいち早くそういう対応をされたと聞いておりますが、どうしても手続の関係でなかなか進まない面もあったという反省点もちょっと耳にしております。波佐見焼についても家族経営でありまして、小規模の事業者においてはなかなか補助金の申請に手がかかり過ぎるということで、ちょっと引っ込み思案的になるという話も聞いているんですけども、長崎県と佐賀県の支援を比較して、そういう結果を踏まえて長崎県としてはどのような対応されているのか、その辺がもしありましたら教えていただきたいと思います。

【原田新産業推進課長】佐賀県の制度との比較ですが、佐賀県では、まず、価格高騰相当額や補助額によって県か有田町のいずれかの窓口に申請する必要があるのに対して、本県が実施する今回の支援は、申請窓口を波佐見町へ一本化することで、事業者の皆様の利便性を高めることとしております。加えまして、町は小規模事業者等に対する申請のサポートも行うとおっしゃっています。

また、価格高騰相当額が15万円未満の小規模な事業者については、佐賀県では補助の対象外でして、有田町が2分の1だけを補助すると佐賀県の制度ではなっております。本県では価格高騰相当額の大小によらず全額が支援対象となる予定ですので、よりきめ細やかな制度になっております。

対象期間につきましても佐賀県の5か月間に対して、本年8月から来年12月までの17か月間に及ぶ手厚い支援を予定しております。

【初手委員】 ありがとうございました。期間につきましては、先ほどの宮本委員の質問で期間というか、制度のスタートはお聞きし、手厚い対応をご検討いただいたと思っております。できるだけ多くの業者の方が利用できるような環境をこれからも進めていただければと思います。ありがとうございました。以上でございます。終わります。

【清川分科会長】 ほかに質問ありませんか。

【大倉委員】私からも産業労働部関連のこのプレミアム付商品券の支援に関して、饗庭委員からも千住委員からもあったんですけれども、ちょっと確認的なことを伺いたいんですが、スキームはこれまでと変わらないと先ほど課長の答弁もありました。今、16市町にこのプレミアム付商品券の支援、市町と連携してやっていると思うんですけど、今回のこの追加補正によって、ほとんどの市町を支援するというお話をいただきました。ということは16市町よりも増えると考えてよろしいんでしょうか。

【園田経営支援課長】我々が聞き取った段階では増えるものと今確認しております。

【大倉委員】 ありがとうございます。ということは、その残りの5市町も連携していく、前向きに考えているということで、21市町全部が前向きに考えているというような捉え方でいいんでしょうか。

【園田経営支援課長】市町によりまして検討の段階というのがまだ異なっておりますので、ただ、やらないところはまだ今のところ、お聞きしていないという段階でございます。もう、ほぼ決まっているところとか、今ちょっと検討中のところも含めまして、多くの市町でやっていただけるものと考えております。

【大倉委員】 承知しました。それから、やっぱりこれはキャッシュレス化を推進していくというのが一つの大きな背景としてあると思うんですけど、以前も委員会で、ちょっとPayPayを今やめてるところが多いよなんて話をしたんですが、今日はその話はしませんけれども、キャッシュレス化も引き続き推進に向けて取り組んでいただきたいと思います。

【清川分科会長】 ほかに質疑ありませんか。

【石本委員】全体的予算に係ることですけども、年度末に係る補正予算ということで、繰越明許費の計上がなされておりますけども、一応補正予算とはいえ、年度内にできる部分についてはしっかりと経済対策ということでありますので、十分対応できるように、対応方よろしくお願いいたします。

【清川分科会長】ほかに質疑はないでしょうか。

【城戸漁港漁場課長】先ほど饗庭委員から奈良尾で整備する浮き桟橋に、何隻、ヨットが係留できるのかというご質問がありましたが、現在、3隻係留できる浮き桟橋がありまして、
令和6年度の実績としましては、88隻を受け入れた実績となっております。

これに、今回の浮き桟橋の整備によって、2隻分を追加いたしまして、ヨットの受入れ体制の強化を図っていこうとしているものでございます。

【松尾森林整備室長】先ほど、古川地区の予防治山事業の工事の件で、事業の完成予定は2年という答弁をさせていただきましたけれども、主立った工事はあと2年で終わるというところなんですけども、全体の事業計画としては令和11年までとなっておりますので、補足説明させていただきます。

【清川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑討論が終了しましたので、採決を行います。

第136号議案のうち関係部分及び第137号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩をいたします。

― 午前１１時　９分　休憩 ―

― 午前１１時１０分　再開 ―

【清川分科会長】 再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

これをもちまして予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

皆様お疲れさまでした。

― 午前１１時１０分　閉会 ―

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年12月11日

農水経済委員会委員長　　清川　久義

議長　　外間　雅広　　様

記

1　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第131号議案	契約の締結について	原案可決
第132号議案	契約の締結について	原案可決
第133号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第134号議案	長崎県総合計画みんなの未来図２０３０について（関係分）	原案可決
第135号議案	第４期ながさき農林業・農山村活性化計画について	原案可決

計　５件（原案可決　５件）

委　　員　　長　　清川　久義

副　委　員　長　　白川　鮎美

署　名　委　員　　宮本　法広

署　名　委　員　　初手　安幸

書　　記　　濵下　優香

書　　記　　宮﨑　貴久

反訳業務者　　神戸綜合速記(株)

配付資料

令和７年１１月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会

関係議案説明資料

産業労働部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第１０３号議案　「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）」のうち関係部分

第１０６号議案　「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）」のうち関係部分

であります。

第１０３号議案「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

（歳　出）

総　務　費	１，４０３万　６千円の減
労　働　費	１，８６５万　６千円の減
商　工　費	１，３９９万　５千円の増
合　　計	１，８６９万　７千円の減

を計上いたしております。

これは、職員給与費関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

（債務負担行為について）

債務負担行為の内容についてご説明いたします。

「長崎県東京産業支援センター管理運営負担金」は、長崎県東京産業支援センターの管理運営に要する経費について、令和８年度から令和１０年度までの債務負担として、４，４７８万７千円を措置するものであります。

次に、第１０６号議案「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）」のうち関係

部分についてご説明いたします。

（歳　出）

総	務	費	１８２万　５千円の増
労	働	費	２，７０７万　７千円の増
商	工	費	３，６６６万　８千円の増
合		計	６，５５７万　　円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和７年１１月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

産　業　労　働　部

産業労働部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１３３号議案「公の施設の指定管理者の指定について」

第１３４号議案「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０について」うち関係部分であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第１３３号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、長崎県東京産業支援センター条例に基づき、「長崎県東京産業支援センター」の管理運営を行う指定管理者を公募した結果、１者から申請があり、株式会社コンベンションリンケージを指定管理者として指定しようとするものであります。

第１３４号議案「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０について」のうち関係部分につきましては、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の５つの柱のもと、１２の基本戦略を掲げる令和８年度からの５ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、産業労働部関係部分では、基本戦略「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」において、「半導体関連産業の振興」として、地場企業の需

要獲得に向けた半導体製造装置を中心とするアンカー企業誘致、産学官連携による人材育成・確保の仕組みづくりを推進するほか、「航空機関連産業の振興」として、県内中核企業の規模拡大支援、中核企業が獲得した受注の波及効果を最大化するための受注体制の構築を推進してまいります。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

（経済・雇用の動向について）

我が国の景気は、政府が１０月に発表した月例経済報告によると、「米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が１０月に公表した県内金融経済概況によると、「緩やかに回復している」とされております。

まず、生産面をみると、「電子部品・デバイスは、増加している」、「機械・重電（原動機、大・中型モーター、冷熱機器）は、弱めの動きとなっている」、「造船は、増加している」とされております。一方、需要面をみると、「個人消費は、一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している」とされております。

なお、令和７年８月から１０月まで、直近３月間の企業倒産件数は１１件で、昨年同時期に比べて１件の増加となっております。

また、９月の全国の有効求人倍率は、前月と同水準の１．２０倍となっている中、本県においては、前月から０．０２ポイント減の１．０８倍となっており、長崎労働局によると「雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているが、求人の動きに落ち着きが見られるなど物価上昇等が今後の雇用に与える影響を注視する必要がある」とされ

ております。

（価格転嫁・物価高騰対策について）

中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は、構造的な人手不足に加え、物価高や最低賃金の大幅な引き上げなどにより、厳しさを増しているものと考えており、県ではこれまでエネルギー価格高騰に対する支援のほか、生産性向上に向けたデジタル化支援など、各種対策を講じているところです。

具体的には、工業用ＬＰガスの使用量が多い陶磁器や食料品製造企業などに対し、料金高騰分への支援を行い、令和６年度から今年１０月末までに延べ２１４社に活用いただいております。

また、デジタル化支援については、建設や卸・小売をはじめ、製造業や福祉関連などの各分野において、令和５年度から今年１０月末までに７７５の事業者を支援いたしました。

さらに、こうした物価高騰対策を実効性のあるものとし、本県における円滑な賃上げを推進するためには、物価上昇分の適正な価格転嫁を進めることが重要であることから、県では、一昨年、県内経済団体等と、「価格転嫁の円滑化に向けた連携協定」を締結し、加えて、昨年度には、全国で初めて、国が設置する、下請取引の適正化に係る相談窓口「下請かけこみ寺」や経営相談窓口「よろず支援拠点」等と「相談・支援の強化に関する連携協定」を締結し、機運醸成を図ってきました。

その結果、価格交渉に適切に対応することを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の企業数は、一昨年度の協定締結時から５倍以上増加し、九州で１位の伸び率となるなど、価格転嫁の機運が高まってきております。

また、さらなる機運醸成のため、１１月１３日に、全国で初めて、公正取引委員会や消費者庁などの国の機関、さらには経済団体、労働団体と連携して「価格転嫁推進シンポジウム」を開催し、改正下請法や消費者マインドの醸成について講演をいただ

きました。

今後とも、厳しい経営状況にある県内の中小・小規模事業者を支援するため、国の経済対策等の状況を注視しながら、必要に応じ追加の支援を検討してまいります。

（企業誘致の推進について）

去る１１月１０日、映像制作などを手掛ける「株式会社つなぐ」が長崎市への立地を決定されました。

同社は、東京都に本社を置き、映画「８番出口」などの映像制作を手掛ける「株式会社ＡＯＩ（アオイ）　Ｐｒｏ（プロ）.と、大阪府に本社を置き、プロ野球の各球団公式サイトなどを運営する「株式会社ホットファクトリー」が出資して設立されたものであり、今後５年間で６０名の雇用が予定されております。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指して、地元自治体や関係機関と連携しながら、企業誘致の推進に力を注いでまいります。

（造船関連産業の振興について）

造船業については、国において支援強化の検討が進む中、本県のサプライチェーンを強靭化することにより、今後の日米連携に貢献しつつ、本県造船業の更なる成長ができる機会と捉え、国と連携しながら取り組んでいるところであります。

このような中、去る１０月３０日に、佐世保市と合同で、本県の造船業に対する設備投資や人材確保・育成への支援強化について、国土交通省、経済産業省及び防衛省に対し要望いたしました。

本県からは、本県の造船サプライチェーンにおいては、商船と防衛の両分野で建造・修繕に取り組むとともに、浮体式洋上風力の分野にも進出するなど、今後の日本の成長に欠かせない取組が進められていることに加え、佐世保市を中心としたサプライチェーンを強靭化することは、日米の連携にも寄与することを説明し、特段の配慮と支

援を要望いたしました。

その結果、１１月１０日に開催された国の日本成長戦略会議においては、本県が要望した経済安全保障推進法の特定重要物資へ船体を追加する方針が示されるなど、本県の要望内容の一部が早くも実現の方向に動き出しております。

県としては、引き続き、国や関係自治体とも連携しながら、本県造船業のさらなる振興に向け、力を注いでまいります。

（スタートアップの取引拡大支援について）

県では、スタートアップのさらなる振興を図るため、資金調達ができ、次の段階へ向かうスタートアップに対して、売上拡大など成長への支援が重要であると考えております。

このような中、去る１１月６日、大手コンサルティング会社による事業計画のブラッシュアップなどを経た有望な県内スタートアップ５社が、東京都大手町において開催された首都圏大企業等との取引マッチングの機会となるイベントに登壇いたしました。

当日は、首都圏大企業の新規事業担当者など２５４名の参加があり、県内スタートアップは、ＡＩやバイオ技術などを活用した先進的なサービスを積極的にアピールし、発表後も活発な質疑応答が交わされました。

イベント後も、大手コンサルティング会社の専属担当者が各社のフォローを行っており、関心を示した企業と個別面談を設定するなど、取引開始に向けた伴走型の支援を継続しております。

引き続き、県内スタートアップの成長に向けた支援に取り組んでまいります。

（長崎デザインアワード２０２５について）

県では、県内企業のデザイン開発意欲やデザイン力を高め、販路拡大を図ることを

目的に長崎県産業デザインネットワークと共同で長崎デザインアワードを開催しております。

去る１１月１０日に第１５回目となる表彰式において、県内４２事業所の皆様からいただいた５６点の応募の中から、厳正なる審査の結果、有限会社山崎（やまさき）マークの刺繍アクセサリー「ＲＡＣＣＡＮ（ラッカン）」が大賞を受賞されました。

この商品は、再生糸を使ったアクセサリーであり、独自性の高いデザインが評価されるとともに、ＡＩと職人技の融合により、人材不足や働き方改革といった課題を乗り越え、安定した生産体制を実現するなど、他社の参考となる革新的なデザインソリューションが背景にあることも評価を受けました。

今後は、受賞者の商品を首都圏での大規模商談会やＳＮＳ等を通じて広くＰＲするほか、今回惜しくも受賞できなかった商品に対しては、デザイナーによる相談の場を設定するなど、デザインの力による認知度や付加価値の向上、販路拡大を目指す取組を引き続き支援してまいります。

（浮体式洋上風力発電について）

県では、「洋上風力発電で２０４０年に最大４５ギガワット」という国の目標達成に向け、導入拡大が必要とされている浮体式洋上風力発電については、県内企業が造船業で培った技術や人材を活かせる分野と考え、今後、県内企業のサプライチェーン構築を図っていきたいと考えております。

このような中、県内では、住友商事や日揮、大島造船所などの大手企業が連携し、浮体式について世界初の量産サプライチェーン構築を目指す取組が動き出しており、県では今年度から浮体式に取り組む県内企業の支援を強化しております。

県内企業の市場参入意欲も高まりを見せており、先月には、浮体式の基礎製造に取り組む国内大手企業３社による商談会を開催したところ、５４社の県内企業が参加したほか、浮体式の県内サプライチェーンの中核を担う県内企業が、浮体構造部材の生

産等に対応するため、県などの支援を受け、長崎市内に工場を新設することを発表したところであります。

また、県内では、再エネ海域利用法に基づく促進区域の中で全国に先駆けて、来年１月に五島市沖が運転開始予定でありますが、これに加え、去る１０月には、国から五島市南沖が新たに浮体式洋上風力発電の「準備区域」に整理され、今後、浮体式の導入に向けた具体的な検討が進むこととなります。

今後とも、県では、県内における浮体式に係る世界初の量産サプライチェーンの構築に向け、世界的に成長する浮体式の洋上風力発電市場に県内企業が参入できるよう、積極的に後押ししてまいります。

（水素関連事業の推進について）

県では、水素については、昨年５月、供給・利用を早期に促進する「水素社会推進法」が成立するなど、今後、関連市場の成長が見込まれると考えております。

そのため、県では、今年度から新たに、水素関連市場において、県内企業が造船業等で培った技術や人材が活用でき、水素に関する県内サプライチェーン構築に資する取組について、支援の認定をしており、ブラザー工業や県内関連企業等が連携しながら、新たなプロシェクトの創出に向けた検討を進めてきたところであります。

このような中、去る８月に認定した、県内企業による水素を利用した小型船の開発・事業化を実施するプロジェクトに続き、１０月に２例目として、ハウステンボスが、水素を含む園内の脱炭素化に向けた新たな計画の策定を行い、その計画に基づき、園内での実証事業等を実施する新たなプロジェクトへの支援について、認定したところであります。

今後とも、県では、成長分野である水素市場への参入を目指す県内企業を後押ししてまいります。

（中小・小規模事業者支援について）

県内の中小・小規模事業者は、人手不足や物価高騰、最低賃金の上昇など厳しい経営環境に直面しており、今後とも持続的に発展していくためには、ニーズを的確に把握し、必要な施策を積極的に講じていくことが重要と考えております。

このような中、去る９月２６日、本県の誘致企業であるパーソルビジネスプロセスデザイン社と、長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会及び本県との４者で、中小・小規模事業者支援に関する連携協定を締結いたしました。

本協定は、中小・小規模事業者の最大の課題となっている人手不足への対策として、ＢＰＯ（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービスの普及を促進するものであり、同社が都道府県と同様の協定を締結することは全国で初となります。

具体的には、経理や採用などの管理部門業務をオンライン上で同社に外部委託することによって、限られた経営資源を企画・営業部門など売上に直接寄与する部門に集中させるものであり、導入促進に当たっては、県と商工団体において、事業者への周知を図っていくこととしております。

今後とも商工団体等との連携を深めながら、県内中小・小規模事業者の「稼ぐ力」の向上に向けて必要な支援を着実に進めてまいります。

また、中小・小規模事業者に対する資金繰り支援については、金融機関を通じ固定金利かつ長期の資金を貸付する制度融資を設けており、昨年１２月には、賃上げなどにつながる前向きな企業活動を支援するための資金を創設したほか、今年７月には、米国の関税措置に対応する資金を創設するなど、事業者のニーズへのきめ細かな対応に努めております。

さらに、今年度の新規融資枠についても、昨年度と同様の２７４億円を確保しており、年末に向けて増加する資金需要に十分対応できるものと考えております。

今後とも、関係機関との連携を図りながら事業者への適切な資金繰り支援に努めてまいります。

（産業人材の確保について）

成長が期待される半導体・情報関連分野の人材確保については、国の有利な財源を活用し、求職者を対象にした「体験型正規就労促進事業」において、半導体や情報関連分野の就業にチャレンジできる環境づくりに取り組んでおり、１１月１５日には第４回のマッチングイベントを開催いたしました。

また、情報関連については、未経験者を対象に、プログラミングなどの基礎知識の習得から、正規職員としての就職に至るまでの一貫した支援を実施する「ながさきＩＴ ＣＡＭＰ」には７１名の求職者に受講いただいており、１１月１７日には中間発表会及び企業交流会を開催し、企業の人材確保につながるよう努めております。

一方、高校生の県内就職促進については、生徒に県内企業の魅力を周知する取組として、工業科高校の生徒を対象に開催している広域合同企業説明会を、今年度は商業・農業・普通高校の生徒を対象に加え、１２月１１日と１２日の２日間に拡大して実施することとしており、引き続き、本県産業に必要な人材が確保できるよう取り組んでまいります。

（外国人材の受入促進について）

人口減少に伴い人材不足が課題となる中、外国人材の受入促進は人材確保に向けた重要な取組の一つと認識しており、県内事業者における外国人材の受入れを支援しているところです。

まず、高度外国人材の受入促進を図るため、去る１０月６日、バングラデシュＩＴ人材の受入れに向けた説明会を開催し、情報通信業や製造業など１１社にご参加いただきました。また、１０月１５日には、長崎商工会議所及び長崎留学生支援センターとの共催により「外国人留学生との交流会」を開催し、県内事業者１１社が、５５名の留学生に対して自社の紹介や質疑応答を行い、相互理解を深めました。

さらに、技能実習生や特定技能等の外国人材の受入促進に向け、１０月２８日に、

県内事業者３１団体、監理団体及び登録支援機関１７団体、ベトナム及びインドネシアの送出機関１７団体が一堂に会するマッチング交流会を開催し、県内事業者における外国人材の受入れに向けた情報収集や関係構築を支援したところです。

その他、外国人材の適切な受入れを通じて「選ばれる日本」となることを目指して取組を進めている一般社団法人ＪＰ－ＭＩＲＡＩと、１０月１５日、全国の自治体として初めて、外国人材の適正な受入れ及び共生推進に向けた協力に関する覚書を締結しました。今後、同団体が普及を進めている、雇用事業者の悩みや不安の解決をサポートする動画教材について、県内事業者への利用促進及び効果測定を行ってまいります。また、外国人材から高額な採用費用及び関連費用を徴収しない「国際水準のリクルート」の普及活動などにも協力していくこととしております。

今後とも、本県産業を支える担い手確保に向け、関係機関と連携しながら、外国人材の受入促進に取り組んでまいります。

（高等技術専門校の取組について）

高等技術専門校の入校生確保対策として、去る１０月２９日、新たに公式ホームページを公開し、ＳＮＳ等の活用と併せ、各種媒体等を通じた周知・広報活動など、校の認知度向上や魅力発信に取り組んでいるところです。

また、例年、両校で実施しておりますオープンキャンパスについては、１０月末現在で５００名の参加があり、昨年より２７名増加しております。今後、両校の施設を広く開放し、地域住民等との交流を行うイベント「技能のひろば」を、長崎校は１１月２３日に、佐世保校は１２月７日に開催する予定としており、校の理解を深めて頂く貴重な機会であることから、現在、積極的な周知に努めております。

さらに、去る１１月８日、諫早市の貝津工業団地において、地元企業が主催する「諫早工場（こうば）博」に参加し、両校が企業と連携して、家族で参加できる溶接の体験イベントを行うなど、参加者に対し、ものづくりの楽しさと併せて、両校の魅力を

伝えてまいりました。

引き続き、県内企業の人材ニーズに応えることができるよう、積極的な校の情報発信を行い、入校者対策に取り組んでまいります。

なお、長崎校の電気システム科訓練生２年生の１５名が、本年９月に開催された技能五輪長崎県大会「配電盤・制御盤組立て作業」部門において、国家検定である技能検定２級実技試験を兼ねる予選会で、初めて、合格率１００％という快挙を達成いたしました。 令和６年度における全国の技能検定２級の合格率は３１％であり、本県の高等技術専門校の訓練生の技術の高さを示すことができたと考えております。

引き続き、高等技術専門校における訓練生の技能向上に取り組み、県内企業のニーズに応える産業人材の育成に努めてまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。産業労働部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、２４件の事業群評価調書により、６４件の事業を評価いたしましたが、そのうち４８件の事業について、令和８年度に向けて、「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

（研究事業評価の実施について）

外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関

が行う研究事業については、去る１１月１１日に同委員会から知事へ意見書が提出され、「長崎県の研究機関は、工業、窯業、農業、水産、環境など多様な分野において高度なレベルでバランスよく運営されていると評価しているが、多くの分野に関わる課題に対応するためには、他の分野との横断的な連携が求められる」などの全体的意見をいただいたところであります。

審議対象のうち、産業労働部関係については、工業技術センター及び窯業技術センターが実施する令和８年度開始予定の新規研究５件、令和６年度に終了した研究７件の計１２件をご審議いただいた結果、１件が「計画以上の成果をあげた」としてＳ評価を、１１件が「概ね妥当である」「概ね計画を達成した」としてＡ評価を受けました。

評価結果については、ホームページを通じ県民の皆様にも広く公表するとともに、同委員会からのご意見を踏まえて、研究事業の効果的、効率的な実施を図ってまいります。

（次期ながさき産業振興プラン（仮称）について）

「長崎県総合計画」の部門別計画の一つである「ながさき産業振興プラン」が本年度で終期を迎えるため、後継計画として新たに令和８年度から５年間を計画期間とした「次期ながさき産業振興プラン（仮称）」を策定することとしております。

本プランでは、本県産業を取り巻く現況や時代の潮流、本県産業の課題等を踏まえ、新しい時代において本県産業が持続可能な発展を遂げるため、「県内総生産向上」、「賃上げ所得向上」、「良質な雇用創出」による好循環により、地域経済の活性化を図ることを目指し、新たな長崎県総合計画に掲げた方向性に基づく施策を着実に実行していくこととしております。このため、本県産業の振興のための基本指針として、「基幹産業の振興」、「中小・小規模事業者の持続的発展」、「産業人材の育成・確保」の３つの柱を据え、その下に具体的な振興施策を構築し、効果的な施策の推進に取り組んでまい

りたいと考えております。

去る１０月２９日には、民間企業、大学、商工団体等からなる「次期ながさき産業振興プラン（仮称）」に関する有識者会議を開催し、本プランの素案についてご協議いただいたところであります。

今後、県議会でのご議論やパブリックコメントによる県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を重ね、今後、計画議案として議会にご提案したいと考えております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和７年１１月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会
関係議案説明資料

水　　産　　部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第１０３号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分
第１０６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第１０３号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国　庫　支　出　金	２７７万　５千円の増
合　計	２７７万　５千円の増

歳出予算は、

水　産　業　費	１，５１６万　４千円の減
合　計	１，５１６万　４千円の減

となっております。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

（国庫支出金について）
水産業改良普及事業交付金の増のため、
国　庫　補　助　金　　２７７万　５千円の増
を計上いたしております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

（職員給与費について）

水産部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整により、

水　産　業　総　務　費　　１，５１６万　４千円の減

を計上いたしております。

（繰越明許費について）

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な工期が確保できないことから、

漁 場 水 産 基 盤 整 備 費　　７億　４，０００万　　円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、先の県議会において設定した繰越明許費について、

県 営 漁 港 水 産 基 盤 整 備 費　　６億　１，７００万　　円の増

市町村営漁港水産基盤整備費　　１，４００万　　円の増

として、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第１０６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

企　画　費　　２４万　１千円の増

水　産　業　費　　８，１２１万　　円の増

合　計　　８，１４５万　１千円の増

となっております。

これは、職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和７年１１月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

水　　産　　部

水産部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第１３４号議案「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０（にせんさんじゅう）について」のうち関係部分であります。

第１３４号議案「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０（にせんさんじゅう）について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０（にせんさんじゅう）」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の５つの柱のもと、１２の基本戦略を掲げる令和８年度からの５ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、水産部関係部分では、基本戦略「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」において、「力強く稼ぎ持続的に成長する水産業づくり」として、水産資源の維持・増大のための適切な資源管理の推進と漁場づくりや収益性の高い新時代の漁業経営体の育成等に取り組んでいくこととしております。

また、基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」では、「地域の魅力を活かした農山漁村の賑わいづくり」として、海の魅力を活用した人を呼び込む仕組みづくりを推進していくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、水産部関係の議案以外の報告事項について、ご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

本案件は、令和７年４月２９日、県が管理する館浦漁港の臨港道路において、相手方が所有する軽乗用車がグレーチングを通過した際、グレーチングが跳ね上がったことにより、当該車両に損害を与えた事案について、和解が成立し、損害賠償金１万５，８４０円を支払うため、地方自治法第１８０条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

次に、水産部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（次期「長崎県水産業振興基本計画」（素案）について）

本県水産業の振興方針を定めた「長崎県水産業振興基本計画」が令和７年度に終期を迎えることから、令和８年度から５年間の本県水産業の目指す姿と方向性を示す計画として、次期計画の策定に向け検討を進めております。

去る９月定例県議会農水経済委員会においてご審議いただきました計画骨子案をもとに、漁業者、加工流通業者、漁業関係団体、学識経験者、公募委員からなる検討委員会でいただいたご意見やご提案を反映し計画素案を作成いたしました。

次期計画においては、「新しい時代の波に乗り、力強く前進する水産業と活気あふれる漁村をつくる」を基本理念とし、「持続可能で収益性の高い経営体づくり」、「国内外に美味しさを届けるネットワークづくり」、「水産業を未来につなぐ人づくり」、「海とさかなの魅力を活用した浜の賑わいづくり」、「漁業者と浜を支える漁協づくり」を５つの基本目標とし、施策の方向性や取組方針などをとりまとめたところです。

今後は、県議会をはじめ、パブリックコメントにより県民の皆様のご意見をお聞き

しながら、今年度中の策定に向けて検討を進めてまいります。

（日韓水産関係交流について）

本県は東シナ海等の水産資源や漁場を韓国と共有しており、水産資源の保持、資源管理の確立、安全操業の確保等を図る上で、日韓の相互理解は益々重要になっております。

このような中、平成５年から実施している「日韓海峡沿岸水産関係交流会議」については、去る１０月２８日に日本側の長崎、山口、福岡、佐賀の４県と韓国側の釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道の１市３道の水産行政担当者並びに研究者が参加して、済州特別自治道で交流会議を開催いたしました。

会議では、種苗放流の実施状況や漁業人材の確保などについて情報交換を行い、イシダイ２千尾を共同放流するなど、水産資源を共有する両国間の連携を深めたところであります。

引き続き、韓国との交流を通して相互理解の促進に努めてまいります。

（水産物の海外プロモーションについて）

人口減少等により国内市場が縮小するなか、拡大している海外市場を獲得していくことは非常に重要であり、そのためには、海外のニーズを把握して生産体制を整備するとともに､現地における本県産水産物の認知度を向上させることが必要となります。

去る１０月２０日、タイのバンコクにおいて、知事のトップセールスによる「長崎鮮魚フェア」を実施いたしました。

タイでは日本食が人気で寿司店も多く、クロマグロも好まれていることから、本県産養殖クロマグロの解体ショーの様子について現地インフルエンサーによる配信を行い、広く PR することが出来ました。

また、１１月８日には、中国上海において輸入再開後のシェア回復を図るため、知事のトップセールスによる「長崎鮮魚」プロモーションを行いました。

今後も海外販路の拡大につながるような効果的なプロモーション活動を行い、本県産水産物の輸出拡大を図ってまいります。

（さかな祭りについて）

去る９月２７日、松浦魚市場において「第２６回松浦おさかなまつり」が開催され、約６千人が来場しました。会場では、魚のつかみどりやアジの試食会、海鮮味噌汁の無料配布などが行われ、賑わいました。

１１月２日には、長崎魚市場において、「第４２回長崎さかな祭り」が開催されました。模擬セリや魚のすくい捕り、長崎県産養殖ヒラスや養殖マグロの刺身、くじら雑煮の試食会など、様々なイベントが催され、約３万人の来場者で大きな賑わいを見せました。

また、１１月９日には、佐世保魚市場において、「第２５回西海の恵（めぐみ）佐世保漁港お魚まつり」が開催され、約２万８千人が来場しました。マグロの解体即売や模擬セリ、お魚バーベキューなどが行われ、会場は大いに盛り上がりました。

今後とも、より多くの消費者に本県水産物の魅力を伝える機会を設け、魚食と地産地消の推進に努めてまいります。

（第６３回長崎県水産製品品評会について）

去る１１月６日に長崎市内において、本県水産加工品の品質及び製造技術等の向上を図り、本県水産加工業の振興に寄与することを目的として「第６３回長崎県水産製品品評会」を開催しました。

品評会では、乾製品（かんせいひん）、ねり製品、塩干品（えんかんひん）、調味加工品及びデザインの各部門を対象

に、総審査点数２１０点の中から受賞製品が選ばれ、１１月２８日に長崎市内で開催した表彰式において農林水産大臣賞、水産庁長官賞、長崎県知事賞などが、優秀製品１５点に対して授与されました。

（研究事業評価の実施について）

外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関が行う研究事業について、去る１１月１１日に評価委員会から知事へ意見書が提出されたところであります。

審議対象である研究事業３５件のうち、水産部関係については、戦略プロジェクト研究２件、経常研究６件、計８件をご審議いただき、事前評価においては「積極的に推進すべきである」及び「概ね妥当である」、途中評価おいては「計画どおり進捗しており、継続することは妥当である」、事後評価おいては「計画以上の成果をあげた」及び「概ね計画を達成した」の評価を受け、その結果については、県ホームページを通し、県民の皆様にも広く公表しております。

今後とも、評価委員会からの意見を踏まえ、本県の水産業振興につながる効果的な研究事業の実施を図ってまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。水産部関係分については、提出している資料のとおりであります。

事務事業評価については、１１件の事業群評価調書により、３４件の事業を評価いたしましたが、そのうち２７件の事業について、令和８年度に向けて、「改善」を検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、県ホームページなどを通し、県民の皆様

にも広く公表しております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和７年１１月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

（追加１）

水　　産　　部

【農水経済委員会関係議案説明資料（水産部）の３頁１３行目から４頁１行目までを削除し、３頁１２行目の次に、次のとおり挿入する。】

本県水産業の振興方針を定めた「長崎県水産業振興基本計画」が令和７年度に終期を迎えることから、令和８年度から５年間の本県水産業の目指す姿と方向性を示す計画として、次期計画の策定に向け検討を進めております。

去る９月定例県議会農水経済委員会においてご審議いただいた計画骨子案をもとに、漁業者、加工流通業者、漁業関係団体、学識経験者、公募委員からなる検討委員会でいただいたご意見やご提案を反映し計画素案を作成いたしました。

次期計画においては、「力強く稼ぎ持続的に成長する水産業と漁村の賑わいづくり」を基本理念とし、「持続可能で収益性の高い経営体づくり」、「国内外に美味しさを届けるネットワークづくり」、「水産業を未来につなぐ人づくり」、「海とさかなの魅力を活用した浜の賑わいづくり」、「漁業者と浜を支える漁協づくり」の５つを基本目標とする施策の方向性や取組方針などをとりまとめたところです。

今後は、県議会をはじめ、パブリックコメントなど県民の皆様のご意見をお聞きしながら、今年度中の策定に向けて検討を進めてまいります。

【農水経済委員会関係議案説明資料（水産部）の４頁１５行目に、次のとおり挿入する。】

（１経営体あたりの平均漁業所得額について）

浜の活力再生プランに参加する漁業者の、令和６年における１経営体あたりの平均漁業所得額を取りまとめた結果、まき網等の一部の漁業種類において水揚げが増加したものの、沿岸の多くの漁業種類において漁獲量が減少し、魚価の低下もあったことから、１経営体あたりの平均漁業所得額は４２７万１千円と令和５年から８％減少しております。

また、燃油や飼料、資材等の価格は高止まりが継続しており、漁業経営に影響を及ぼしている状況であるため、引き続き、スマート水産業の推進による生産活動の効率化や省力化、漁業の多角化、海業や６次産業化による収益性の高い経営体の育成などに取り組み、さらなる漁業所得の向上を図ってまいります。

令 和 7 年 11月 定 例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 経 済 分 科 会
関 係 議 案 説 明 資 料

農　　林　　部

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１０３号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分

第１０６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）のうち関係部分

であります。

それでは、まず、第１０３号議案「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	３６２万　７千円の減
諸収入	２７５万　５千円の減
合計	６３８万　２千円の減

歳出予算は、

農業費	６，７１５万　４千円の減
畜産業費	９，１８５万　１千円の減
農地費	２，２５７万　７千円の減
林業費	３０８万　８千円の増
合計	１億　７，８４９万　４千円の減

となっております。

これは、農林部職員の給与費について、既定予算の過不足を調整するものです。

（繰越明許費について）

繰越明許費については、調査が必要な箇所が発生し、その計画、設計に時間を要していること等により年度内に適切な工期が確保できないことから、

土地改良費		３，０００万　円
農地防災費		１，６００万　円
治山費	１億	７，６２５万　円
合計	２億	２，２２５万　円

を設定しようとするものであります。

次に、第１０６号議案「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

環境保全費		２６万	５千円の増
農業費	１億	１，５３９万	１千円の増
畜産業費		２，４３５万	２千円の増
農地費		３，６１４万	４千円の増
林業費		２，９４３万	３千円の増
合計	２億	５５８万	５千円の増

となっております。

これは、職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和７年１１月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

農　　林　　部

農林部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１３１号議案　「契約の締結について」

第１３２号議案　「契約の締結について」

第１３４号議案　「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０について」のうち関係部分

第１３５号議案　「第４期ながさき農林業・農山村活性化計画について」

であります。

はじめに、事件議案についてご説明いたします。

第１３１号議案及び第１３２号議案「契約の締結について」は、長崎県農林技術開発センター・農業大学校施設整備に係る新築工事等の請負契約を締結しようとするものであります。

次に、計画議案についてご説明いたします。

第１３４号議案「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の５つの柱の

もと、１２の基本戦略を掲げる令和８年度からの５ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、農林部関係部分では、基本戦略「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」において、「力強く稼ぎ持続的に成長する農林業づくり」として、農地・集出荷施設等の生産基盤整備やスマート技術等の導入などを推進するとともに、「次代を担う意欲あふれる担い手の確保・育成」では、県内外からの人材の呼び込みと受入体制の充実などを推進してまいります。

また、基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」においては、「長崎の食の賑わいの創出」として、県民や観光客など誰もが本県の食を体験し、味わうことができる食の賑わいの場の創出に向けた試行や実証に取り組むほか、「地域の魅力を活かした農山漁村の賑わいづくり」では、農山村における地域資源の価値や魅力を活かした農泊や直売所などのアグリビジネスを推進してまいります。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

第１３５号議案「第４期ながさき農林業・農山村活性化計画について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました農林行政の新たな計画について、名称を「第４期ながさき農林業・農山村活性化計画」とし、令和８年度からの本県農林業・農山村の目指す姿と方向性を示した５ヵ年計画として策定しようとするものであります。

本計画においては、「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村の実現」を基本理念とし、「意欲あふれる経営力の高い担い手の確保・育成」を一層推進するとともに、気候変動及び社会情勢等の環境変化に対応した「生産性の高い足腰が強く活

力ある産地の形成」、地域の魅力を活かした「賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくり」を３つの柱として施策を展開していくこととし、本県農林業が将来にわたって維持・発展していくよう取り組んでまいります。

続きまして、農林部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

（県内における「ミカンコミバエ」の防除対策の実施について）

ミカンコミバエについては、１１月１０日時点で、県内１０市町において過去最大であった令和３年度を大きく上回る１，１４０頭が捕獲されているほか、幼虫が侵入している寄生果実が、民家の落下果実等で確認されております。

そのため、９月１２日から１８日にかけて有人ヘリを用いて、雄の成虫を誘殺するテックス板を約６万枚散布する航空防除を実施したほか、国や市町、関係団体と連携のうえ、１０月末時点で延べ１，２１４名を動員してテックス板を約１５万枚設置したところです。また、寄生果実が確認された地域では、住民や生産者の皆様のご協力を得ながら、柿などの不要果実の処分を行い、まん延防止対策に最大限取り組んできたところです。

これらの対策の効果に加えて、ミカンコミバエは、気温１３度以下では発育できないとされていることから、今後、気温の低下に伴い、捕獲頭数は減少し収束していくものと考えておりますが、県内の果樹や野菜生産、販売などに影響を及ぼすことがないよう、引き続き監視と防除対策の実施に万全を期してまいります。

（鳥インフルエンザ対策について）

高病原性鳥インフルエンザにつきましては、渡り鳥が飛来し発生リスクが高まる秋冬期において過去２番目に早い１０月２２日に北海道の採卵鶏農場で国内１例目が確認されました。また、１０月２４日には、九州で今シーズン初となる野鳥の鳥インフ

ルエンザが宮崎県で確認されており、すでに国内の広い地域に当該ウイルスが侵入し、全国どこで発生してもおかしくない状況にあると考えられます。

そのため、県では１０月２３日に農業関係団体等を参集して鳥インフルエンザ防疫対策会議を開催し、防疫体制の確認並びに農場等における本病の侵入防止対策の徹底を周知するとともに、１０月２４日から流行期が終わる来年５月のゴールデンウィーク明けまで、家畜保健衛生所の職員が家きん農場に対する注意喚起と飼養鶏における異状の有無について、毎週末確認をすることといたしました。

加えて、県独自の取組として、１１月１０日から１１月２８日にかけて、県内全家きん農場１１７戸に消毒用の消石灰を配布し、家きん舎周囲及び施設辺縁部の緊急消毒を実施しております。

また、万一、県内で発生した場合の迅速な初動防疫体制確認のため、１０月２７日に県域での防疫机上演習を行ったところであり、各振興局においては防疫実地演習も順次実施したところであります。

今後とも、関係部局、関係団体等と緊密に連携し、最大限の警戒態勢のもと、万全の防疫対策に取り組んでまいります。

（タイにおけるトップセールスについて）

去る１０月１８日から２１日まで、本県農産物等のさらなる輸出拡大を図るため、大石知事をはじめ、外間県議会議長、農業団体の皆様とともにタイ・バンコクを訪問しました。

今回の訪問では、長崎和牛のさらなる輸出拡大に向け、新たに長崎和牛指定店として現地日本食レストランなど５店舗を認定したほか、長崎和牛やいちごを取り扱う現地商社を訪問し、タイにおける本県農産物の販路や需要拡大など今後の輸出促進に向けての意見交換を行いました。

また、現地流通関係者や在タイ日本国大使館、ジェトロ・バンコク事務所など関係

機関等を招いたレセプションを開催し、知事による長崎和牛やいちご、水産物、加工品等の食と観光についてのプレゼンテーションを行うなど、本県の多彩な魅力を発信したところです。

このほか、現地のＪＷマリオットホテル・バンコクにおいて１１月から１２月にかけて実施される「長崎県フェア」のメディア向けプレイベントを開催しました。今回のプレイベントでは、現地メディア２５社３２名の参加のもと、フェアで使用する長崎和牛や鮮魚、カステラ、県産酒など本県食材の魅力について知事と現地インフルエンサーによるトークセッションで紹介したほか、生産者による長崎和牛のＰＲや料理試食会を実施し、現地のテレビ局や新聞のウェブニュースなど様々なメディアに取り上げられ、フェアの集客につながるものと期待しております。

今回のトップセールスでは、県と県議会、農業団体が一体となって取り組んだことにより、現地商社との信頼関係を深める機会になるとともに、県内外の流通関係者や県内の産地等に対して、本県の輸出促進に向けた取組をアピールできたものと考えております。

県としては、今回の訪問で得られた関係性を活かしながら、農産物の輸出拡大に取り組み、農業者の所得向上につなげてまいります。

（長崎みかん（早生温州）初売りイベントについて）

去る１１月１日、東京都大田市場において、本年産長崎みかん（早生温州）の出荷開始にあわせ、全国農業協同組合連合会長崎県本部の主催により、長崎みかんの銘柄向上と買参人へのＰＲおよび販売促進を目的として、「長崎みかん（早生温州）初売りイベント」が開催されました。

当日は、大石知事や生産者代表、市場関係者などの出席のもと、知事によるトップセールスや長崎みかん（早生温州）のサンプル配布等が行われ、盛会のうちに終了いたしました。

１１月８日現在、長崎みかん（早生温州）の販売単価は、１キログラムあたり３５５円と、過去３年の平均に比べ２パーセント高い金額で取引されており、今回の取組により市場関係者に対し、しっかりＰＲすることができたものと考えております。

県といたしましては、引き続き関係団体と一丸となって、長崎みかんの一層の品質向上と安定出荷、ＰＲ等に取り組み、本県農業者の所得向上につなげてまいります。

（長崎四季畑の認証商品の決定について）

長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」については、県産農産物の活用促進並びに農林業者、食品事業者の所得向上・農山村地域の活性化を図るため、平成２４年度から県産農産物を原材料として製造・販売している優れた農産加工品を県が認証し、商品のＰＲや販売支援に取り組んでおります。

令和７年度は、新規の１６商品及び認証期間３年を経過する２６商品について更新の申請があり、去る１１月１０日に学識経験者等で構成する総合審査会を開催し、味覚、長崎県らしさ、商品力等の視点から厳正な審査を実施した結果、新規の１３商品及び更新の２６商品が選定され、来年２月に認証式を行うこととしております。これにより、「長崎四季畑」の認証数は既認証数と合わせて計１４５商品となります。

認証商品については、購入できる場所を掲載した「長崎四季畑」リーフレットを作成し、県内販売店や公共施設等へ配布するほか、県内外の販売店や各種イベント等におけるフェアの開催、商談会への誘導等を行うなど、「長崎四季畑」のさらなる認知度向上や販売促進に取り組んでまいります。

（長崎・食の賑わい創出プロジェクトの進捗について）

本プロジェクトでは、令和６年度の調査結果に基づき、県民や観光客に対し、地域や食材の価値、生産者の思いが伝わる食体験を提供する場の試行・実証を行うほか、料理人や生産者など、食に関わる人々がつながりをつくる交流の場づくりや魅力発信

の強化に取り組むこととしております。

去る１０月１１日には、県北地域の万津エリアにおいて、佐世保朝市や地元の関係者、市町等と連携し、訪れた人々が平戸市のかまぼこや佐世保市の農産加工品など、様々な食を味わい、楽しめるイベントを初めて開催し、盛況のうちに終了いたしました。

今後は、冬の本格試行に向け、今回行われた取組の課題を整理したうえで、旬の食材を味わえる朝食提供の仕組みづくりなどを検討していくこととしており、食の賑わいの場創出の実現に向けて、施策の推進に努めてまいります。

（長崎県和牛共進会について）

去る１１月６日、雲仙市の県南家畜市場において、外間県議会議長及び地元選出県議会議員の皆様をはじめ、関係団体の代表者をお迎えして、公益社団法人全国和牛登録協会長崎県支部、農協等関係団体及び県で構成する「全国和牛能力共進会『長崎和牛』推進協議会」の主催による、「令和７年度長崎県和牛共進会」が開催されました。

本大会は、全国和牛能力共進会の開催予定年の２年前に開催することで、長崎和牛の改良の成果を確認・検証し、併せて関係者一同が全共に向けた取組意欲の高揚を図る重要な共進会であり、県内の主要な肉用牛産地から選抜された代表牛４４頭に加え、農業高校及び農業大学校から代表牛５頭を集めて厳正な審査が行われました。

審査の結果、第１区（若雌の１）では松浦市の市山浩司氏、第２区（若雌の２）では平戸市の前川常太郎氏、第３区（繁殖雌牛）では佐世保市の鳥山幸喜氏、第４区（高等登録群）では平戸市の株式会社石井牧場様の出品牛が優等賞を受賞し、このうち、第３区の鳥山氏の出品牛が栄えある最優秀賞に輝きました。

また今回の審査について、全国和牛登録協会の工藤事務局長からは、「中躯（ちゅうく）（肋骨部分）の張りがもう少し欲しい牛や蹄（ひづめ）の手入れ、後肢（こうし）の強さが惜しまれる牛が散見された。また、雌牛らしく見せるためには角（つの）の矯正も必要。今後、そのような点の完成度

を高めてもらいたい」との講評を頂きました。

今回の結果を踏まえ、今後とも生産者の意欲高揚を図りながら、令和９年８月に開催予定の「第１３回全国和牛能力共進会北海道大会」での日本一奪還へ向けて、推進協議会を中心に生産関係者一丸となって出品対策に取り組んでまいります。

（全日本ホルスタイン共進会について）

去る１０月２５日から２６日にかけて「第１６回全日本ホルスタイン共進会」が北海道において開催されました。本共進会は、乳牛が長期間健康で生乳を多く生産でき長持ちするために必要な体型の改良度合いを比較展示するため、各都道府県を代表する乳用種を一堂に集めて、５年に１度開催されるものです。本県からは３頭が出品し、そのうち、経産牛第８部（ジュニア２歳クラス）に出品した１頭が本県史上初となる「優等賞１席（部別第１位）」と、最も優れた乳器の牛に与えられる最高賞である「ベストアダー賞」を獲得しました。

受賞した出品牛は、ながさき県酪農業協同組合 組合長　宮本貞次郎（ていじろう）氏が代表を務める雲仙市瑞穂町の株式会社Ｓ．Ｔ．Ｍ ＨＯＬＳＴＥＩＮ（エスティーエム ホルスタイン）が出品した２８ヶ月齢の経産牛で、「乳牛全体のバランスに優れ、肢蹄（したい）や乳器の美しさが特に際立っている」との講評をいただくなど、優等１席にふさわしい経産牛であり、今回の受賞は、本県の酪農家による長年の改良の積み重ねが実を結んだ結果として、県内の酪農家の今後の生乳生産や乳牛改良などの励みになるものであります。

これを契機に、県としましても、より一層生産者や関係団体と一体となって本県酪農の更なる発展に向け取り組んでまいります。

（「諫早湾干拓農地の賃貸借に関する基本方針」の見直しについて）

諫早湾干拓農地においては、平成２０年４月の営農開始以来、これまで貸し手である（公財）長崎県農業振興公社と借り手である営農者との間で、農業経営基盤強化促

進法に基づく利用権設定により賃貸借契約を行っておりましたが、同法が改正され、令和７年度からは農地法による貸付けに移行することになりました。これに伴い、「諫早湾干拓農地の賃貸借に関する基本方針」の見直しが必要となったことから、農業関係者の代表や法律の専門家、学識経験者など８名からなる「諫早湾干拓農地の貸付け等に関する検討委員会」を設置のうえ、去る６月４日から９月１８日にかけて、計３回の検討委員会を開催し、様々な意見、提言をいただきました。これらを踏まえ、契約期間を現在の５年間から原則１０年間に改めることや、審査委員会とは別に契約の中間年に経営評価委員会を開くことなどを内容とした報告書がとりまとめられ、これに基づき、県及び公社は、１１月１０日に基本方針を改正したところです。

現在、諫早湾干拓農地の未利用地５８．１ｈａを１２月２２日まで公募しているところであり、今後は、この基本方針に基づいて、入植希望者の審査と選定を進めることとしております。

県としましては引き続き、諫早湾干拓地の営農の推進に努めてまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。農林部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。事務事業評価については、１４件の事業群評価調書により、８８件の事業を評価いたしましたが、そのうち７１件の事業について、令和８年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

（研究事業評価について）

外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関が行う研究事業について、去る１１月１１日に委員会から知事へ意見書が提出されました。

審議対象であった研究事業３５件のうち、農林部関係について、農林技術開発センターが企画立案しました１２件をご審議いただきました。具体的な評価については、バレイショ「アイマサリ」において、県内産種いも規格内収量を８０％に高める栽培体系を確立する研究課題「バレイショ「アイマサリ」の速やかな普及を図るための種いも生産体系の確立」の１件が「計画以上の成果を上げた」のＳ評価を受け、繁殖雌牛の長期不受胎牛の状態評価および予後予測技術と受精卵移植を活用した研究課題「繁殖雌牛の長期不受胎化予測および受胎支援システムの構築」など１１件が「概ね妥当である」、「概ね計画を達成した」等のＡ評価を受け、全課題が妥当と評価されたところであります。

なお、評価結果については、県ホームページ等を通じ県民の皆様にも広く公表するとともに、評価を踏まえて研究内容等について所要の見直しを行い、研究事業の効果的、効率的な実施を図ってまいります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和７年１１月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料
（追加１）

農　　林　　部

【農水経済委員会関係議案説明資料(農林部)の４頁７行目から２０行目まで削除し、４頁７行目に次のとおり挿入する。】

（県内における「ミカンコミバエ」の防除対策の実施について）

ミカンコミバエについては、１１月２５日時点で、県内１０市町において過去最大であった令和３年度を大きく上回る１，２８２頭が捕獲されているほか、幼虫が侵入している寄生果実が、民家近くの落下果実等で確認されております。

そのため、９月１２日から１８日にかけて有人ヘリを用いて、雄の成虫を誘殺するテックス板を約６万枚散布する航空防除を実施したほか、国や市町、関係団体と連携のうえ、１１月末時点で延べ１，２８７名を動員してテックス板を約１５万枚設置したところです。また、寄生果実が確認された地域では、住民や生産者の皆様のご協力を得ながら、柿などの不要果実の処分を行い、まん延防止対策に最大限取り組んできたところです。

これらの対策の効果に加えて、ミカンコミバエは、気温１３度以下では発育できないとされていることから、今後、気温の低下に伴い、捕獲頭数は減少し収束していくものと考えておりますが、引き続き、住民や生産者に対し、不要果実等の適切な除去について、周知徹底を図るとともに、万が一越冬し捕獲された場合に備え、来年２月から３月にかけてテックス板を再度設置するなど、国の指導にそって県内の果樹や野菜生産、販売に影響を及ぼすことがないよう、監視と防除対策に万全を期してまいります。

令和７年１１月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会

関係議案説明資料

第１３６号議案
令和７年度長崎県一般会計補正予算（第７号）
のうち関係部分

産業労働部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第１３６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第７号）のうち関係部分
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

（歳　出）

商　　工　　費	３０億　１，２８４万　１千円の増	
合　　計	３０億　１，２８４万　１千円の増	

を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、
◎産業政策課
（中小企業振興費について）
特別高圧電力を利用している県内事業者の電気代高騰分への支援に要する経費として、
特別高圧電力高騰対策支援事業費　　１億　６，１６９万　１千円の増
ＬＰガスを利用している県内事業者のガス代高騰分への支援に要する経費として、
事業者向けＬＰガス価格高騰緊急対策支援事業費
９，４７７万　２千円の増
を計上いたしております。

◎新産業推進課

（ふるさと産業振興費について）

陶土の急激な価格高騰の影響を受けている陶磁器産地に対し、町と連携して支援する経費として、

陶土価格高騰緊急対策支援事業費　　５，６３７万　８千円の増

を計上いたしております。

◎経営支援課

（商業振興費について）

食料品などの価格高騰の影響を受けている県民生活の下支えや県内事業者の売上拡大、キャッシュレス化の推進を図るため、市町と連携し、プレミアム付商品券発行事業等を実施する経費として、

ながさき消費拡大・地元企業応援事業費　　２７億　　円の増

を計上いたしております。

（繰越明許費について）

繰越明許費についてご説明いたします。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、今回の経済対策補正により実施する事業であり、次年度にかけて引き続き支援に取り組む必要があることから、

特別高圧電力高騰対策支援事業費　　１億　６，１６９万　１千円

事業者向けＬＰガス価格高騰緊急対策支援事業費　　９，４７７万　２千円

陶土価格高騰緊急対策支援事業費　　５，６３７万　８千円

ながさき消費拡大・地元企業応援事業費　　２７億　　円

合　　計　　３０億　１，２８４万　１千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令 和 7 年 1 1 月 定 例 県 議 会

予算決算委員会農水経済分科会
関 係 議 案 説 明 資 料

水　　産　　部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１３６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第７号）のうち関係部分

であります。

今回の補正予算は、国において決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

分担金及び負担金	１億２，８１９万７千円の増
国　庫　支　出　金	３２億７，２１５万２千円の増
合　　計	３４億　　３４万９千円の増

歳出予算は、

水　産　業　費	５７億１，６４２万１千円の増
合　　計	５７億１，６４２万１千円の増

となっております。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

（分担金及び負担金について）

水産流通基盤整備事業及び水産生産基盤整備事業、漁港漁村活性化対策事業等に係る地元負担金の増に伴い、

分 担 金 及 び 負 担 金	１億２，８１９万７千円の増

を計上いたしております。

（国庫支出金について）

水産環境整備事業及び水産流通基盤整備事業、水産生産基盤整備事業等に係る国庫負担金及び国庫補助金の増に伴い、

国　庫　支　出　金　　３２億７，２１５万２千円の増

を計上いたしております。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

（漁業経営セーフティーネット活用促進事業費について）

燃油価格高騰の影響を受けている漁業者に対し、漁業経営セーフティーネット制度への加入・継続を支援するための経費として、

漁業経営セーフティーネット活用促進事業費　　１億９，６４４万１千円の増

を計上いたしております。

（養殖用配合飼料高騰対策事業費について）

配合飼料価格高騰の影響を受けている養殖業者に対し、漁業経営セーフティーネット制度への加入・継続を支援するための経費として、

養殖用配合飼料高騰対策事業費　　３億９，０６４万１千円の増

を計上いたしております。

（水産基盤整備について）

漁場水産基盤整備費で、

水 産 環 境 整 備 費　　１３億７，６００万　　円の増

県営漁港水産基盤整備費で、

水産流通基盤整備費	３億４，２００万	円の増
水産生産基盤整備費	１７億６，８１０万	円の増
機能保全事業費	６億　３０６万	円の増
漁港施設機能強化事業費	１億１，０００万	円の増
漁港漁村活性化対策費	５億　４６５万	円の増

市町村営漁港水産基盤整備費で、

水産生産基盤整備費	１億９，６８３万９千円	の増
機能保全事業費	１億９，１３４万	円の増
漁港漁村活性化対策費	３，７３５万	円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な事業期間が確保できないことから、

水産業指導費	１億９，６４４万１千円
水産業振興費	３億９，０６４万１千円

として、繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、先の県議会において設定した繰越明許費について、

漁場水産基盤整備費	１３億７，６００万	円の増
県営漁港水産基盤整備費	３３億２，７８１万	円の増
市町村営漁港水産基盤整備費	４億２，５５２万９千円	の増

として、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和７年１１月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会
関係議案説明資料

農　　林　　部

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１３６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第７号）のうち関係部分

第１３７号議案　令和７年度長崎県県営林特別会計補正予算（第１号）

であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

それでは、まず、第１３６号議案「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第７号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

分担金及び負担金	７億　５，２０６万	円の増
国庫支出金	３９億　４，４３７万	４千円の増
合計	４６億　９，６４３万	４千円の増

歳出予算は、

畜産業費	１億　４３４万	８千円の増
農地費	５３億　４，５３９万	７千円の増
林業費	１７億　３，３２３万	２千円の増
合計	７１億　８，２９７万	７千円の増

となっております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（飼料の価格高騰への対策について）

飼料価格の高止まりにより経営が圧迫されている畜産農家に対して「配合飼料価格安定制度」に加入する生産者積立金及び単体飼料購入費への支援に要する経費として、

飼料対策費	１億　４３４万	８千円の増

を計上いたしております。

（農業農村の整備について）

意欲ある担い手の規模拡大を推進し、農業農村の健全な発展を図るため、その基礎的条件である生産基盤の整備に要する経費として、

県営かんがい排水費	４，１９６万	８千円の増
県営畑地帯総合農地整備費	３２億　６，４８１万	８千円の増
基幹農道整備費	１億　５，５３０万	４千円の増
経営体育成基盤整備費	６億　５，０６８万	２千円の増

を計上いたしております。

（農地等の保全について）

災害を未然に防ぎ、安定的な農業生産を確保するため、農地及び農業用施設等の保全対策の推進に要する経費として、

ため池等整備費	１１億　８００万	円の増
地すべり防止対策費	６，９３３万	８千円の増
海岸保全費	１，０１８万	円の増

を計上いたしております。

（国営諫早湾干拓事業について）

諫早湾干拓北部排水門のワイヤーロープ製作・交換工事及び予備ゲートの製作に係

る国が行う事業の県の負担分に要する経費として、

諫早湾干拓事業推進費　　４，５１０万　７千円の増

を計上いたしております。

（きのこ生産者に対する支援等について）

きのこの生産資材導入経費の一部及び間伐材の生産、森林作業道開設に係る支援に要する経費として、

森林整備地域活動支援事業費　　７，２５１万　９千円の増

を計上いたしております。

（森林の整備について）

水源のかん養や県土の保全など、森林の有する公益的機能を発揮するため、間伐等の森林整備に要する経費として、

森林環境保全整備事業費（造林公共）　　４億　７，３６８万　８千円の増

を計上いたしております。

（防災・減災対策事業について）

森林の防災・保水機能を適切に発揮するため、山地災害危険地区等において、治山施設の整備による土石流・山腹崩壊等の抑制対策に必要な経費として、

山　地　治　山　費　　９億　３，４５０万　　円の増

共生保安林整備費　　８，４００万　　円の増

地すべり防止費　　１億　６，８５２万　５千円の増

を計上いたしております。

（債務負担行為について）

１　「県営畑地帯総合農地整備費」は、岡南部地区等における工事請負契約に係る令和８年度から９年度までの支払額の債務負担として、４１億１，３４０万円を措置するものであります。

２　「経営体育成基盤整備費」は、木田地区等における工事請負契約に係る令和８年度から１０年度までの支払額の債務負担として、１３億１，５００万円を措置するものであります。

３　「ため池等整備費」は、大久保地区等における工事請負契約に係る令和８年度から１０年度までの支払額の債務負担として、２５億４，７２５万円を措置するものであります。

４　「地すべり防止対策費」は、生月地区等における工事請負契約に係る令和８年度から９年度までの支払額の債務負担として、２億５，０００万円を措置するものであります。

（繰越明許費について）

繰越明許費については、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、

飼料対策費	１億　４３４万　８千円
林業振興費	７，２５１万　９千円
造林費	４億　７，３６８万　８千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、先に設定した繰越明許費を追加することとし、

土地改良費	４１億　４，２７７万　２千円

農　地　防　災　費　　１２億　　３５１万　８千円

治　　山　　費　　１３億　６，３２７万　５千円

に変更しようとするものであります。

次に、第１３７号議案「令和７年度長崎県県営林特別会計補正予算（第１号）」についてご説明いたします。

歳入予算は、

国　庫　支　出　金　　９，０００万　　円の増

歳出予算は、

林　　業　　費　　９，０００万　　円の増

となっております。

これは、県営林内において、間伐による森林整備の促進及び木材の搬出利用拡大を図るため、基盤となる長期間利用可能な路網を整備するための経費であります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、

造　　林　　費　　９，０００万　　円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。